

# 刑 政

號 月 四

行發會協務刑 財  
人 圖

◇行刑作業に於けるディレクタマ…………… 卷 頭 言 (一)

◇行刑の本質より觀たる作業の賦課指導に就て…………… (二)

序 詞…………… R K 生	受刑者の作業賦課指導…………… 有馬四郎助
作業賦課問題…………… 菊屋 哲 公	作業制度の改善…………… 北崎唯次郎
指導方法の理想化…………… 秋保謙四郎	作業種別の刑務所を…………… 白井勇 松
職受教育場たらしめよ…………… 北林 大 壽	少年受刑者と作業に就て…………… 石 澤 信 次
作業賦課と教化…………… 小笠原覺雄	素質に適應して…………… K S 生
職業指導機關設置…………… 吉 留 義 憲	作業賦課指導の問題…………… 中濱亥三郎
行刑作業に就て…………… 益 山 生	余の理想的に考ふる方法…………… 富井隆 信
社会生活を基調にして…………… 齋藤 信 一	

◇受刑者の異進處遇…………… 行刑局長法學博士 泉二新熊氏談…………… (三)
◇受刑者の發明考案に關する考案…………… 司法省囑託 前 田 靜 雄…………… (四)
◇諸 家 諸 説…………… (深井博士、三輪田元道、村松梢風、石井敬生)…………… (五)
◇刑務所に於けるクリニツク、ニューヨークの國民犯罪調査委員(海外時報)…………… (六)
◇英國感化院の近況…………… 堤 香 川 敬 助…………… (七)
◇刑 獄 聞 集…………… 生…………… (八)
◇受刑者の觀たる一米國監獄…………… 隆…………… (九)
◇家庭のページ、生きた英語、休憩所、行刑統計、刑務令規、地方だより、本會々報…………… (一〇)



柏林モアビート刑務所

【モアビート刑務場】 ベルリン市の中央裁判所裏手に建てられてあり、廊下を以て裁判所と聯絡されてゐるから大変便宜である。神戸や京都のよりもつとましく出来てゐて、すぐに法廷に出られるやうになつてゐる。寫眞は拘留場の正面で、簡単な表門あり、通用門より自由に入出し得、刑務所らしい感じはしない。收容力は千三百人で獨居四四四雜居六〇房ある、主として刑事被告人を拘禁し其他カトリック及ユダヤ教に屬する二週間未満の成年男禁錮受刑者、及二週間未満の拘留男受刑者等を收容してゐる。

【デーゲル刑務所】(裏面参照) 柏林の郊外、市電終點ゼー、スツラーセから約半里のところにあつて、受刑者専用電車の電車引込線の敷かれてゐるので有名な刑務所である。その引込線は寫眞に示す如く正面の小門より表門を通り戒護區域に入つてゐる。表門は開放式ではないが、街路と相當の間隔をおいて建てられ、街路に接しては普通官衙に見る如き小門を配し、その兩側には官舎を建設し刑務所らしい外觀を避けてゐる。主として新教に屬する(カトリック及ユダヤ教を除く)一週間以上の成年男禁錮受刑者を拘禁し 尙外に少數の二週間以上の成年男拘留受刑者を收容してゐる。



### 行刑作業に於けるデイレムマ

行刑の個別處遇といふことは勿論作業試験の上にも及ばねばならぬ原則であります。戒禁拘禁上各個人の種々なる事情が参酌されねばならぬ様に作業に於ても亦種々なる事情が参酌されねばならぬことは監獄法第二十四條に規定するところでありませう。

けれども今日の社會に於て人々の生活の方法は洵に千萬萬別であります。刑務所に於ける様に限定された業種を以つて果して解放後の生活の方法と爲し得るでありませうか。作業の個別處遇、業種の決定、正に二の事反した觀念であります。

前者によらんか行刑は作業施設に忙殺されたものでありませう。後者によらんか就職難は再び釋放者を犯罪に陥らしめるのでありませう。

此の事反せる二つの觀念は行刑作業に於ける大きなデイレムマであります。われわれは其の何れによつてよいでしようか。

國逸のエルガー典義は次の様に言ひました。

「行刑は個別處遇を原則とする、けれども行刑が團體處遇 Massenbehandlung を前提とすることを忘れてはならぬ。」

解釋すれば「團體的個別處遇を完成せよ」といふことであります。

しかり、われわれは受刑者に作業を賦課するに當り適合する團體に配屬せしむることと、それによつて各人が如何なる仕事に就かうともそれに全力を傾注する様に仕向けてやらねばなりません。

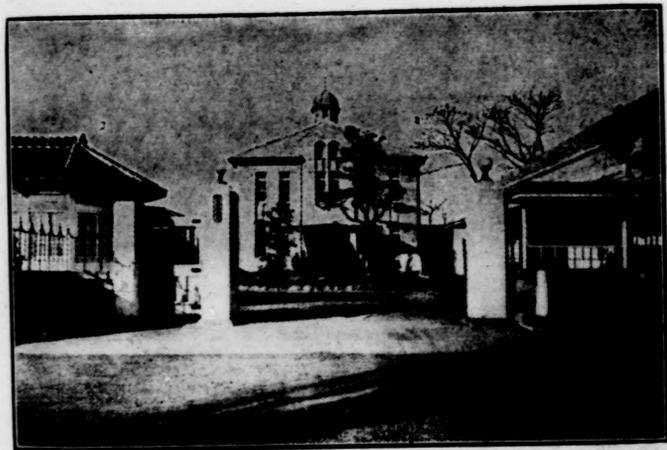
況んや行刑作業は受刑者將來の生計を立てる様に於てやることもさること乍らその根本の精神が被等々を勉勵ならしむるにあるに於てをやであります。

— Make men diligent and they will be honest... John Howard —

(44)



(照參明説面前) 所務刑ルゲーテ林伯



(照參事記又本) 所務刑附呂たれさ榮朝

本號の問題

行刑の本質より觀たる作業の  
賦課指導に就て

序 詞

受刑者に對する作業賦課の問題は、大きく云へば行刑有終の美を發揮し得るや否やと云ふ、實に重大な役目を担つてゐるのであつて、われ／＼刑務界にあるものゝ研究もし又實地に之を理想化すべく努力を要するものである。こゝに於てかこの問題は從來種々論議され、その最善と認めらるべきプリンシプルは現に存在してゐることも見られるが、更に之を討議し研究して、よりよき方策を得、之れによつて現今の狀態を轉回せしむべく促進すべきであると云ふ考へから、本誌は主として行刑の實務に當りて、作業賦課指導の問題を實地に行つてゐられる貴務家諸氏に對して、

- 一、受刑者に作業を賦課するに際して如何なる点を考慮せらるゝや。
  - 二、一般に所謂職業選擇指導に對比して拘禁生活者のそれには特殊の事情ありや。
  - 三、費下の最も理想的と考へらるゝ作業賦課指導の方法。
  - 四、前項の問題に當り現行法規により妨げらるゝ点なきや。
  - 五、其他此問題に關して御氣付の点。
- と云ふ五項目を提供して、忌憚なき意見の發表を求めたところ、本誌の意を諒とせられ多數諸氏から多忙中なるにも拘らず寄稿されたことは感謝に堪えない次第である。こゝに改めて感謝の意を表する。

近來メンタルテスト（精神検査）の流行に伴つて職業指導の問題が識者の間に主張せられ、遂に國家的に社會局に於て審議した結果既に本年三月卒業の少年に對する職業指導から、この問題の實際化を見たのであつた。

從來は單におやちが大工であつたから子供も大工、家業が農業であるから孫子の時代になつても農業をやること云ふ習慣になつてゐたが、これは一方にはいゝやうでも個性的に見れば實に亂暴な話で、本人の個性希望を斟酌せず又環境時勢の如何を考慮に入れない非科學的な方法であつて、到底今日の事情に適合しないのである。

かくして職業選擇のことが社會化されるに至つたのであるが、これを受刑者の刑務所作業に於ける場合に移して考慮する時にはそこに余程の差異と困難さが見出されるのである。

監獄法第二十四條には受刑者に對する「作業ハ衛生、經濟及ヒ在監者ノ刑期、健康、技能、職業、將來ノ生計ヲ斟酌シテ之ヲ課ス。十八歳未満ノ者ニハ課ス可キ作業ニ付テハ前項ノ外特ニ教養ニ關スル事項ヲ斟酌ス」ることに規定されてゐるので、受刑者は收容後少時して監獄官會議の結果、ある作業が賦課される譯である。だから之が理想的にゆけば本人のために最適當と認められた作業を賦課され、爾後指導さるゝ事に依つて訓練を経て釋放後生活の保證を得る事になるべきである。しかるに事實は然らずして、刑務官のすべては實際上遺憾な點の多い事を告白してゐる。

云ふまでもなく刑務所に於ける作業訓練は労働の習慣をつける事、及彼等に生計の資となるべき授職をするのが目的である。しかし今日釋放さるゝ多くの刑罰者が、すべて刑務所内に於ける作業訓練によりて、釋放後の生活を支持してゐるか云ふに、殆どすべては刑務所内の作業とは連絡のない仕事によりて、わづかに生計を立て、ゐる有様であるらしい。甚しきに至つては刑務所の作業が拘禁前の職業とも又釋放後の職業とも連絡なき特殊なものになつてゐる場合もある。

とにかく受刑者の作業賦課に第一に問題になるのは、彼等の個性調査である。これにはクリニック（Clinic）適性検査所が必要である。このクリニックに於て完備した設備により診査をしなければ、到底満足な調査は出来はしな

い。次には作業統一の問題である。個性調査によりて対象とせらるべき職業は實に多種多様である。それを一々の刑務所に作業々種として施設する事は出来る筈がない。だから同一系統の業種に分類して刑務所別に之を施設する。たとへば機械金剛製作品工場はA刑務所、機械物工場はB刑務所、製材並に木材製作品工場はC刑務所或は印刷工及製本工と皮革工とはD刑務所と云つた工合に業種を統一して施設し、之に適當した受刑者を送る事にする。その爲にはクリヤリングハウス (Clearing House) 交換分類刑務所が必要になつて来る。受刑者を一度このクリヤリングハウスに入れて、こゝで診査の後適當な業種を持つ刑務所に送る。

送られたならば勿論その工場の設備は完全してゐなければならず、又授業指導の爲に注意が拂はるべきである。ところが一般の指導と違ひ、刑期を考慮しなければならぬ困難がある。適當なる業種が銀治工であつても一年位の刑期のものには到底一人前の職工として釋放さるゝ事が出来ないのだし、又長年月の刑期の者に對して收容當初の年齢、健康状態のみに適合する業種を賦課しても、釋放時には本人はずで年老ひてその職業を繼續する事の出来ないやうでは、すなはち作業訓練の目的たる釋放後の生活保證には役立たない事になる。

またその効果を認められて、今後全国的に普遍されやうとしてゐる累進制度に於いては、その處遇が變更さるゝ毎に工場を變へねばならなかつたり、業種の變更を余儀なくされたりするやうでは、この累進制に伴ふ處遇變化と作業賦課指導との調和も考物ではなからうか。

更に少青年に對する時には、最も理想的にこの問題が解決されねばならぬ事を求むるのであるが、これには監獄法第二十四條の十八才未満の者には特に教養に關する事項を斟酌する必要があるから、作業訓練そのものに教養的意味を強める外に、教育時間を作業就役時間の中に考慮する事を忘れてはならぬ。要するに刑務所作業が依然として懲役——苦役と云ふ意味のためにのみ行はるゝと解釋するならば、到底この作業賦課指導の問題が吾人の要求するが如き理想的に行はるゝ筈がないのだから、速に刑務所作業の概念からいやな徴役の意味を去つて教養的意義に於ける勞働の強制並に授産の意味を強めたいと思ふ。遑莫、この問題については行刑の本質から見て、考慮すべき幾多の事案を認めるのだが、吾人は今回の寄稿に於て今少し徹底した見地からこの問題を論じられたものゝ多きを期待してゐた事をつけ加へておく。 R 五牛

## 受刑者の作業賦課指導

有馬四郎助

作業賦課に就いては、考慮すべき点多々ある中にも其の最も主要なるものを擧ぐれば凡そ左の四項に要約して可なりと思ふ。

**第一、本人の希望** 素より本人の希望と云へば勝手氣儘のものもあるが、夫れは別として苟も誠意ある希望の作業に對しては興味を持たしめ勵みを與ふるに先づ其の希望に副はしむるを必要とするが故に、彼れの將來を考慮して遣ると云ふには、是非とも此の点に重きを置き、然して如何にかして所内所定の作業中のもの又は夫れに近き所の作業を賦課するの注意が最も必要である。

**第二、本人生家の家業又は父祖の職業** 人の才能が多く遺傳を引くものであるは明かなる事實であつ

て此の傳統的關係を無視しては、彼れの成功上に大なる困難のある事は謂ふ迄も無い。故に此の自然的的教養の中に育てられたる才能は、所謂天賦のものとも云へるのであるから、夫れが時代の變遷や、社會の狀態に適應せざる事を認めない限りは、成る可く其の天賦性を助長發達せしむる爲めに、作業賦課並に指導の必要なる事を見るのである。

**第三、本人の體質健康** 如何に希望はあり天賦性はあつても身休の事情が許さざるに於ては、如何ともする事が出来ないものであるから、此の点も決して輕々に附すべきもので無い。否最も注意を加へねば往々にして茲に氣附かざる結果として全く本人の將來を誤らしむる事例は、決して尠くは無い。何しても體質健康は總ての成功の土壌であり、又は發動力であるから、此の点に細心の注意を必要とするのである。

**第四、年齢及び刑期の長短** 先づ刑期の長短には假令年齢に差別あるとしても、概して作業の事は左右せられねばならぬ。即ち如何に本人の事情に適應したる作業賦課を爲さんとしても、定まりたる刑期は如何ともする事が出来ないから、其の間に可及的效果を收め得べき見込を以て之れに對せねばならぬ。故に長期

期のものであれば、積極的に將來を期して作業訓練を與へ得るのであるから、其の年齢又は資徳能に依り適當なる賦課指導を行ひ、然して短期なるものに對しては、其の期間を考慮して成る可く以上に述べたる根本基準に則る可きは勿論だが、勞ひ消極的對策に出でざるを得ないのは實に避け難き事情である。消極的對策とは、本人の從來の業務に妨げとならぬ様、遣り來りの勞力と仕事に慣らされたもの、即ち其の習慣を壞さない事を程度として課役する事である。要するに勞働の習慣を失はざらしめざる事並びに勞働の重んず可き事を深く印象せしむるを眼目とする事である。

以上四大別に依つて其の要領は盡くされたものと信するが、只茲に附言を要す可きは當面の指導者の人物及び其の遣り方如何に就いてある。此の事たるや論を要せぬ事ではあるが、作業賦課に就いて成否の鍵を有するものは實に其の人に在るので、其の点より見れば作業指導當事は被課役者の作業能力を亡すも活すも全く其の手中に在るのであるから、其の權威や驚く可く、又其の責任や絶大なりと云はねばならぬ。此の自覺と熱誠を以て指導に當るならば、假令課役や其の他の方法に於て誤りあつたとしても、便に彼れ等は

作業能力を養成發達するに於いて甚だしき遺憾の無いのは疑ひ無き事である。若し幸にして今日の指導當事者が眞に此の自覺あり熱誠ありとせば、今日の賦課法並びに規程を以てしても別に大した遺憾は無いと信する。

### 理想的作業賦課指導の方法

近時學術的方法が重んぜられてをるのは、喜ぶ可き現象として大いに歡迎する所である。然し乍ら之には未だ大いに將來のある事を知らねばなるまい。且つ此の學術的方法が理論上間然する處無しとしても、其の方法の實行者なるもの、頭の働き如何に由つて、効果を奏するや否やが分れるのであつて、若しも單に其理論や形式のみに心醉して、然して自家の頭の働きの必要なる事に注意せなんだならば、所謂生兵法は大疵の因である如く、大なる誤りを醸すに終らねばならぬ。由來翻譯的通弊と稱せらるゝものは、皆之れ等の見解が間違つてをるにより生ずる事柄を見ての謂であるやに思はれる。要するに何事にも誠む可き事は机上論に偏重す可からざる事である。同時に實地を輕んぜず夫れに就いて學び得たる經驗に論據を置く事しなければなるまい。社會幼稚の時代には兎角學術と云ふことのみを尊重し、單に學

術と云ふ聲に慚伏して、何も彼も盲信して鵜呑みにするのが通例である様に見える。勿論之れは社會の進歩に伴ふて、<sup>多</sup>を没する弊風ではあらうが、今日の場合に於いても未だ警戒を要せぬ譯には行かまい。再び茲に斷つて置きたいのは、余輩は決して學術的方法を排するもので無く、夫れが實際に應用されて、誤り無き日の到來せん事を熱望して止まないものである。然して現今に於ける理想的方法如何と云ふならば、余輩は前段に述べたる所の考慮点に基き、之れを實地の作業に従事せしめて其の状況に依つて、其の能不能、適不適を定むる事を本則とし、然して此の方法に參考の資料として學術的檢定法を行ふ事を最も可と信するのであつて、先づ今日の理想的方法と云へば此位の程度に據るの外は無いと信する。

一般の職業選擇指導と拘禁生活者の夫れに就いては只一定の刑期と限りある所定業種内に限る事並びに然らざるとの區別ありて、其の爲めに彼れに比して、我々の困難なる事の多きは明白の事實であつて、此の點は行刑作業上の一大欠點と云ふて差支へは無い。尙今一つの見逃す事の出来ない困難は比較的、希望の少い趣味の乏しきものに命令的に課役するのと、他は自由

の民であつて其の希望と趣味を以て自發的に出るものとの區別に依り、如何に困難の事情に差異あるかは辯を俟たぬ所である。只強て一つの長所を擧ぐれば、自由民は自發的ではあるけれども餘りに自由に過ぎるが爲めに、意思の變動が多くて業半にして之れを抛つ其の餘儀なくせらるゝ所に、濫りに意志の變換を許さず、致し方無く遂に初志を貫かざるを得ない結果となるので、此の點は彼れに勝る點なりとして差支無いと信する。即ち之れ等の點に就いても宜しく我が當事者は之れを考慮の内に入れて、容易に變轉を許さず監督指導するの要があるのである。

### 現行法規に妨げあるや否やの點も、上來論する所に依りて敢て妨げありと云ふものは無い。只一つ今日の作業訓練上最も氣障りになる點と云ふのは、刑法の明文に懲役と云ふ文字の存する事である。所謂刑の名稱であつて實際には縁遠いものと云ふ人もあらうなれども、名は實の實とか云ふ様に、刑務所に於ける作業そのものが、苦しいものであり早しむ可きものであると云ふ事を宣傳的に公示する事は事實當然の事であつて世間一般が斯の如き感想を以て見るのは止むを得ない

現行法規に妨げあるや否やの點も、上來論する所に依りて敢て妨げありと云ふものは無い。只一つ今日の作業訓練上最も氣障りになる點と云ふのは、刑法の明文に懲役と云ふ文字の存する事である。所謂刑の名稱であつて實際には縁遠いものと云ふ人もあらうなれども、名は實の實とか云ふ様に、刑務所に於ける作業そのものが、苦しいものであり早しむ可きものであると云ふ事を宣傳的に公示する事は事實當然の事であつて世間一般が斯の如き感想を以て見るのは止むを得ない

と同時に、收容者自らも皆斯かる感想に引かされてる事は隠れの無い事實である。云ふ迄も無く開明の今日、労働は神聖であり、卑む可きものでないのみならず、労働に依つて人は生存の價値あり人たるの品格を保ち得るのであつて、要するに人道上の正義として刑法は其の權利を剝奪せず、寧ろ之れを尊重保護するの意味に於いて、切言すれば救済の意味に於いて刑法は之れが訓練上の責任を有するものである。此の意味から云へば懲役なる字義は誠に不適當なる事多辯を要しない所である。何は兎もあれ、今日の作業訓練に就いては勞務に對する根本思想より換へて來ない以上は、彼等は決して本氣になれず、何の趣味も持たざるのみか却つて之れを呪ふものとならざるを得ない。之れが大なる妨げとならずして済む可きであらうか。是非とも此の大なる精神的又は思想的妨害となる罪名を存する事は、最早、到底時代の許さぬ所である事を斷言する。

## 作業賦課の根本問題

刈屋哲公

一、作業賦課に對する意見を徴さるれば、第一に述べたい事がある。それは作業といふ事業は受刑者改善方法の一段として取扱はれるものであるか、將た國家經濟の補填策、即ち行刑機關の自給自足として、取扱はれるものであるかといふ事である。それは無論前者でなくてはならぬ筈である。筈ではあるがどうもさうではないやうに見えるのである。これは受刑者に對する作業賦課を研究するに際しての先決問題であるから分りきつたやうな事を分らぬやうな顔をして言はねばならぬ事になるのである。受刑者改善法として作業が賦課されるものならば、「受刑者の爲めになる」やうに考へてやらねばなるまい。然るに受刑者の爲めにはならぬでも、工賃高の多い作業が尊重されたり、工場の人數の都合で不適當な作業にでも就かしめられたり受刑者の社會生活とは没交渉な作業が強制されたりす

二、受刑者の社會生活、即ち受刑前又は釋放後の世渡りに就ての條件は、十人十色に異つて居る。体格の甲乙丙丁で職業の選擇をするといふやうな簡單明瞭なものではない。其人の智識、素質、居住地、資金等種々の關係に由つて千差万別の要求がある。さればとてその千差万別の要求に適應するやうに、刑務所の作業種類を豊富にするわけには行かない。然し或程度まではその需要に應ずべく設備を要すること無論である。此の設備をなすためには作業的分類拘禁を實行して見てどうか。即ち甲刑務所に於ては主として木工と鐵工とを經營する。乙刑務所に於ては主として織物と裁縫とをやる。而してその附近の受刑者にして社會生活上之を要求するものは或刑期——例之一年以上のものは特殊のものに非る限り、その作業種類の刑務所に移送し適材適所の分類を爲すといふ方法は、屹度受刑者の將來に効果があるのみならず、作業能率も必ず上げるからである。それは希望と熟練との精神が工場に溢れるからである。現在の如く、釋放後は是非左官を業とするものが、收容中は止むを得ず織物をやらねばならぬといふ如き矛盾と滑稽を取除くには、甚だ都合のよ

三、作業的分類拘禁は容易に行はれ難いものがあるとすれば、せめては作業賦課の標準を体格で定めるなどといふ事を止めて、本人の社會生活で定めるやうにした方がいい。受刑者の覺めたる惱みの一つは釋放後の職業である。理髮業のものが体格が好いので土方を課せられたり、手傳業のものが糸繰をやらされたりして居るのは、其轉業請願を聞く度毎に同情せざるを得ないものがある。たとひ十人が十人その社會生活に合致せしむるを得ないまでも、大部分のものは、刑務所の工場から直ちに社會の同種工場へ渡りがつくやうにすれば、やがて刑余者求職難を緩和する事になり、再犯豫防の有力原因となるであらう。

四、刑務所の作業が特に考へられねばならぬ點は、右の外反教化的のものは避けたいと思ふ。鹿の角細工に牛骨を原料とし、其一端に鍍銀を中て、恰も鹿角の外表面が残つて居るやうに見えるものがあつて、之を刑務所の作業とした事がある。その當時或受刑者から如此詐欺的作業は教誨と反背するから不快であると言はれた事を覺へて居る。又下駄の鼻緒の芯を絢ふに當り、一旦引締めて細切つて、再び之を逆戻して太く見せる方

法を採るのがある。これは一種の欺瞞でなくて何であらうと言つた受刑者があつた。これはほんの一例に過ぎないが、かやうな反教化的作業は全然廢止されねばなるまい。但し鍍金を鍍金として賣る分には差支ないが、鍍金を純金として鬻賣するのはわるいのであるといふ事を附加へて置く。

五、職業教育は結構な事である。今日の行刑が此方針の下に改良されつゝある事は、吾人の双手を擧げて喜ぶところである。然し乍ら人間は職業にのみ生きるものではない、殊に正しく生きて行かうとする人間は、職業も職業ではあるが、「正しい心」の持主でなくてはならない事を、今更らしく此處に言はねばならぬことを悲しく思ふ。それは累犯者の多くは特技を有せるものであるからである。彼等の所謂「手に職」のあるものが、どうして此の如く累犯に陥る事の多いのであらうか。予等精神教化に従事するものは大に反省せねばならぬ事である。一面作業奨励の爲めに毎日曜の教誨を月二回に縮少してもいいとして居る人達にも、能く考へ直して貰はねばならぬ大問題である。行刑は作業萬能であつてはならない。もし根本的な中心的なものであるのである。

### 轉業せしめられたりとの念を起さしめず

三、労働の神聖なることを自然に會得せしめ、常に緊張したる心を以て作業に従事するの習慣を養成すべきである。

此要件を遂行するには先第一に就業者に斯慶仕事と思はしむる様な作業は可成之を排斥せねばならぬ。青少年に機を曉らしむるが如きは適例であらう。行刑の目的と作業収入は必しも一致すべきものにあらざれば、寫に行刑の爲に作業上の多少の不利益は已むを得ないとせねばならぬ。

◆それから收容者の作業は一般徒弟の如く師匠とか兄弟子の仕事を見習ふと云ふ所謂見學の機會の少きは各種の作業を通じての特種の事情であらう。刑務所の製品に獨創的氣分の乏しいのは之が大原因を爲して居るのではあるまいか。

◆私の理想と云ふとおこがましく聞ゆるが、こうしたいと云ふ考へは持つて居ることがある。先或種の作業を教へんとするときは五人なり十人なり其の一群の中に技術優秀にして行狀善良なる者一人を加へ、之に自分が作業しながら他の者を指導せしむるのである。之は指導者が手近にクツ付て居ると云ふばかりで、な

## 作業制度の改善

北崎唯次郎

理論は共通の點が多いのでありますが、私は主として少年受刑者に就て述べて見たいと思ひます。

◆作業の賦課に就ては各地とも夫々研究を積まれて居ること、信じます。但し賦課した以上は容易に轉業せしめないと云ふことにせねば駄目だと思ひます。作業賦課に際して考慮すべき點も總て此處より出發したのであります。職業の轉々は懶け者の常習で不良少年の多くが之を墮落の大原因として居るのであつて刑務所内に於ける轉業出願者も此の種の者に多いのであるから其の者等に對しては

一、一度指定せられたる作業は如何なる困難をも排し之に習熟する迄は全力を傾注して努力すべく訓練を興へ

二、若し全く官の都合にて轉業せしむる場合は其理由を説明し折角科程を爲すべく、勵み居りたるに又

く精巧なる製作を實見して不知不諱の間に手を持つて教ゆるより以上の利益を興へんとするのである或は夫れが爲に作業技手を設けられて居るではないかと、青筋を立てる人があるかも知れぬが、技では議論は見合せませず。が一つ問題となるのは

◆此の指導せしむる技能者が少年なるときは論なきも若し之を成年より撰拔する場合は少年の中へ成年を一人雜へると云ふ事となり一寸小首を傾けしめ又其の成年が賞表を持つて居ない時は所謂萬緑叢中紅一點の異觀を呈するのである。

◆監獄法第二條に「二月以上の懲役に處せられたる十八才未満の者は特に設けたる監獄又は監獄内に於て特に分界を設けたる場處に之を拘禁す」と云ふのを絕對的のものとされては甚だ融通の利かさること夥しいが之は單に拘禁區分の大方針を定めたるものであつて、或特種の事情の爲に僅々二人の成年者と作業場（成年は夜間獨居）を同一にすること迄を規定したるものにあらずとせば、前項の私見は何等法規に觸れないこととなる。衣服のことは大正十一年一月監獄局長通牒に依り認可を得る道があるから之は問題にならぬ。

◆要するに作業には各種目とも所要人員に限りがある

から悉く各自の希望を容るとか或は適所に配置すると云ふ事は到底出来ないものであるが、一部の論者か唱道せらるる如く受負作業を廢し全部官司業とする云つたやうな根本的作業制度の改善を必要とする。少くとも少年刑務所丈けにても之を實行し、恰も工業學校の如く農學校の如く學術を基礎としたる農工業を授けると云ふことにならねば眞正の少年作業と云ふを得ないものである。

## 指導方法の理想化

秋保謹四郎

刑務所作業が重要視せらるゝに至つたのは最近の事であつて刑務所に目的刑を課せらるゝに伴ひ、自然受刑者には作業を賦課指導して、以て刑の目的を貫徹しなくてはならぬ必要が起つた事に起因するのであつて、爾來作業を賦課するには如何なる方法によらなければならぬかは、今日迄幾多の研究を重ね改善を加へられて來たのである。

初作業賦課が受刑者に及ぼす主なる効果は、

初此作業指導方法の研究と改善とは、直接指導の任に當る作業技手並技師の設置によりて自然解決せられて行かなければならぬ問題であると思ふけれども、單に指導者の技術的智識の優劣のみにより解決せらるべき問題には非ざるを以て、目下の現状より考察するに特に此點に注意して、先づ現在に於ける作業指導方法の缺陷を研究して、進んで指導方法改善の理想的主義方針を確立して、之が爲研究努力するところが無くては、容易に改善せられぬ事と思ふ。

### 現在に於ける作業指導方法の缺陷

現在の作業指導方法に就て視察するに、作業の種類を選んで受刑者別に之を賦課する方法に就ては、種々研究をせられては居るけれども、其指導方法に就ては殆ど、閉却されてある事を認めらるゝのである。之れは過去作業が比較的輕視せられ戒護又は教務の方面にのみ主力を注いで居つた所謂授業手時代の舊習を脱さないで、其時代の情勢を引きついで居るが爲に、此の方面には注意と研究が少く、刑務作業の指導は現在の程度のもので心得て、受刑者が従事して居る唯一つの仕事を定められたる一定の時間内に完成せしめん事にのみ汲々として、受刑者の技術と之れに伴ふ智識の積極的開拓に務むること少く、科學的に研究せられたる指

一、彼等釋放後に於ける生活の保証を與へ得ること。  
二、規律的勞働に慣れしむること。  
三、健康を保たしめ得ること。

等であつて、更に國家經濟の方面より觀察すれば、行刑の爲め支拂ふ國家の負擔を輕減せしめ得ること等て、作業賦課は刑の目的を達する上に於て如何に重大なる手段の一つであるかと云ふ事は何人も之を承認し、當局は此方面へ少からざる注意を拂ひ新計劃を進め其進歩歴然たるを認め得るのである。即ち作業を賦課して其目的を達せんが爲に、受刑者の職業訓練上又は國家經濟上より、作業規模の擴張、有利なる作業種類の選定、作業能率増進方法、作業労働時間の改善、作業奨励方法、其他受刑者別作業賦課方法等、時勢の進展に伴ひ追々改善せられて行く事は誠に斯道の爲欣喜に堪えないのであるが、更に吾人は作業改善の参考に資せんが爲め茲に作業賦課に伴ふ指導方法の理想化と題して所感を述ぶるのである。

以上の如く作業に就ては各方面より研究を重ね改善を加へられては居るけれども、職業訓練上實に肝要なる作業指導方法の研究と改善とが、閉却されてある事を認めらるゝのである。職業訓練は作業賦課の重要な目的の一つであるに係らず、職業訓練上最も必要な作業指導方法を深く顧みられずにあるけれども、此研究と改善とは受刑者に對する職業訓練上偉大なる効果及ぼして、作業を課する目的を貫徹する爲には極めて大切な事を確信するのである。

導は無いと云ふても、過言ではあるまいと思ふ。

斯の如き指導方法では、受刑者が釋放後、刑務所内で課せられたる作業に復歸して果して生計を營み得るや否や、其の結果累犯者を出す一大原因となる様な場合も少くない事と思ふ。故に作業指導方法に缺陷があるつては、如何に作業賦課に就て業種を選定せられても、工場の作業設備が如何に完全であつても、又督勵方法を改善せられても、又は如何に作業收入の増進を計劃せられても、職業訓練の實績を擧ぐることを保證し難いので、要するに作業を課する目的を全ふする事が出來ぬ事は勿論、引いては刑の目的を達することが不可能と云はなければならぬから、吾人は現在の作業指導方法の缺陷より考察して、其の研究と改善とが頗る緊要の事と考へらるゝのである。かくして現在の作業の改善を計ることに務めたならば、受刑者が釋放後に刑務所に於て課されたる作業に復歸して生計を立つる事も現在よりは必増加することと思ふ。

### 教育的作業指導方法

然らば作業の賦課に伴ひ、其の指導方法の改善は、如何にすればよいかと云ふに、一言にして云へば、時

勢に順應する教育的作業指導方法に因らなくてはならぬこと、作業の各技術指導の任に當る者は、此の指導方法を研究して、改善を企てたならば、現在の状況より以上に、理想的職業の訓練が行はれ、必ずや之れに因て作業を課する効果を一層顯著ならしむることが出来ることを、信じて疑はぬのである。

教育的作業指導方法は、一般教育學の本則に則り作業を指導する方法であつて、今左記項目に別ちて、主なる要點に基き作業の教授、並、訓練方法の概要を説明して、作業指導の参考に資して見たいと思ふ。

### (一) 作業教授の二大別

#### 1 技能的教授

#### 2 智能的教授

#### (二) 作業教授訓練方法

- 1 個人的作業教授訓練
- 2 團体的作業教授訓練
- 3 模範教授と其の應用
- 4 製作品に對する批評と説明

### (一) 作業教授の二大別

#### 1 技能的教授

能的教授が行はれて居るであらうか。特に此の點に缺陷が頗る多いことを認めらるゝのである。之れは指導者が作業の進行にのみ汲々たる結果とも見らるゝであらうけれども、受刑者に作業を課する目的より考察して、受刑者の職業訓練を重要視せられて居る以上は、作業指導方法の改善の一つとして、智能的教授の必要なる場合が多々あるので、職業訓練上極めて肝要なることと思ふ。但し刑務所作業の教授方法は、學校に於ける教授方法と同一視する事を許さぬことは勿論の事で、極めて僅かなる時間、例へば二三分間より十分間位を以て臨機的に必要な都度、之れに智能的教授を施すの必要切なりと信するのである。

即ち1は作業を行はしめんが爲めの教授であつて、茲に述ぶるところの2は、作業に關して知らしめんが爲めの教授であるとも、云ひ得るので1を主体として2を之れに、附随せしめ、兩教授方法が相伴ふて、進まなければ受刑者の作業指導を全ふする事が出来難いのである。

### (二) 作業教授訓練方法

#### 1 個人的作業教授訓練

技能的教授とは作業の實技を指導することを云ふので、此の教授方法は直接受刑者の實技の巧拙に最も密接の關係を及ぼすものであるから、刑務所作業の指導には勿論之れを主体として教授を施し、以て其の作業を修得せしめ技術の向上と能率の増進を計らなければならぬ。其の指導の任に當るものは常に受刑者に賦課せる仕事即ち教材とも稱すべきものに就ては細心の注意を拂ひ、實地教授を施すべき要目を立案して、尙其の教授に當りては熟練に因つて得たる技術と科學的に研究せられたる技能的智識とにより、教育的に秩序ある方法を以て、實技の指導教授に務めなくてはならぬ。

#### 2 智能的教授

智能的教授とは受刑者の仕事に關する智識の方面の教授を施すことを云ひ、即ち此の教授方法は教育的見地より、其の技術に關し必要なる智識を秩序的に教授することを云ふので、指導者は豫め其の時の作業に對し必要なる智識の方面の教材を立案して經驗と研究とによつて得たる智能教授を施さなくてはならぬ。然るに關つて現在刑務所の作業指導方法の一般を通覽するに、果して受刑者の技術的作業に關し、此の智

個人的作業教授訓練とは受刑者個人別に、其の必要に應じて教授訓練を施すことを云ふので、受刑者自身の爲めには、最効果が多きものであるけれども、現在刑務所に行はれて居る作業指導方法の一般を視察するに、單に作業の進行にのみ急ぎ、作業の進行上必要欠くべからざる時にのみ、行はれて居るけれども、教育的見地より積極的に指導すべく其仕事に關係ある、各種の教材をとつて、秩序ある教授が行はれては、居らぬのであるから、作業指導方法をして理想化せしめんが爲めには、受刑者各個人の技能程度、刑期、教育程度、年齢、希望等を考慮して、個別的作業訓練方法による教育的指導をなして、釋放の場合には一定の職業を修得せしめ、以て生活の保證を得せしむる様、指導する事に、努めなくてはならぬ。

#### 2 團体的作業教授訓練

團体的作業教授訓練とは受刑者の一部の團體に對して、一同に教授訓練を施すことを云ひ、指導者が臨機的に、一部團體に教授訓練を施す必要を認めし場合に行ふ方法であつて、是れも作業を教授訓練する上に極めて、重要視せられなくてはならぬものであるけれども、

目下刑務所に於ては行はれて居らぬと云ふても、過言ではあるまいと思ふ。此の教授訓練を行ふにも、五分若くは十分の時間を利用して一週一度と云つた様な、僅少なる時間を利用の上、行ふものであるから、作業能率の防げにはならざるのみならず、寧ろ團體の教授訓練を、全ふし得て能率の増進を計り得る事と思ふ。而して是れは主として、智能的教授訓練の場合に、其の必要が生ずるので、技能的方面は數名に對する團體的教授訓練、若くは個人的教授訓練を行ふ方が、適切な場合が多い事と思ふ。

例へば卓子を製作するに當り、甲板の削り方、接合方、塗料の塗り方等に就ての技能的實地指導は主として個人的教授訓練の場合が多く、卓子に關する各種形状、用途、用材等に關する注意、甲板の接合方法及び其の種類、各塗料の得失、塗り方等に關する智識を受刑者の一部團體に教授する必要を認めし場合の如きは即ち團體的作業教授訓練であつて、團體一同の作業基礎的智識を向上せしむる上に於ては殊に必要な場合が多いと思ふ。

### 3 模範教授と應用

刑務所在來の指導方法は一つの仕事を一定の時間内

製品に對しては指導者の多くは之れを検査して、單に不良の言ひ渡し若くは欠點の二三を指摘する程度に終るを常とするを認めらるゝけれども、受刑者の努力と研究の現れであるところの製品に對しては、彼等は相當の眞劍味を有つたものであるから、是れに對する其の批評と説明は彼等に最も深い印象を與ふるものであつて、此の際指導者は教育的見地より最適切なる批評を下さなくてはならぬと同時に、此の機會を利用して技能的及び智能的に互り、此の一製品を主体にして、理解し得べき各種の説明を加ふる事が頗る肝要の事と思ふ。

### (三) 作業教授と設備

作業指導方法の改善には、教育的作業指導方法に因らなければ、理想的に作業を指導することが出來ぬ。而して此の教育的作業指導に當り被教育者が受刑者であるによつて、個人的教授訓練若くは團體的教授訓練には前に述ぶるが如く極めて僅少なる時間を利用するに過ぎぬけれども、其の効果は實に顯著なるものがあるのであるから、之れを實行するに當り、短時間に其の目的を完全に遂げ得べき爲めには、指導する業種の

に完全に製作せしむる事のみ務むるのみにて模範教授と應用教授を重んじて居らぬ傾向があるけれども、教育的に徹底せる作業教授訓練としては、作業の獎勵上指導者が模範製作を示す事と、其の仕事を應用し得る範圍に就ての應用教授をなす事が最も肝要の事であつて、何れも受刑者に實力を與へる上に於ては甚大なる効果を有するものである事を忘れてはならぬ。常に指導者は模範教授のみならず、各種の教授に當つて其の必要に應じて應用教授を附随せしめ、即ち一教材につき指導教授するに當り、十種類に之れを應用し得る様教授する事が極めて必要な事である。而して此の應用教授は個人的に教授する場合と、團體的に教授する場合と、其教材によつて異なるのであつて、智能的應用教授を施す場合が最も多い事と思ふ。尙應用教授には、實物の標本を示して説明を加へたならば、教授の進行が容易なる事と思ふ。例へば煙草盆の製作に當り鑷接方法を教授せし場合には之れを各種類の製品に應用せらるゝ事を教授し、尙接手の各種類につき模範標本等を示して教授する事が即ち此の應用教授に屬するので、實力養成上注意を要する事と思ふ。

### 4 製品に對する批評と説明

説明教具となるべき標本、圖面、圖表若くは説明に使用する黑板等の備品を必要とするのである。

以上は現在行はれて居る刑務所作業指導方法を考察して、作業の教育的見地より其の缺陷を指摘し、以て現在の指導方法を教育的に理想化し、受刑者に對する現在の作業賦課の效果をして一段と顯著ならしめんが爲めに、作業指導方法向上改善の参考に供せんとして述べたのであるが、かくして作業指導方法の改善を計ることに務めたならば、現在より以上に職業訓練を全ふする事を得て、作業能率の増進と遂に向上せる技術とを見る事が出來ることを確信するのである。

過日吾人は東京市職業輔導會に於て、職業の教授指導方法を視察した際、現在刑務所に於て受刑者に對する作業指導方法とを對照して、職業指導方法は須く教育的に秩序ある方法によらなければならぬ事を痛切に感じたので、茲に「指導方法の理想化」と題して述べた次第である。(完)

# 作業種別の刑務所を

白井勇松

受刑者に對する作業賦課に付て考慮し居る點は左の如くである。

年齢の關係即ち少年、青年、成年、老年の別、刑期の長短、犯數、性格、身体の強弱、職業の關係、社會上の地位、境遇、將來處世上の關係等を考察して其分類中に於ても尙ほ斟酌考慮を爲し、例へば成年者中に在りても元氣旺盛なる時代のもの、稍老境に入りたるもの、職業に對する趣味の趣向等をも考慮せざるべからざることであつて、之れを第一の考慮に置き、他の一面に於ては刑務所が今日の處理的に種々の作業を備へ居るにあらざること、何れの刑務所の實際に徴しても明であつて、之れは今日の場合已むを得ざるものとして、前段の考慮に近きものに就て之を考察し、又

其就業人員等の關係上より之を定めざるべからざることであつて、一時は本來の理想作業を賦課し難きも時を俟つて之に就かしむべく考慮して之を定むることあるは已むを得ざる關係である。

少年者に付ては即ち犯罪少年は概して生育關係上精神の關係上及び不規則生活を爲し居りたる關係上、體質不良なるを以て之を改善して體質の改良と共に、精神の健全を計る必要上の作業賦課、即ち基礎作業とも目すべき作業賦課の必要がある。即ち農業の如きを課し、廣大なる田圃原野に於て氣宇の養成、精神の展開を計つて先づ精神の矯正するが如きは第一の必要條項であつて、其基礎の出來上りたる後本來の目的作業即ち將來の生活を營むに必要なる作業訓練を爲さざるべからざる關係あることも大に注意せなければならぬ。

青年に對しても亦前同様の考慮を要するのである。

一般の所謂職業選擇指導と拘禁生活者の作業賦課指導とは、本來は敢て其事情を異にするものにあらずべきも、犯罪者は概して性格に多少の欠陥がある、中

には著しき欠陥を有するものがあるのであるから、自然其事情を異にするものあるは、論を俟たざる所である。其點は自ら特殊の事情と稱すべく即ち其處に多大の考慮を要する次第である。智力が一方に偏し思索が一方に偏する者あることは今更言ふまでもなく、或る作業の中の或る部分に對しては非常に勝れたる智能作用を爲すが、他の方面には殆んど低能者たるが如き者のあるのである。之れは一般の人であつても同じことである様であつて、即ち古來有能の作者には一面より見れば變質者の如き者あることは事實であるが、犯罪者には殊に其れが多い様に思はるのである。又犯罪者は概して忍耐力の乏しきものであるが爲め、物に厭き易きは常に見る所であるから、此点よりして致々切々斷へず督勵して殆んど寸毫の暇なきが如くに之を鞭撻指導して、或る一定の程度まで達せしめなければならぬことであると思ふ。

## 三

生等の理想としては、受刑者の作業賦課指導等に付ては社會生活の出來得る人を作る上に於ける理想を根柢として、最初に述べたる諸種の關係より其個人に適

應すべき点より出發して、作業を賦課し又之を指導することを要するものであると思ふ。其れには現今の刑務作業賦課指導方法に基くだけでは、決して其理想を貫徹することは出來ないのである。根本的に尙ほ改良の必要があると信するのである。

## 四

前叙の如き關係であるから、現行法規を大に改正する、必要もあり又第一に刑務所の分類施設の上に大なる改良を加ふる必要があると信するのである。

## 五

右の如くであるから刑務所は類別處遇上成年受刑者拘禁刑務所としても、初犯刑務所、累犯刑務所、長期者拘禁刑務所、短期者拘禁刑務所、女刑務所等の現在の分類組織の外に尙ほ職業訓練上の類別を爲すことが大に必要であると思ふのである。勿論大體の類別即ち主なる作業を眼目としてその分類を云ふのである。一言以て之を蔽へば、作業種別の刑務所である。例へば農園刑務所、木工刑務所、印刷刑務所、裁縫刑務所、銀治刑務所又は其二三を併合したる分類の刑務所とす

るも宜しいのである。静岡、高知の製紙刑務所であるが如く、小菅が木工及び印刷、奥鴨が銀治及び木工と云ふが如く主なる作業類別を以て、地方的に數ヶ所に分類拘禁の施設を爲し、其れに適當なる受刑者を移送交換して執行を爲し、以て職業訓練を爲すことにせば其目的を達することになると思ふのである。必しも何々刑務所と作業分類を冠して區別するには及ばざることである。實質的に斯くの如き施設を爲すことを適當と信するのである。作業の經營上よりしても即ち設備等の關係よりしても、斯くせざれば完全を期することが出来ぬと思ふ。全國刑務所の需用供給關係の大部分は右施設に依つて、刑務所の總括的自給自足となるは勿論大に外界に向て刑務作業の成績を發揮すべく、作業の發展を計ることが必要であると信するのである。又其れが個別訓練より見て所謂能率増進の上に於ける大なる利益であると信するのである。現に司法當局は其方針を以て作業を改良し經營し居らるゝことなれども、尙ほ大英斷を以て歩一步を進め其施設を普遍的に爲されんことを希望するのである。

\* \* \* \* \*

# 職業教育場たる しめよ 北林大壽

近來刑務作業の進歩は注目すべきものもあるも、之を少年刑務所のみで就て觀察すれば、單に成年刑務所の進歩に附隨して發達せるのみにて、何等少年受刑者の特質に就て考慮されたる點を見ず、それで私は昨年来これ等の關係に就て調査してみたいと思ひ、新受刑者に對し個別的に調査を始めたが、尙完了せず、茲に具體的數字を擧げて説明することができぬから、大体其調査に基いて少年受刑者の作業規定教育（特に教育の字を用ふ）の愚見を述べ各位の御示教得たいと思ふ。

私が大阪を中心とせる附近の少年受刑者の大正十四年度收容者を調査せる結果によれば  
一、入所前すでに一定の職業をもつて居つたがに殆どないこと  
二、彼等は自分はどうな職業が適當して居るから釋放後は何をして生活して行かうとも、又如何なる職業をやりたいとも考へてゐるものも誠に少ないこと  
三、精神的方面に精神薄弱者性格異常者意志薄弱者等の精神上

欠陥を有するものゝ非常に多いこと  
四、特に職業に非常に厭き易く最初の間に熱心にやつても直ぐ厭きがきて持続せぬものが多いこと  
五、身体的に發育の十分ならざる者の多いこと  
以上は先づ大体作業規定上注意すべき彼等の欠陥と認めることのできる。

今仮に前述の様な欠陥を有し素質の不良なものが、二年なり三年なりの刑を終へて、いざ釋放といふ際にも現在の様に彼等に何等の職業を教へず社會に出した時はどうであらふ。彼等の多くは思考力判断力觀察力等一般に薄弱にして商賣を以て成功すべき素質のものは少い、どうしても彼等の大部分は手に一定の職を覚えそれで生活してゆく様にせなければならぬ。然し釋放時多くは既に徴兵適令前後の年齢に達し、有力なる保護者もなく、これから新に職業を撰定して習得すると云ふ事は實際上六ヶ敷い。止むを得ず何れへか丁稚奉公でもすると云ふ順序になる。其場合その商賣なり仕事なりが彼等の性格によく適應して居る場合は兎に角、然らざる時は彼の意志薄弱にして物に厭き易き性格は到底永續させず、家出、放浪、犯罪となるは余りに明白なる道筋である。現在の少年刑務所に於ける作業が果してどれだけ之等の心に考慮されてゐる

か、彼等の個性にびつたりと合はない行刑は其効果はそれだけ薄弱である。  
彼等の内釋放後一定の方針のあるものは兎に角、然らざるものには釋放までで一定の職業教育を施し社會に出た場合に自己の進路に迷ふ様なことなき様をせなければならぬ、即ち少年刑務所は徳育場たると共に一面職業教育場たるしめよと稱する所以である。  
以上の如く少年刑務所に於て彼等の職業の撰定及教育をなす様になれば、其の職業の撰定は彼等一生の進路にして最も重要なものなれど綿密なる研究と考慮を要する問題である。彼等は多くの精神的身体的欠陥を有するも又一面多くは一定の長所を有するものである。依て其考查期間中に各方面より既往及現在の狀態を精査し、特に綿密なる醫學的觀察を下し、彼は如何なる長所と欠陥とを有するやを研究し、これに適應する職業を撰定の上、その技能とこれに必要な科學的知識とを教ふれば、従來一般社會に於ける二年三年の年期奉公をして習得せる職人よりは進歩せる職人を養成する事を得べし。彼等も自己の長所とせる方面に其作業を求めらる事が出来れば自然仕事にも趣味を覚え、意志の薄弱なるものも直ちに其職に厭くと云ふ様

な事も自然な事と思ふ。

以上の様に少年刑務所の作業が成るべく收容中に、彼等の各長所とする方面の職業を撰定して、教養すると云ふ程になれば勿論現在の少年刑務所の施設では出来な、先づ精神病専門家の保健技師を増置して之に精神及心理學的診断適性検査等の基本調査をなさしめ、職業撰定の基準とし、作業技師及技手を適當に配置し、彼等に其作業に對する技能を習得せしむると共に、之に必要なる科學的知識を授け、釋放後其習得せる技能を各方面に應用し得る様教養せなければならぬ。之により彼等は其作業に對する趣味を覺ゆると共に、技術に對する完全なる批判力を養ひ、創作力を高むる事ができるであらふ。尙之と同時に少年刑務所の作業は全部官司業とし、職業教育上必要なる設備を完備する事も必要である。

かくの如くする時は、一時は、作業收益金は減少すべき、將來は却つて其収入を増加する事と思ふ。然し少年刑務所の如きは、作業收益等はこれ云ふ事はできない。要は行刑の効果を完全ならしむるにある。勿論斯くの如き設備をなすには相當の費用を要するも、國家は決して必要にして正當なる費用の支出を拒むものではない、まして少年刑務所のみ支出の如きはそんなに澤山の費用もいるまいと思ふ。——一九二六・二二七——

### 少年受刑者に作業に就て

石澤信次

刑務所に於ける作業は刑罰執行の一要素であり其の目的を達するに否とは作業の効果如何に依ることは言を俟たず、而して其の効果の有無は又作業賦課の當否は勿論其の指導如何に依り定まること明かである。従つて作業の賦課、乃至指導と言ふことは最も考慮を要する所である私は甚だ浅い経験ではあるが少年受刑者の統計より觀察せる所感の一端を披歴して先輩諸氏の御示教を仰ぎ度いのである。

#### 犯罪少年と職業倦厭病

扱て社會に於て無職業者乃至職業倦厭者程危險なものはない、之は茲に彼は言ふまでもなく先輩に依り、既に高唱せられたことである。私は今少年受刑者の統

計を一瞥して、一層其の感を深うするのである。即ち大正十年中の入所少年七十名の調査に依ると、其の内十二名は無職者であり、又職業ある少年であつても、其大多數は職業に對する持続性乏しく、轉々其の職業を換へたものである。

今此七十名の職業状態を表示して見よう

轉業セザル者	一四
一回ノ轉業者	一三
二回全上	九
三回全上	一二
四回全上	七
五回全上	五
六回全上	五
七回全上	二
八回全上	一
九回全上	二

右の表に依ると轉業せざるもの僅々十四名に過ぬことを發見する。而して其の多くは四五回以上に及ぶ者も尠くない。之が成年者に見るが如く、相當長年月間に於ける轉業であるなら止むを得ぬとしても、十六七歳の少年者に於て尙ほ且つ斯の如しであるから驚かざるを得ない。而して其の轉業の理由も種々あるが多く

は、「辛抱出来ぬ爲め」の轉業であることも注意せねばならぬ。即前掲七十名が轉々其の職業を換へた回数が、百九十回に及んで居る。其の内五十七回は何れも「辛抱出来ぬ爲め」の轉業であつた。又大正十三年中の入所少年二百九十四名に就て調査するに、左の結果を得たのである。

浮浪セザル者	七二
浮浪セシ者	一四二
浮浪セシアル者	八〇
仕事を厭フ爲メ	三三三
遊び度イ爲メ	三三三
其	一五六

右の表に依つて見るときは、浮浪せざるもの僅かに七十二名で、他の二百二十二名は何れも浮浪せしことのある者である。而して此の浮浪の原因に就ても様々であるが、之を四十八項目に分類して、調査せし所に依ると、「仕事を厭ふ爲め」或は「遊び度い爲め」と言ふ、所謂職業の倦厭が浮浪の原因となつて居るのである。之に依つて見ても、犯罪少年の多くは職業の倦厭者であることが明かである。従つて之等少年者は受刑中に於ても一旦課せられたる作業に對して轉業を願ひ出づるものが、成年者のそれに比し甚だ多いことを實感さるゝのである。

そこで刑務所作業の經營は勿論作業の賦課指導は此の点に鑑みる所なくてはならないのではあるまいか。

### 作業の經營

作業の經營は、經濟を離るゝことは勿論出來得ないのであるが、少年刑務所は成年刑務所のそれと同じに律することは至當であらうか、即ち少年刑務所は教育感化を主眼とするのである限り、作業の經營も亦教育感化に立脚せねばならぬのである。故に或る程度迄は經濟・收益の多寡を犠牲にして所謂學校的設備でなければならぬ。斯くしてこそ始めて犯罪少年に對する徹底的職業訓練に依る教育感化が望み得らるるのではあるまいか。然るに現在の經營設備は此の点に於て甚だ物足らぬ感がある。即ち各人の希望や個性體質を斟酌して作業を賦課するには其の業種に於ても設備に於ても甚だ遺憾なきを得ぬのである。

そこで少年刑務所は出來得る限り官業を基礎とし、各種の作業と施設を完備すると共に、優秀なる技術者少年刑務所に於ては作業指導者と看守と兼務たることも可ならん乎——を多く配置し専ら職業の訓練教育に努力するならば、所期の目的を達することが困難であるまいと思ふ。

に當つては彼等の心理を調査して適當に指導すること、を念頭に置かねばならぬのである。

### 指導と訓練

職業の何たるを問はず、之を指導し訓練するには相當の期間を要することは言ふ迄もない。然るに刑務所は社會のそれと異り、刑期と云ふ一定の制限期間がある。而して其の期間の多くは二三年を出ない。之を越ゆるものは少年刑務所としては、甚だ少數である。此の短期間に相當の職業を訓練せんとするは易々たるものではない。成年刑務所であるならば、相當の技能と經驗とを有するものが比較的多いのであるから、割合に易いのであるが、少年刑務所に於ては殆んど無經驗無技能者のみと言ふても可なりである。之に何等かの職業を訓練し社會に立つて迷はざる者たらしめんことを期するのであるから、従つてそれに相當なる設備と優秀なる技術者と共に依つて速成的に指導訓練せねばならぬのである。斯くしてこそ少年は漸次其の業に興味を覺へ、持續の精神と勤勉の習慣とが、培養せられ、釋放後一人前の職人職工として又職業に對する自己の長所と短所とを知り得て、社會に立ち職業の選擇に迷ふことなきに至るのではあるまいか。

### 作業の賦課

作業の賦課と云ふことはなか／＼單純には行かぬことは言ふ迄もない。就中少年者に於ては一層然りである。少年は頗て青年期に入り社會の活舞臺に立つて、何等かの職業に向つて活躍せねばならぬのであるから、之等少年の刑罰執行中に於て適確なる作業を賦課し、之を適當に指導訓練して社會に送ることに依つて、刑罰執行の効果の偉大なることを發見し得るのであるまいか。

故に作業を賦課するに當つては、各人將來の希望や個性體質を吟味し調査する必要がある。勿論本人の希望を基礎に置くのであるが、少年者にありては、青年者と異り、釋放後の保護者や歸住す可き家庭の事情に依り、左右せらるゝこと案外多いのであるから、之等保護者や家庭の事情を斟酌することも必要である。

又私は度々經驗するのであるが、本人に就て希望を調査するに當り——成年者に於ても——彼等は常に將來と言ふことよりも現在作業の苦樂や利益不利益——作業賞與金の多寡作業科程の難易——のみに立脚して自己の希望を定め様とするのである。従つて此の希望を調査す

## 作業賦課と教化

### 小笠原 覺雄

刑務所に於ける作業は、受刑者をして釋放後生活の基礎となる様、實質的且收入多き業種を選擇賦課せねばならぬ。國家が受刑者に定役を課する以上は、經濟を主とし歳入豫算を多大に計上し、實收の多からんことを希望し、受刑者を督勵することは止むを得ないことではあるが、歳入のみを主眼として他を考慮せざれば、作業偏重の非難を免ることは出來ぬ。利益のみを目的とするものなれば、社會の營利會社の工場作業と何んの選ぶところは更でない。

茲に於て注意を要する點は、受刑者をして艱勞の精神を涵養し、且作業に依て趣味を知覺せしめ、知らず識らず利益を收得し、尙身体の保全を計る様指導せねばならぬ。單に利益のみを主として就業せしむる時は、受刑者中より利益偏重の觀念を抱持せしむることになり、釋放後にも大に影響して、彼等が利益のみに走り常に業種を轉々し、永く一定の業を持續せしむる

こと能はざる様に導く原因とはならぬかと感念するところである。要は「仕事の爲めに仕事を爲す」といふ感念を抱持せしむるや、注意し、功利主義に流れぬやう作業賞與金計算の多き業種を常に希望する弊を正せば眞の行刑に副ふ作業とは申されぬ。

作業賦課に關しては、各刑務所の作業企画、興廢、地方の状況、製品の販路等に依り、一律に論じ難きも、受刑者の性向、技能の巧拙、従前の職業等を參酌し、体格相當の業種を選定賦課するは勿論であるが、本人の將來一身一家を再興するに足るべき、所謂本人將不爲さんと欲する業種を賦課することが理想である。然し實際はこの理想に反し、本人の希望に副はぬ場合が多い。殊に刑務所經理上種々なる常備夫に使用し、本人の希望に相反する場合が多い、此等の場合には、受刑者をして國家的奉仕觀念を抱かしむるやう指導せねばならぬ。

受刑者にして一定の特技を有する者を、其の業種に就かしむる場合に、往々自己の技能を優り、我儘な行動を取つて不良の徒であるから、充分訓練を加へねばならぬ入所前何等技能を有せざる者には、釋放後刑除者として社會に容れられぬ場合の準備として、刑期の長短をば

る。刑務所の生活は單調無趣味なものであるから、作業に於て多少なりとも、變化を感じしむる必要があると思はれる。格別技能を有する者は其の技能を熟達せしむる上には、終日同一業種に従事せしむることは能率増進上有效なるも、普通の者に在りては倦怠を惹起し、能率にも影響する。單に少時間の休憩は一時の疲勞を慰するのみ、よつて一日數種の業に従事せしむることは到底不可能としても、晝間夜間の別を分ち、作業上、心機轉換の方法を講じ、趣味と清新の氣分を以て、其の業に精勵せしむることは、能率増進、作業收入を計る上に於て反て有效にあらずやと考へた點である。

その刑罰に相當して習得すべき一定の技能を傳授して、生活の安全を得しめ、以て再犯防止に努めねばならぬ。又少年受刑者には教育と作業は併行せねばならぬ。よつて主として趣味を涵養することに努め、工藝品の作成を勤め、創造心を増上せしめ、身心を健全に發育せしめたい。此の希望に適應する作業を賦課するを以て理想とする。

作業時間に就ては、一般規律保持上より止むを得ざるも、時間科程のものにも數量科程のものにも、作業の勉否、勤勞の程度、製品の良否等によつて、優遇並に獎勵科程を設けて、作業の進展を企畫されて居るが、實際科程未了者の多勵に關しては困難である。依て一般家庭を見るに、豫定數量に達せざる場合は時間を延長し、又は徹夜して就業することが往々ある。刑務所と一般家庭とは同一の比ではないが、少くとも受刑者をして自給自足の觀念を抱かしめ、一人前の仕事の出來ざることを一大耻辱なりといふ深き觀念を惹起せしむるやう指導せねばならぬ。其の督勵の一方法として、一般規律に大なる支障なき限りは作業時間延長も一策ではあるまいかと思はれる。

日日の作業に就て、終日同一作業殊に各分業的に就業せしむることは、一考すべき價値あることと思はれ

### 素質に適應して

S K 生

青少年者は暫く措き犯罪者の最大多數は生存競争の劣敗者にして、其劣敗を招くに至りたる主なる原因は不規律なる放浪生活に慣れ、正業に従事する思念乏しき者、之を健康状態より觀察せば、不規律なる放浪生活の爲め普通健康体より著しく劣れり、故に正業に従事して生活の安定を得んとするも、体力伴はざる爲め、他の普通成人同様の賃金を得る能はず、又之を職業方面より觀察せば、彼等放浪生活に慣れたる爲め、手に一定の職なく、假に多少職業の素養あるも、一人前の腕なき爲め、正業に従事せんと欲するも、得る處の賃金は衣食住の資を充たす能はず、孰れも生活難に陥り、其結果は勞せずして慰安を求むるに至る。是等の者を其刑期間に教化を導し、釋放後再び犯罪に陥らしめざらんと欲せば、其惡癖の矯正は勿論なるも、一面入所當時の健康状態よりも、出所時の健康状態

態をして一層強健ならしめ、如何なる労働にも耐へ得る文の素質を養成し、作業訓練に依り、釋放後其刑務所内に於て習得せる作業に従事し、生活の安定を得せしむるにあり。

故に作業賦課に際しては、先づ以て刑の執行言渡の際、本人の素養ある職業、家庭の職業(父兄の職業)、本人の希望職業等を聴き糺し、一面本人の年齢健康状態刑期の長短等を斟酌し、當所既設作業種目中より選擇賦課しつゝあり。而して一度賦課せし作業種類は、官都合などの理由にては容易に變更せしめず、其刑期間可成同一作業の下に獎勵監督を加へ、刑期終了釋放時迄には兎に角普通一人前の技能を有し、釋放後は刑務所内に於て習得せる作業に従事し生活し得らるゝ程度に職人に養成することに専ら努めつゝあり。

然るに當所の如き作業の種類至て貧弱なる刑務所に在ては、本人家庭の職業希望職業等を參酌し、適當と認むべき作業を賦課する能はざる場合不尠、止むなく類似業種を選定するも、是れすら不充分的實況に有之、而して指導の方法としては彼等が製作せし品に對し、縦令粗雑の製品たりとも頑ごなしに其不良を詰ることなく不良の點數ヶ所に涉る場合は先づ其内の一二

に付改良方を作業技手より懇切に指示せしめ、其改良を待て、更に残りの不良箇所を順次に一二宛指示改良を計らしめ、以て豫期する成品に仕上がべく誘導し、漸次其作業に興味を持ちて働かしむることに努め、つゝあり、一時に數ヶ所の欠點を摘發批難するが如きは彼等をして、嘗に其作業を嫌忌せしめ、能率の増進は勿論、作業訓練の目的に添はざる結果を見るに至る。之れに反し、彼等が従事し居る作業に、漸次趣味を持つ様に養成せば、従て優良なる製品を案出し技能も逐次進歩し能率の増進も期待に添ふことを得るに至るべし。

### 職業指導機關の設置 吉留義憲

(前略)予は作業賦課に際して考慮される問題は多種である、けれども、就中新入受刑者に對し、彼れは將來

何業に労働すべき適性を有するか、又、彼れが歸住すべき所が、都か鄙か、而して、賦課すべき作業の業種が、彼れの歸住すべき土地の關係を有する所の現實的な仕事を獲たい事である。けれどもそれは現下の事情として、理想に過ぎないものとせらるゝであらう。乍然、予は考慮すべき問題として、現時に是程意義ある重要なものはないと思料せらるゝのである。殊に青年、少年のそれに其感を一層強められるからである。而して總ての受刑者が科せられた刑期の長短に對する、保健、投産、作業習熟と云ふ現實的の意義を認められるからである。従つて長期には投産的に、短期には保健を考慮して勤くと云ふ習慣のために、監外労働の如き日光に浴せしむる労働を強要せしめられてゐるからである。

職業選擇指導は近時に於ける社會問題として旺盛を示したる思潮である。されど我國に於ては未だ組織的の規模を有する所のものはない、歐米各國に於ては、一九〇八年頃より職業指導(Vocational Guidance)の名に於て擡頭した。就中米國の如きは今や大規模の施設を有してゐるさうである。我國は初期に屬して漸く

大正十四年七月文部、内務、兩省が國家的大事業の端緒として、少年に對する職業指導選擇に關する通牒が地方長官に發せられて、東京、大阪に稍その機關が發動しかけた位である。今茲に注意を要する事は職業選擇指導の意義である。一般の多くの人々は實業補習教育の職業教授と誤り、或は、職業紹介の部類と考へてゐるやうだがさうではない。職業指導とは今より職業に導入らんとする者を、科學的それは、職業心理學とか、又は、職業醫學的に査定して、其適性に從ふて職業を指導し、以て、個人及國家を福利せんとする施設の意義である。而して吾人は拘禁生活者を社會生活の適應格へ誘導せねばならぬ時代に直面してゐる。吾人の考は最早や批判の時でない事を認識せねばならぬ、而して此機關は刑務組織中の最高位のものであらねばならぬ、されど、現今の制度に於ては望む術もないのである。殊に受刑者に監獄労働を以て、行刑の苦行と誤解せしめてゐる點は、適性從業を考慮されなからである。彼等は作業及督勵による焦慮心をそれ甚だ苦痛のもので、看守に對する敵視は重に是れに起因する事が多いやうである。是れ蓋し作業及督勵の罪ではなく、作業を遂行せしむる指導の根本條件が悪いから

ある。故に彼等の適性を査定して所謂職業選擇指導に由る事は彼等をして監獄労働に於ける作業を以て現實生活に入らしむる豫鈴と共に行刑創造への鍵であらう。

刑務作業を官用主義へ強調されてゐる事は、今や世界の大勢にして、我が行刑上にはそれが實現の可能性を濃厚ならしめて來たのである。けれども此主義が眞に、職業訓練、勤勉訓致に督勵する事に於て、其企業組織に苦心を拂ひ置かねばならぬ。予は此の主義の制度の企業組織が、現時實施されてゐる拘禁刑の刑務所に據つて、工場の一化を要請したいのである。而して、官用主義による製産に過剰の人員が出来るやうなれば、其刑務所所在地に於ける生産力の餘裕に向つて、彼等の適性に從ふ投産的の業種を選択せなければならぬ。殊に短期に屬する者が多い刑務所ならば、農園労働によつて勤勉訓致の良習と保健を増進せしむる事が尤も利益であらう。又、工業地に所在する刑務所ならば、單一化の作業の過剰人に對しては、技術的分業の投産的訓練を與へてやらねばならぬ。予は斯んな作業組織の下に、彼等を使役せしむると云ふ事は、所謂

## 作業賦課指導の問題

中濱亥三郎

受刑者に對して作業を賦課する場合に考慮すべき点作業賦課に就ては監獄法第二十四條に「作業は衛生經濟及在監者の刑期、健康、技能、職業、將來の生計等を斟酌して之を課す、十八歳未満の者に課すべき作業に付ては前項の外、特に教養に關する事項を斟酌す」とあつて、一見誠に單純の様であります。併し受刑者の種類は幼老の別賢愚の差、教育程度の高下休質の強弱、健康状態の良否職業の差異、刑期の長短、歸住地の關係等千様萬態とも云ふべき有様である。又刑務所では、國家經濟上及行刑上の關係等（例へば商業漁業鑛業等は殆んど經營不可能である）からして現在では工業農業の一部位しか實施して居ないのであるから、彼等受刑者の總てに對して入所前の職業又は釋放後爲さんとする職業と全じ作業を賦課することは到底不可能のこと、云はねばならない。そこで吾々は理想的とは

職業選擇指導が一般社會の普通人よりも、學力、自制克己心、保健状態が劣等であるからである。而して、彼等に對して人間としての訓育の満足を目的とするものである。殊に前に於て叙述したやうに、彼等が作業に對する苦痛の錯誤觀念を除去せしめ得るからである。又は、社會的復活へ生きる現實の教へに職業へ興味付け得る事である。殊に、賦課される作業の高き程度に於ては、それが教育的となるからである。又一面に於て、收容人員の緩和を講ぜらるゝ事が出来るなれば、それは作業賦課に餘裕が出来て、常に有利なる仕事に課せらるゝやうになるであらう。予は本論の最初に於て、受刑者の性情と彼等が監獄作業の誤解、及、是れが施設の不備を叙述し、事が首肯されるものであるなれば、行刑の組織を早く改めなければならぬ。而して年々増加する少年の犯罪、及成年者の犯罪に對する累犯防遏のために、所謂職業選擇指導の機關を設置して、彼等を指導せねばならぬ新時代を強調せられてゐるのである。

行かない迄も、出來得る限り、各受刑者に適應する作業を選擇賦課すべきであると思ふ。で私は現在左の如き取扱をして居るのである。先づ新に入所した者のあつた場合には、自ら本人に就て年齢から學力程度、退學後の職業、及就業期間並技能の程度、累犯者に對しては更に前刑執行中の作業及就業期間並技能の程度、釋放後爲さんとする職業、在所中の希望作業等を調査し、其答申態度等によつて、賢愚を忖察し猶休質の強弱健康状態の良否、刑期の長短歸住地等を考慮して賦課すべき作業を決定する。併し作業經營上其他人員等の關係からして直ちに其作業を課すことの出来ない場合は一時他の作業を課し、作業名札に其事由を朱記して置て可能となつた場合、直ちに之に轉業せしむるのである。

### 一、成年受刑者

#### (イ) 長期者

入所前、熱練労働に従事したことのある者（茲に所謂熱練労働とは普通人が六ヶ月なり、一年又は二年と練

習をしなければ一人前になることの出来ない職業を云ふのである。)であつたならば成るべく全作業を課すのであるが若し全一作業がなければ類似した作業に従事せしむる。即ち木挽、大工、銀治、指物、洋洗濯、洋裁縫、理髮、靴工、印刷工、塗師工、經師等の如き職業に経験のある者には該業を課し、其他の者例へば双物類を使用する職業に従事したことがある者は大工とか指物の様な作業に指先の仕事に経験ある者には洋裁縫とか靴工とかを課する。

入所前熱練労働に従事したこと、無い者であつて熱練労働に不適當と認めらるゝ者は不熱練労働(茲に所謂不熱練労働とは普通人が一週間か二週間も練習すれば一人前になれる職業を云ふ)たる土工とか糞糸捻扱等を賦課するのであつて、是等の者は相當期間観察して行狀良なる者から便捨夫掃除夫炊事夫看病夫浴場夫等に轉業せしむる、尙身体虚弱であつて強業に堪へない者には補綴夫とか麻工鼻緒眞摺等を課してゐる。又熱練労働に適する者と認めたまには、教育程度高い者には印刷工を、其程度の低い者には彼等の希望や年齢解放後の職業等を考慮して指物、靴工、洋裁縫等を課す。

業選擇は自由であり、容易である、然るに刑務所で經營する作業は農工業の一部と云つてよい位、其範圍が極めて狭いから各人に適應する職業を選擇することは其だ困難なのである。又刑期の關係があるので長期刑者であると相當職業訓練も出来るけれども短期刑者に對しては之が不可能なる爲一層其選擇に付て困難を來すのである。

### (ロ) 指導

一般社會だと多くは仕事の良否や成工高の多少によつて直ちに効果(茲に所謂効果とは待遇とか報酬とかを意味するものである)が顯はれる様に出來て居るのであるから、絶へず緊張した氣分で働かせることが出來、從て上達も早く成績を擧ぐるに容易な譯である。又指導者が處々の工場なり製品なりを見せることも出來るから見聞を廣くすると云ふ便益が少くない。又社會的指導とでも云ふか、日々進歩發達する新奇なる事物より受くる刺激によつて與へらるゝ指導も亦少からざるものと思ふ。然るに刑務所では行刑上一般社會の如き督勵法を設くることの出来ないのと拘禁生活の關係上見聞を廣くすることが不可能であり、又社會

(ロ) 短期刑者  
入所前熱練労働に従事したことのある者には成るべく其職業と全一の作業を課し、若し全一作業の無い場合は類似の作業に、夫れも無いときには不熱練作業たる土工の類を課する。又入所前熱練労働に従事したことの無い者には土工或は麻工鼻緒眞摺を課す青年受刑者は成年受刑者と殆ど同じを以て略す。

### 二、少年受刑者

少年受刑者に付ては、教養を意味する關係上、殆んど短期刑者が無い。故に出來得る限り、需用範圍の廣い熱練労働たる印刷工、指物、洋裁縫等の如き作業を課すべきであると思ふ。

尙成年青年少年を通じ農家に生れ、釋放後農業を以て職業と爲さんとする者に對しては、努めて耕耘に従事せしむべきであると思ふ。

○一般所謂職業選擇指導と對比し拘禁生活者に存する特殊なる事情

### (イ) 職業の選擇

一般社會だと如何なる職業もあるから大体に於て職

的利戟の少い爲、作業指導者の技術範圍を超脱することが困難なのである。

### ○理想的作業賦課指導の方法

#### (イ) 作業賦課

各刑務所に智能検査に關する専門家を配置し(或は保健技師若くは作業技師をして担任せしむるも可ならん)學術的に各受刑者に付て智能の検査を爲さしめ更に刑期等を考慮して賦課すべき作業を決定すべきであると思ふ。併し乍ら折角決定しても其作業が其刑務所になかつたならば結局は徒勞に歸して仕舞ふ譯であるから刑務所では成るべく、作業種目を多く實施する必要を生ずる。さり乍ら各刑務所に多種多様な作業を設くることは經濟上到底許さるべきものではない。故に各刑務所では經濟上の許す範圍内(經濟の許す範圍内とは作業指導者を採用して作業訓練を爲さしむるも尙且つ相當収益あることを意味す)に於て出來得る限り業種を増設し各刑務所に分在しては經濟上支持不能なるものに付ては、之を大刑務所に設置して、附近の小刑務所から之に適應する者と決定した受刑者を移送して訓練せしむるのである。斯くするに於ては目下

の適業賦課困難の状態を幾分緩和することが出来ると思ふのである。尤も熟練作業訓練の爲の移送でありますから、刑期も一年以上を相當と考へられる。

### (ロ) 指導の方法

#### (1) 優良なる作業指導者の任用

如何に適材を適所に置いて訓練仕様としても、其指導者が優良でなかつたならば、其効驗を見る事が難い。之は前にも一寸云つた様に拘禁生活者は外の事物に觸るゝ機会のない爲に自然社會の進歩から遠ざかる傾向を生ずるのであるから社會一般の指導者よりも一層優良にして新進氣鋭なる作業指導者を必要とすると思ふ。で其採用方法としては當局に於て學問並に技術の實地試験を行ひ優秀なる者を任用して各刑務所に配置するを可と信ずる。又作業指導者は作業場に於ては作業衣を着し、自ら彼等に率先して作業に従事もし教へもしなければならぬ。拱手傍觀聽使するが如きであつては到底其効果を納むることが出来ない。又一週一時間か二時間位各作業指導者をして受持受刑者に對し其作業に關する學理を教授せしむべきである、斯くするに於ては作業に對して自然趣味を生じ其製作品も理

法に適つた良品を出すことが出来る。蓋し趣味なるものは能く知ることから湧然として起るものであつて其理法を知らずして言はるゝ儘に働くが如きは機械的動作であつて能率も擧らなければ良品を製作することも不可能である。

#### (2) 督勵方法

如何に体質が强健であり、体力や能力があつても勞働心がなければ指導者が優良で且熱心であつても其効驗の大を期することは出来ない。經濟學者は勞働心の多少に於て、(一)慾望の多少、(二)法制の完備(三)勞働に對する社會的尊敬の強弱(四)勞働に對する報酬の多少の四項目を掲げて居る、併し刑務所では右の内(一)と(四)とに對して特に留意すべきである。即ち希望と抱負とを多く持たせる様にすれば夫れ丈け勞働心が強くなるのであるから處遇規定の如きも、今月の作業成績は直ちに來月の處遇に影響を及ぼすと云ふ風に、制定すれば、誰しも上級に進まんとする名譽心と優遇を受けんとする慾望からして不知不識の間に緊張した氣分になるのであるから、指導の効驗を著く發揮することが出来ると思ふ。次に彼等の勞働に對する報酬即ち作業賞與金は製品の良否生産高の多少(行刑

上行狀の良否に依る差等を設けることは當然のこと、思ふ)に比例して給與すること、すれば、幾分にも餘分の報酬を得んとする慾望からして、寸時も猶惜む様になり、從て自發的に勤勉の良習を涵養することも出来、行狀に注意すると全時に良品を多く出すことになり、著しく指導の効果を顯すことが出来る。尙彼等は定量食を給せらるゝ關係上食物に對する慾望が熾烈なものであるから、此心理を利用して、刑務所の規律を害せざる範圍内に於て作業賞與金を以て、食料品の購入を許す様にすれば、其効果は一層大を爲すであらう。

○理想的作業賦課指導の實行に當り現行法規によりて妨げるゝ点

作業賦課に於ては別段現行法規によつて妨げらるゝ点はないと思ふ。併し指導に於ては右に述べし如くなるを以て監獄法施行規則第七十條左に掲ぐる者には作業賞與金の計算を爲さず(一)入監したる翌月より五月を経過せざる者を「入監したる月」と改め全法第七十一條の行狀向作業の種類云々の「性向作業の種類」を削除せられ、尙大正十一年十月十四日司法大臣訓令行甲第一五〇二號の作業賞與金の定額及第一種第二種

作業の區別を微廢せられ夫れに更らに製品の良否、成工高の多少時間課程作業に於ては其等級並に勉否に基き行狀良否を加味したる總和によつて、各刑務所各業種に共通する公平なる賞與金標準を決定せられんことを希望して止まない。

## 行刑作業に就て

益 山 生

### 作業の賦課

行刑作業が刑事政策と、經濟政策の二方面に立脚してゐる以上、生産的でしかも教養的、職業訓練に効果あるべきものでなくてはならぬ。

現在果して適當なる賦課が出来てゐるであらうか、遺憾ながら當所の如き到底適應せる作業賦課は困難の状態にあり、尙他にも同様の所は尠くないであらう。

現在の如く互に群雄割據的に、同一作業を各所に經營してゐるやうでは費多くして益する處少ない、適當の管理機關を設置し、管轄刑務所に各其の基本作業を定め、適當に整理配分を行ひて刑務所作業の統一を圖り、適材を適所に移送する方法も之等の目的を達成せしむる上に効果があらう。

現に特殊刑務所の制度も認められてはあるものゝ、何れも戒護検束上よりの拘禁区分によるもので、作業上の關係によるものは少ないやうである。

### 作業の撰擇

收容者の種類が千差萬別なると共に作業の種類も多種多様なことを要す、しかも教化上にも、職業訓練上にも効果あるべきものでなくてはならぬ。すべて犯罪者は或意味に於て一種の病人と言へる程、一般人に比し心身共に、多少の變調を來たしてゐるものであるから、之れに對し非保衛的又は殺伐の業種を課することと考慮を要する、少年受刑者の或る者には大農園を造り大自然に接觸せしむる方法も感化上大の効果を認むるであらう。

論、指導監督者に人材を要求する、授業者が技手に、技手が技師と名稱のみが變つただけでは、お鍋を奥さんと呼ぶに止るのみ、待遇を改むると同時に、名實共に、向上せしむる必要がある。

### 作業教育

教誨により品性の陶冶をははかると共に、一般作業智識の啓發にも努めなければならぬ、看讀書籍の如きも宗教、倫理の外之等専門的文書圖書の設備を要する。近時此の方面に注意を用ひられてはゐるやうであるが未だ通俗的のものが多い。

時に専門家の講演により新智識を注入することも必要であらう。獨り收容者に限らず、戒護、監督、指導の任に當る職員に對し作業智識の啓發誘導に努むべきは勿論である。

此點に於ても、多くの改良刷新の余地があらう。現場は勿論、作業經營上の手續にも一は會計規則其他の關係上止むを得ないが、所謂お役所の仕事は随分面倒な手續が多いやうである可及的此等の繁を除く必要がある。

### 行刑作業と釋放者保護事業

作業が職業訓練であり、其れに依つて生活し累犯豫防の實を擧ぐるに至らなくては、行刑の目的を完全に達し得たものではない、從來釋放者が累犯に陥る原因は、刑務所に於ける職業訓練の不充分であつたことも、拒む譯にはいかぬ。故に作業施設の改善を圖り一面保護機關を充實して、釋放者の授産設備を完成し、逐次社會生活に馴致せしむることにするならば、完全なる行刑の目的を達し得べく、刑務所作業經營上にも反つて便利であらう。

### 作業の指導

作業指導者として技師、技手を設けられしことは時宜に適したものである、但し技術者と雖萬能の士を求むることは困難である、殊に現在の如き、狀況にありては各所各業種に亘り、適當の指導者を望むことは一層不可能である、此の點に於ても刑務所の作業を統一する必要を生じて来る。

今後益作業の進歩發達を期するには、工場設備、通風、照明、其他科學的に尙幾多の研究を要するは勿

### 作業の督勵

人間には常に何かの刺戟がないと懦弱に流れ易い、驚馬に鞭うつ如き方法も刺戟ではあらうが、一面精神的に害する點が尠くない、刺戟は多く誘導的、自發的に奮勵努力の精神を喚起せしむるものでなくてはならぬ。

近時各所に於ても此等の點に、相當注意が拂はれてゐるやうであるが、法規の上で糧食増給の範圍、賞與金制度等一層就業者の努力成績に比例せしむることに、改良を加ふるならば獨立自營の精神を涵養するに於ても効果あることと思ふ。

職員の待遇、收容者の處遇は必ず厳正公平でなくてはならぬ。一面精神の緊張を圖ると共に一面常に希望を滿たしむることを忘れはならぬ、「仕事は氣持で出来る」如何に設備が完全に組織が科學的に經營されても、精神上不平不快を感じしむるものがあつては決して成績の擧るものではない、要は「人を生かす」ことこれが能率増進の根本義であり將た行刑の本旨ではなからうか。

# 余の最理想のこ考 ふる方法

富井隆信

## A 作業の賦課

### (1) 刑期

イ、六月以下の受刑者には作業によりて只勤勉の習慣を興ふれば足る。必しも授産的教育を要とせず。故に拘禁する刑務所に現在する筋肉勞役にても、手工業にしても、はた技能を要する業種にても、受刑者の性向技能・体力・身分を斟酌して、適宜刑務所にて需用する業種を指定すれば可なり。此の場合には業を主とし人を従とす。但し勤勉の目標は製品の質と量とを併行せしむべきは勿論なり。

ロ、六月以上の受刑者に賦課する作業は授産的教育を目的とせざるべからず。

作業にては地方的便宜或は授産教育を目的とする必要に由りて、各刑務所に主要なる作業を特定す。以上の如く刑務所を区分し、有職無職の受刑者を配送せば作業賦課として最も肯綮に中るを得ん。

## B 作業の指針

精神主義に作業せしむべし。——製品は心の現象なり。よき品を廉價に生産す。需用者の心になりて製作す。

掛圖、模型、實物、参考書、同種の製品の市場の時價等を示す。

職業上の講話——意匠、設計、圖案、用途、實用上の效力、生産費を低減する方法等。

少年には農村の者を漫りに都會化せしめざるを要する。

女受刑者は家庭の用務を實習せしむる方法を講じ、強ちに女工化せしめざるを要す。

ハ、十年以上の長期受刑者は満期後の年齢を考慮し、その年齢の体力に可能なる業種を選ぶ要あるべし。

### (2) 授産的教育

イ、刑期六月以上の受刑者中、無職業者には個性に適當なる工業的技能を教授訓練せざるべからず。

ロ、有職業者にはそれと同じき、又は別ある業種を指定するを方針とせざるべからず。

以上兩種の目的に應ずる業種を指定せんとせば、各所に配送拘禁する必要あり。授産的教育を目的とする以上は人を主とし作業を指定せざるべからず。即ち人主業従なり。然るに一々の刑務所に固より多種の作業あり得べからざるを以て、適當の作業ある刑務所に配送の要あるは自然の理なり。

### (3) 刑務所の區別

年齢にては少年刑務所と成年刑務所

性にては男刑務所と女刑務所

犯數にては初犯者刑務所と累犯者刑務所

刑期にては十年以下と十年以上

## 社會生活を基調にして

齋藤信一

受刑者に對する作業賦課は刑法の持つ目的の大半を左右するものなりと云つても過言でない程、重要な意義を有するのである。即ち作業賦課の適否如何は受刑者が忍苦による收獲と行刑有終の美目的とを同一たらしめ得るや否やのバロメーターなりとも云ひ得らるゝものであつて、現今弊を大にして作業訓練の高唱されつゝある所以も、亦此處に存する所以であらう。然るに如斯重要な意義を有する作業賦課の實況は如何かと云ふに各刑務所共頗る輕々に之を取扱つて居るではないか。何故なれば彼等の作業表を一瞥した時、何人も其無定見なる賦課に一驚するであらう。而して其備考を讀む時一層思ひ半に過ぐるものあらん。

しかし是も無理のない事では迄の作業賦課は其當初に當つて受刑者に付何等の科學的検査方法(適性検査心理検査)が講せられて居ない。即ち既設作業に對し技能を有する新入者は格別、其他の技能者又は無技能者

の場合、殆んど盲目的に何等かの作業を課せなくてはならないと云ふ漠然たる考に支配されて居るのでは無いかと認めらるゝ節があるが、現在の如き刑務所の組織なり施設では時にかくなるの止むを得ない事に立ち到るであらう。然し已むを得ないと言つても實際作業賦課と云ふ事は受刑者釋放後の社會生活を左右する重大問題たる以上は少くとも受刑者の年齢刑期の長短と云ふ位はどうしても考慮に入れて之を課せなければ九俣の功を一簣に欠ぐる場合が生じて來るのである。

抑も刑期の長短といふ事は作業賦課上重大なる關係を有するものである。まして現在の如く職業訓練の高唱せらるゝ場合如何なる見地よりするも一年以下と云ふが如き短刑期者は殆んど此の理想目的に副はない故に一年以下の短刑期者に就ては勤勉の習慣を燒付くる事により行刑の目的に副はしむるべく、技術を要しない簡易作業を選択する事が得策であるまいか、又一年以上の受刑者は職業訓練の意味より科學的検査に依り、本人釋放後の生活の本據とすべき地方關係狀況並生計等を参考し、適當と思料さるる作業を選択賦課する事が必要であらう。又年齢に於て少年者の作業賦課は、主として形而上に重きを置き、彼等の能はれたる心

裡に美的情操を養はしめて原の純真さに立歸らしむる様、特に教養を加味せる作業を選択すると共に彼等の肉体の發達増進を計り得るものたる事を考慮しなくてはならない。此の見地よりして、彼等を農園作業に就かしむる事は大自然の攝理より受くる感化により其目的の大部を達せしむる事が出來得るであらうと思料せらる。故に少年刑務所に於ては戒護を考慮し構内に一大農園を有する事が必要ではあるまいか。

青年は國家の中堅たるべき者なれば其犯罪率を減少する事に努めなければならぬ、此の見地よりして彼等に賦課すべき作業は、尤も剛堅堅實の氣を養成し得るものにして現代的作業たる事を考慮し、以て汗による勞働の眞價を禮讃せしめ、萬一國家總動員を行ふべき國家の危機に際し劍戟の代りに技術により活動し得らるゝ丈の技術を養成し置かなくてはならないのである。如此は奇矯の言たるの嫌あらんも元氣潑洩たる青年期を囹圄に置く事は假令犯罪による代價なりとは云へ國家經濟の上より又個人經濟の上より見るも不經濟至極の次第なれば、刑務所内に就て之を償ふ丈の作業を賦課し、以て彼等勞力の集積を利用すると同時に、青年をして眞に改悔せしむる丈の作業を選択し賦課する

事は大局より見て大に考慮を拂ふべき點であらうと思ふ。成年受刑者の多くは一家を組織せる者なるが故に、其賦課すべき作業も亦彼釋放後一家の中心人物として家族の生命を維持し得る丈の作業を選択賦課する事は、刑事政策上必要な事である。しかし年齢が職業訓練にやゝ困難なりとの反對あらんも、相當刑期ある者に於ては、現今一般社會に於てすら時代の趨勢と要求とに依り、成人教育の必要が叫ばれて居る際、刑務所だからと云つて此の潮流に無關心で、依然舊時代の作業賦課を繰返さば、勢ひ彼等を反つて既に社會への落伍者として送り出す事となり再び犯罪の渦中に投ずるを得ざるに立到らしむるであらう。無論成人教育は技術の養成のみを云ふにはあらざるも是も亦其教育中に包含さるゝ事は斷かなる事と思ふ。故に成年に課する作業は釋放後の彼等の家庭と云ふ事に考慮を拂ふ必要がある。(中略)

しからば如何にせば理想的作業賦課を爲し得るかとは頗る困難なる事で一本調子には行かないが、左に二三を述べよう。

### (一) 適性検査に依る作業賦課

現代に於て作業賦課上尤も重要視せられて居るのは

本検査方法である。此の検査に依つて適材を適所に配置する事が出來從而能率を増進せしむる事となる。

### (二) 作業經營上の作業賦課

作業經營上一刑務所に現代的作業たる機械作業中の一作業を二作業とし該作業に適當なりと認めたる者は一控訴院内一區とし相互に受刑者を移送して其業に就かしむるとせば賦課上頗る利便なると受刑者其者の幸福を招來し併て作業能率を増進し製産を多からしむ。

### (三) 刑期による作業賦課

一年以下の短刑期に就ての作業賦課は既に述べた所であるが一年以上の長刑期に就ては之を(イ)一年以上三年(ロ)三年以上七年(ハ)七年以上の三つに區分し作業の難易習熟期間の長短を斟酌し適當の業種を賦課する事が必要である。

### (四) 年齢による作業賦課

本項は既に述べた通りである以上の外作業經營の任にある人は常に現代作業にして作業賦課上行刑の目的に協ふ所の作業を主作業として施設する事を念とし併て補助作業若くは臨機作業の多くを施設し置く事は作業賦課を理想的ならしむるの途である。(下略)



# 受刑者の累進處遇 (一)

◆歐米遍路より歸りて◆

法行刑局長 泉 二 新熊 氏 談

- ▼ 私は、昨年五月五日に横濱を出發して、十二月中旬に歸朝した、その
- ▼ 間、觀察した歐米の刑務所、矯正院、其他之れに類似する所の設備は、
- ▼ 随分多数に上つて居る、しかし往復共僅かに八ヶ月足らずで、この短
- ▼ 時期に出來得る限り實況を可成多く觀察する考へから方々を廻つた、
- ▼ この旅行の行程凡そ三万八千哩に上つて居る、隨て茲に云ふ事も、方
- ▼ 々の概況、それも特に感じたことを云ふて見ようと思ふのである。

## ◇米 國 へ 觀 た 話

刑務所に於ける累進處遇の概念は、何れの点から生れたかと云へば、結局従前の應報科刑の概念を捨て、改善刑、豫防刑の見地から行刑制度を改良しやうといふ所の努力の一端に過ぎない。

先づ亞米利加では、あたらしき改良施設、殊に刑事制度の方面に於て、常に歐羅巴諸國に先んじて、實行してゐるので、隨てこの行刑制度の改善問題に就ても、亞米利加は余程注意すべ價値ある國である、亞米利加は總ての点

に於て兩極端の國で、非常に進歩せる所もあれば、又非常に野蠻ともいふべき一端もある。行刑制度に就ていへばこの國の「ステート・プリズン」(State Prison) 國立刑務所は、余程監獄改良の刺戟を受け著しい努力をせるに反し、「カウンティ・ゼールズ」(County Jails) 縣とか、郡とか、或は市立などの未決囚及び短期自由刑の受刑者を收容する場所は、随分不完全である。

合衆國行刑法のインスペクター(審査員)をして居つた「ジョセフ・フィッシュマン」といふ人が「犯罪の増場」といふ本を書いた中に、今の「カウンティ・ゼールズ」の實況が載つて居るが、随分昔の儘の野蠻な状況が見えて居る、又吾々が行つて視ても實際さういふ状況を今日目撃し得るのである。併し乍ら其の方面もこの頃段々改良論が持上り、例へばオハイオ州邊では、「ゼール」を「ファームプリズン」(Farm Prison) 農園刑務所に變更せんとする如き努力の一端が現はれて居る、其他にも、それに倣つてゆく所が随分ある。要するに亞米利加に於ては、刑務所改良の氣分が實行の途に上りつゝあることは疑ひなき事實であり、殊に吾々の氣付くのは、作業の点に於て、所謂官用主義を採用し、又其の制度を實施する爲め、法律までも改正して居ること、隨てこの作業の組織發展に付て非常に便宜を得て居る事が注意される。けれども殆ど總てが機械作業になつてをり、その爲め機械力が過大に失し作業の需用が其の機械力に副はない、それ故に受刑者の中には手を拱いて遊んで居る者が方々にあるといふ状態が見受られる、之れ等は余り感心する点ではないが、これは作業組織の点から注意すべきことと思はれる。

更に他の一面に於て、「ファーム・プリズン」農園刑務所が鼓々發達を來せるは、余程有益な制度と考へられる、それと、公道開鑿の業務に、受刑者中の品行の良い、逃走の虞のない者等をして當らしめる事で、これは余程有益な事業として認められて居る、尙ほこの他に教育的施設、体育的施設として新しい試みが随分澤山ある、併しこれは動もすると、少し引締めないといふ、規律が弛緩する虞のあることは、理屈上考へても明かだ、この國の刑務所の實

際を見ると、其疑ひが直ちに起る、これは事柄それ事態が悪いのでなく、必竟その宜しきを制するに適當な人を得ればよいと思ふ。

以上は、兎に角よい方から見たのであるが、この國の刑務所の改良事業に就て、最も障害になるものはないかと S. W. Vardon とか Government とかといふ典獄、所長等の地位が選舉によつて常に動かされることで、僅か数年しか其の地位に留まらぬ者が多數であることが、大に考慮を要する事かと考へられるのである。

### ◇歐洲各國を觀る

次に歐羅巴に就ていへば、英吉利は亞米利加に於ける、行刑改良運動の概念を咀嚼して、英吉利風に變更し、之れを實施しようといふ状況が見える、殊に精神的教化及び体育の奨励等に依て、人間を良くしてゆかうといふ点は、余程進んでゐる、併し作業の組織に就ては、それ程に未だ見るべきものは無い。

元來、作業奨励といふことは、將來の職業訓練、又一面には訓練の性質涵養上宜いことで、更にそれと同時に、人を徒食せしむるよりも、自己の力で食ひ得るやうにして與へるのが極めて必要であつて、國家の負担する經費の点よりしても、作業収入の増加を計るは決して悪くはない。併しながら兎角物事は偏し易く、作業奨励に力を入れると、教化衛生の方面が御留守になり、作業一方に走る、又教化衛生に力を入れると、前と反對のことになるのは一般の弊害であるから、此点は充分注意せねばならぬ。英吉利の今日の作業組織等の状態から見れば、今少し作業の方に努力し得ないかといふことを感じた。

それからスカンジナビア・瑞典・ノルウェー・デンマーク等を見たが、作業の方面には新しく努力して居るやうであるが、教化の方は殆ど語るに足らぬ、といふのは、大勢の者が雜居し、殊に工場にて多數の者が混同して居る、

それで、色々な弊害が此間に起るのは免れぬ。スカンジナビア諸國の刑務所は、日本や亞米利加で見ると、工場組織は殆ど無く、多くて三四名位の者が一緒に住んで居る、日本の刑務所の雜居房の七八人位容れられるやうな所に三四人位の者が集り、その空々で仕事をして居る有様である。これが世の中に出て仕事をすると、どうしても工場作業になるから、世の中と連絡をとるといふ点から考へると、今のやうなやり方が適當な方法であるか問題である。

次に獨逸であるが、こゝは教化、衛生、作業の三方面から觀察したい、殊に千九百二十三年の七月に、獨逸全体に新しい行刑令が出て居るが、此規則に現れて居る事柄は余程學問的に研究された結果と思ふ、併し乍ら實際に於ては、規則に現れた通り各刑務所に於てまださう實行されて居らぬ、一寸行つて見た文では、何となく原始的の所が随分ある、伯林の或刑務所では、矢張鳥籠式の施設もある、又新しく施設された場所では、要求に従て相當新しい行刑の實際が現はれて居る、殊に「ドレスデン」及び其附近の刑務所は随分新しい行刑の實際が見られるのである。

佛蘭西では、まだ余程舊式の思想もあるらしく、實際の設備は大抵舊いから、兎角新しい試みが出來て居ない、併し特に少年に對する設備は余程參考になる注意すべき点が少ない。

大体の状況は以上の通りで、何れの國に於ても、改善刑の觀念から、行刑施設の改良を計らうといふ大体の觀念は大に熟して、この方面に向つて努力しつゝあることは同じである。唯、實際に現れた結果は、その國民一般の進歩發達の程度とか、行刑上の施設に關する思想の程度及び豫算關係等から、これに多少の制限を受ける爲め、何所でも思ふ通りに行かぬと不平をよく聽かされるのであるが、大体からいへば、前述の通り、全方面に向つての努力は、その程度に差こそあれ、幾分窺はれる。

備で、この改善施設の一方法として考へられることは、所謂累進的行刑制度である、この制度は其の沿革を研究して見ると、必ずしもさう新しいものではないやう思はれる、かの Irish System (愛蘭システム) は Walter Crofton 氏の發明に係る「システム」といふのが今日迄引續ての累進制度とか、階級處遇とかいふ問題の源泉であると言ふて宜いであらう、一番新しい處では、刑務所内に於ける處遇を階級的にする、所謂クラス・システム、それから次に一般の拘禁囚と社會に出る時の中間に Intermediate Prison (中間刑務所) といふやうに、一面は刑務所、一面は普通の從業にする所の中間施設をして之に移し、それから愈々釋放にして行刑しやうといふのであつて、この「クラスシステム」に付ても一級二級三級と、所に依て違ふが、兎に角階級を分けて、下から上へ上るに従ひ待遇をよくしやう、其の中でも、之れと結付けて離る可らざるものである如く考へたのが獨居拘禁と雜居拘禁の制度である獨居拘禁の制度と雜居拘禁の制度を階級に結付けて、巧く累進的處遇にしやうといふ考であつたが、爾來この制度は少くとも、諸國の少年刑務所には、大抵實行されて、日本でも少年刑務所では大抵之れを實施して居る。例の階級處遇に猛烈なる反對者で、而かも行刑界に於ける世界的泰斗として認められた獨逸のクローネ先生なども少年刑務所に之れを實施することに付ては、余り反對はなかつたと見えて、例の「ピットリス」の少年刑務所に之れが實施されたのである。それで大抵この獨居拘禁制度から晝夜獨居拘禁、夜間のみの獨居拘禁、雜居といふやうな階級に上るに従て一級二級三級と進め、嚴重な所から漸次自由にして行くといふ制度が永く行はれて居る、今日日本の刑務所、少年刑務所でもそれを採用し、又他の國でもその通りやつて居る所が少なくない。併しこれは進んだ考から云ふと、既に舊くなつて居る、これには色々理由があるが、舊くなつたといふことをいふ前に、いふて置きたいのは、諸國に於て少年刑務所に多くのこの制度を採用したのみならず、先づ英吉利でいふと、成年囚にもこの階級處遇を與へることになつて居る、それほか歐州大陸に於ては成年にも階級處遇を與へるといふのがあつた、所が佛蘭

西では殆ど階級處遇を採らない、愛蘭式の階級處遇を採らぬといふ状態である。併しながら此の頃は之れを少年に及ぼすと、成年に及ぼすとを問はず、此の愛蘭式の階級處遇といふのは寧ろ問題とされて居る。殊に成年囚にまで之れを廣く及ぼすことになれば、先づ刑務所の施設から考へて、何れの刑務所でも愛蘭式の階級處遇を採ることを得るやうに獨居拘禁、晝夜獨居、夜間獨居といふやうに最初多くは其の階級を経てくるのであるが、さういふ施設が出来得るか、それは甚だ困難であるといふのも一の理由であらうが、この問題は、解決される前に教育的方面、社會的方面から見て、今迄の主義は余り適當でなからうといふ考が出て來るのである。三ヶ月或は六ヶ月、嚴正獨居期をきめて、それから段々進んで行くこととして目的を達せられるものか否、若し最初の期間六ヶ月なら六ヶ月三ヶ月なら三ヶ月といふ所謂嚴正獨居の期間が、一番教育上宜いといふことであつたら、何故それを最後までやらぬかといふ事を考へねばならぬ、改善上最初の第一期が一番宜いから先づ第一期に於て改善された上で、始めて進められるのだといふ風に考へるから、獨居拘禁は教化上から宜いといふことを前提とせねばならぬ、さうして其の前提が正しければ終まで、獨居拘禁が宜いことになる、かく理屈の上から考へられるが、改善せんとするものを假令六ヶ月なり一ヶ年獨居させて置き之を良くして行かうといふことは到底出來ぬ、矢張雜居させて良くするのでなければ、眞に改善することは出來ないといふ考を持つ者がこの頃出て來たのである、それで出來得るならば、夜間は獨居するやうに獨居の監房に容れて、晝は雜居にするといふ考がある、現に英吉利邊ではさうやつて居る、嚴正獨居期から晝間獨居期みたやうなことは採らない。(未完)



審して数字上は相當によい結果を示して居るが三月迄の成績を除き、三月以降に就て成績を表せば、出願希望數に對し價値を認められたものは僅に四・八%、即一〇〇件中五百足らずの不成績であつて、之を見て如何なる發明考案なるやを推すに足らうと思ふ。

然らば出願の内容が如何なるものであるかを或る期間に於て審査せられたものに就き區分して見ると次の如き結果を得たのである。

- A 出願の價値を認めざるもの……………八三件
- イ 要旨不明……………四件
- ロ 實証不可能……………一八件
- ハ 無價値……………三〇件
- ニ 新規ならず……………二四件
- ホ 實用的ならず……………七件

出願希望數  
八十五件

B 出願の價値あるもの……………二二件

要するに現在の儘で推移して行けば、寧ろ行刑の上  
に害毒を流すことなきを信じ難く發明協會の折角なる  
骨折も水泡に歸して仕舞ふことと思推するのである。  
然らば、是等如何なる原因によつて起つたものか  
又之を如何にせば本源の目的に立ち戻らしめ得るかに  
就て次章に考察しようと思ふ。

(11)

發明考案の取扱開始當初の内容は資格審査等の點に就て相當考慮せられ、期待に反して居なかつたのであるが、漸時其素養、經歷等の審査は粗漏となつたかの觀がある。例へば殆んど科學上の智識を有せざるものが科學理論を超越した不可能の問題、實在し得ざる空想等を麗々しく書立て恰も驚天動地の發明を爲したる如く得實然とした者も少くないのである。是等は要するに、審査の不徹底による罪と、彼等を指導し納得せしむべき教導者の不注意に因るものと思はれるのである。實際に於て發明者の一般に就つて所は、發別に對する實施上の考案である。縱令其の考案の主旨は善くても實施上之を機械化する點に於て、全く無價値なものと化して仕舞ふのである。少くとも斯かる際に於て、技術的指導或は援助といふことは見逃すべからざる重要な役目である。

(三) 發明考案を許可したるものに就ては時々其の經過を注意することは重要な事項である。

假令、發明考案の當初に於ては、合理的で價値あるものと考へらるゝものも、其の經過に於て無價値のもの、又は實施困難に到達することがある。斯かる場合には餘程發明に眞面目の人で、挫折し之を放棄し易いのであるが、受刑者に於ては、之を容易に放棄して而も尙考案を續くが如く裝ひ筆紙により慰安を求めに至り、遂には行刑上面白からざる結果に陥ることなきを保し難いのである。

或は受刑者中には不可能の域に到達するも科學に無智なる

受刑者の發明考案を取扱ふに至つた主旨は既に述べた如くであるが、其の取締に就て充分の考慮を拂はざる時は實に面白からざる結果を生み出すこととなる恐れがある。今其の條件を列擧し攷究して見よう。

(一) 受刑者をして發明に従事せしめることによつて之が行刑の趣旨に背馳しない様努むることは最も重要な點である。

若し夫れ受刑者が眞の發明の爲盡力するものならば、此の取扱は行刑上最も適當の處遇となるのであるが、受刑者中には發明考案に名を藉り筆紙墨を許され、己が拘禁生活の無聊を慰めん爲或は他の受刑者に對する一種の見榮、誇りの爲に發明考案を願ひ出るものもあるのである。斯くの如き者に就ても同様にして處遇せらるゝ時は行刑の本旨に悖ることとなる。

(二) 故に出願者の人選は充分嚴密に之を審査するの要がある。即受刑者の才幹、素養、經歷等により許可すべきや否やを決定する必要がある。

往々發明は意外の所、意外の人物より思はざる偉大なるものが生れ出づることがあるけれども、之は其種のことで明務所に於ては斯くの如き盲龜浮木の喻にも近きことを期待することは許されぬのである。斯く老ふれば少くとも前記の條件により充分吟味して發明考案に關し許可を與へ處遇するの必要が生ずるのである。

が爲に尙無駄の考慮を費し、之を繼續して居るものも少くないのである。一例を挙げれば斯の永久運動の如きものに就てである。理論上は既に不可能として知られて居るに係らず無益に考慮を續くるが如きである。

斯くの如きは教導者をして時々其の經過を取調べしめ、尙繼續して許可すべきや否やに就て相當果斷の處置を採るの必要があらうと思ふ。此の取調は嚴密なる點迄は實際上望み得ないものであるから單に常識程度に於て行へば可と思ふのである。而して取調の結果、成果の見込無きものと認めたる時は許可を取消すを要するのである。

或人曰く、發明に就いて居る問題が價値のものであつても、又不可能のものに無駄な努力をして居るとしても、専心之に就いて居る間は、他の善からざる事に老慮を向け居るよりも寧ろである。一と稱し、一つの行刑上の政策と考へて居る者もあるか斯くの如きは甚だ不親切な取扱であると思ふ。要するに價値あるものは助長し、無價値と認めらるゝものに就ては富人を納得せしめ、方面を転換せしめるか、或は斷念せしめ寧ろ其努力を作業に傾注せしめる方が適當の處遇と考へるのである。

現在に於ける、發明考案に關する出願の成績より考ふるに是等の點に就き當事者に對し一層の考慮を煩はし度いのである。

殊に最近に於けるが如く、出願數の増加より推すに一種の

流行の觀があつて、充分に考慮を練らず粗製濫造の傾向がある。是は充分に戒め且つ最初或は其經過の調査に於て果斷に許可、不許可を決定し、處遇上遺憾なき様考慮することが行刑上重要な點と思惟するのである。

(四) 茲に注意すべきは一種の發明狂に就て、ある此の取締に就ては充分考慮を要するものであるが、要は眞面目か、不眞面目かによつて判定し監督する必要がある。

往々、彼等は單なる著想に依つて何等の熟慮、練磨を經ず輕卒に杜撰に總ての方面に涉り數多く出願し、而して其の僥倖を頼んで居るのである。故に中には眞面目を缺き、又は之を以て己が仕事の如く考へ、著述でもして居るかの如き心持で居る者もある。斯くの如き者に限り「人」の記事に潜水艇、飛行機等の様子を見れば、直に之に關するものを書き、ラヂオの話を開けば之に就て出願し、斯く見るもの開くもの一つとして題材とならないものは無いのである。

故に是等に就ては、少くとも眞面目であるや否やに就き又其の效果に就き、充分の調査を爲すべき必要があり、且つ出來得る限り一つの問題に就て専念ならしめ、一時に數件に亘り考案せしめざる様努めたいのである。

### (三)

最後に發明考案に就き、その本質が徹底して居らな

夫れに依つて其の機械の效力を増進せしめ得た場合に於ても特許せらるゝものである。

然し發明が左記の條件に抵触して居る場合は其の發明に對し特許を得ることは出來ないのである。

(一) 飲食物、嗜好物 (二) 醫藥又は其の調合方法 (但し以上の製作の方法は特許を受けることを得るのである) (三) 化學方法によつて製造すべき物質 (四) 國家の秩序を亂すの虞あるもの (五) 風俗を紊り又は衛生を害する虞あるもの (六) 出願前に於て、其の出願の發明が社會に知られ、又は用ゐられたるもの及出願前容易に實施することを得べき程度に於て帝國内に頒布せられたる刊行物に記載せられたるもの  
以上は特許法に依て述べたのであるが、然らば特許と實用新案とは如何なる差異があるかに就ては常に質問せられる點であるから、次に其概念を述べて見よう。  
實用新案とは工業上の物品に就て其の形狀構造又は組合せに係る新規の實用ある型に關する考案であつて發明とは全く別物である。

即發明に於ては、世人の未だ知らない新機械、新物品を工夫するものであつて全く創造的工夫のものたるを要するのである。之に反し創造的とは行かないが製品の形狀、構造又は組合せ方に新規の考案を施し實用の價値のあるものに就きては實用新案として取扱はれ

い向もあるから其の概略を記し當事者の參考としようと思ふ。

特許とは一つの權利である。即未だ社會に無い工業上の物品を發明し、又は工業上の方法を發明した場合に之を特許局へ出願し、其の許可を受くる時は、茲に始めて一つの特權を專にすることが出来るのである。即其の發明より生ずる總ての利益を獨りで占有することを得る權利である。

然らば、如何なる發明が特許を得らるか云へば工業上に關係ある物品の發明、又は工業上の方法の發明である。例へば製品、機械、裝置、製造方法等に關するものである。茲に工業上と云つたのは嚴密な意味ではなく、水産、農業等の製作品も含まれて居るのである。今之を條件に依つて説明すれば次の如きものである。

(一) 機械的でも、化學的でも、初めて考へ出された新規有益なる物品及び方法に對しては、特許を受けることが出来るのである。

(二) 一部分に就て論ずれば、既に世に知られた機械でも、其等を巧みに結合して一種の機械を作り出し、之が特有の効果を有する場合に於ても特許を受けることが得るのである。

(三) 又世に有り觸れた機械でも之に巧妙なる改良を加へ、

實用新案法の保護を求むることが出來ると云ふに止まるのである。

斯くの如く實用新案として登録を受け得べきものは前述の如く、工業上の物品に就きて其の形狀、構造又は組合せの實用ある新規の型に對してであるから之に含まれて居ないことは勿論である。

今、實用新案の登録を受け得ざる條件に就ては左の如くである。

(一) 菊花御紋章又は之に類似の形狀を有するもの (二) 秩序若くは風俗を紊り又は衛生を害するの虞あるもの (三) 登録出願前同一又は類似の物品に關し帝國内に於て公に知られ若くは用ゐられたるもの又は之に類似するもの (四) 登録出願前同一又は類似の物品に關し容易に應用し得べき程度に於て刑行物に記載せられたるもの又は之に類似するもの

以上は實用新案法に依つて述べたのである他の意匠商標に就ては殆んど關係がないから略することにす

### (四)

要するに、受刑者の發明考案に就ては、先づ第一夫れが社會に有益であるか、第二實際的必要を充し得るか、第三果して其の發明考案は實用的で又容易に製造し得て且つ相當の販路を有し得るか、第四既に市場に夫等と同様又は類似の物品はなきかに就て充分の研究を爲し、彼等の成功を助成し、善導の一端とし、行刑上其の處遇の効果を擧ぐる様努むべきである。(完)



### ●●●●● 人格に目醒めよ

深作文學博士

今日の社會人は個人又は利己主義には目醒めて居るが、悲しいかな人格に目醒めて居る人は實に少い。ドイツのカントは云つた。人格は價値を有して居る。時計や花瓶の價値はお金でかへるけれども、人格の價値は決してお金ではかへない。お金で代へる事の出来る價値は代價であり、お金で代へられない人格の價値は威嚴又は品位である云つて居る。現代人の何人が

は一步／＼理想を追つて、今日よりも明日の生活が、明日よりも更に明後日の生活がと云ふ風に考へねばならぬのである。斯く考ふる／＼國民は道德を考へると同時に必ず政治を考へ、政治を考へると同時に道德を考へねばならぬ、政治と道德とは屏風の表裏の如く表は裏によりて保たれ、裏は又表に依りて保たれる、決して分離すべきものでない。決して少数者の獨占すべきものでない。故に寧ろ道德と經濟と云ふよりも道德と政治の方が更に密接になつた。然るに國民は政治に向無頓着で、依頼された／＼めとか利害を得る爲めとか云ふ様に、自己の獨立の權利を尊重せず、只他動的の運動によりてのみ政權を用ふる／＼と云ふが如き甚だ遺憾の至りである。理想的に云へば、議員の候補者も相當の有徳者人格者にして信頼すべき人を選ばね

人格の價値を知つて居るであらうか。己の人格の價値を知る事が出来れば相手の人格をも認め、人格と人格の間には自然尊敬が生れ禮儀が生じて、殺人等と云ふ事は生じないわけである。日本の今までの教への中からは人格と云ふ事がなかつたとある人は云ふ、私は思ふに成程程いろいろな書物には人格と云ふ言葉そのまゝはないけれども之に非常に似たものがある事は事實である。日本で云へば武士道はかの人格觀念に近いものだと思ふ。道のためには生命をも捨てる立派さは、西洋の人格觀念に餘程近いものである。支那に於ては君子、聖人、又は賢人と云ふものは人格觀念に類似したものである。現在の社會を救ふには人格觀念に目覚めるより他にない、此の人格觀念を子供に授けるには如何にすべきか。又如何なる人が如何なる學所で子供に

ばならぬ、之を行ふには國民が政治と生活を、生活を離れて政治はないと云ふ迄に頭が進んで來ねばならぬ。

### 乞食相

村松梢風

日本では近年著しく乞食の數が減退した。統計の事は知らぬが、自分等が子供の頃に比べても明かに十分の一位には減つてゐる。非人制度を施行してゐた徳川時代に比較したら恐らく百分の一の率にも達しないだらう然し此の事實を見て、我が國土の内には乞食をするやうな悲惨な人間が無くなつたのだと考へたり、或は教育が普及し人々の廉恥心が發した結果だと考へたり、或は貧民政濟事業が完備して來た結果だと考へたりする大きな間違ひである。無論それも幾分宛の理由はもつてゐる

人格觀念を興へるか云へば、それは實に家庭に於ける母たる人である。必ずしも人格と云ふ言葉を用ひる必要はないのであるが、只その個人に最も必要な事を教へるのが主眼である。家庭に於ては父よりも母の携けが徹底するものである。東西古今すべての偉人の背景には必ず賢母のある事を考へなければならぬ、家庭に於て母がその子に人格觀念をふき込む事は社會救濟方法の重大なるものである。

### ●●●●● 道德と政治

三輪田元道

今日の政治は政治即生活で吾人の日常生活そのものである。即ち吾人は如何にして自己の財產生命を安全ならしめ、又如何にして自己を發展せしむべきかと云ふは勿論、實くは食に不足

が、一番根本は日本で乞食をしたのでは飯が食へなくなつて來たからである。人口が増大し、それと同時に文化が普及して、社會組織が悉然と微細に完備して來ると、人類の生活が精神的にも物質的にも餘裕がなくなり無駄といふものが少しも無くなつてしまふ。乞食といふ物は、社會のその餘裕と無駄に依つて育まれて來た物である。それが現今の如く慌だしくせ、コマしい世の中になつて來ては乞食に生存の餘地がない。昔は乞食が門に立てばとにか一厘遣つたものだが、近來の人は減多にやらない、路傍の乞食に對しても同様である。乞食にやらないで理窟をいふ人があるが、だつて乞食に理窟はないのである。やる方も理窟なしにやつた。つまりそこが無駄である。いかに教育が普及しても救濟事業が完備しても、悲惨な人や、廉

のない様に、風邪に罹らぬ丈の衣服を纏ひ、況や雨露も凌ぐ住宅は何と考へて持たなければならぬ。故に吾人の衣食住の事から人心の安定が得られるのである。是即ち政治で其外に政治はないのである。然るに今日多くの議員が他の天下であるとか、今に天下を取るとか云つて居るが如きは明に國民の敵である。今日は民衆をダシにし又は踏臺にして何等少數者の欲望を満足せしめて止むべきでない、共存共榮が吾人の要求で、吾人が社會國家を形成し平和なる生活を送つて行く其の道を研究するのが政治である。故に今日の政治は金銀玉座に住む人も賤が伏屋に眠る人も、又男子は勿論女子も生活に關係する以上政治の事を知らねばならぬ。其他、子供にも老人にも必要でなければならぬ、凡ての人が機會均等に幸福を分配せられる。其れと同時に吾々

恥心を有たない人間が根絶やしになるといふことはない。少くも現在日本國內に在る乞食の數の百倍位はさういふ不幸な人が日本國中には存在してゐると觀察する。彼等は等しく食ふや食はずに悲慘であり、空腹の前には廉恥心も何もないのだが、乞食をしても食へないから、寧ろ乞食以上の屈辱や苦痛を堪へ忍んで僅かな賃物に苦痛を堪へるのだ。社會から淘汰される物は、社會が存在を許さないからだ。東京市中に人力車が減つたのは、人力車夫が自尊心を自覺して來た結果でなく、電車や自動車に客をとられてゆくからだ。需用さへあればどんな下等の職業でも供給は無限にある、人の門に立つて鼻窟を出さなければ若し樂々飯が食へるなら現代だつて乞食の志願者は無數に現はれるに相違ない。

# 前科を廢止せよ

石井 敬生

私が川井少年刑務所を觀察して最も興味を引いたものは入獄當時の感想文で一刑事と検事位と誤と云ふ者が果して彼等にあるだらうかと書いてある。處で同人が解放當時書いた感想文に「今になつて考へれば自分の行ひが悪い行ひであつた事が、ツクム、かつた、私をして良心に立ち歸らしめる爲に此刑務所に送つて下さつた判事様や、更に刑事様、検事様に、深く感謝しなければならぬ向島所長、田中政務師様は私の恩人である」と書いてある。即ち入獄當時と出獄當時の感想の變化が氣持よく現はれて居る點であつた。處でかく意に改心した少年が世間へ出て見ると判事科と、探斥され罪を得る能はずして

再び立戻つて来る者があるので閉口して居ると云ふ所長の話しだ。然して投産場を作つて解放者保護につとめた結果七十六パーセントの改心者を出して居ると所長は付け加へられた。本年度の議會に於て新選法が選舉資格者と定めた前科除籍に對する改善が叫ばれると云ふ事だが單に普通許りの話ではなく、更に根本的に前科廢止論をしなれば目的は達せられない。

## 宗教的生活

新井 石 禪

宗教的生活とは、言ひ換へれば我等が偉大なる精神力を十二分に發揚する生活であるこの生活には不平といふものが無く、不満といふものが無い。この生活は常に歡喜に満ち妙樂に満ちされてゐる。斯くいへば又「何を馬鹿な、變々談議は止めて貰ひたい

い」といふ人があるかも知れない。が、我等はその人に向つて、胸に手をあて、靜かに考へて貰ひたい。「何を馬鹿な」と胸を鳴らしてゐるその時、その人の自己は何處にゐるか、「何を馬鹿な」と怒鳴つてゐるものが、その人の本當の自己であるが、それを先づ靜かに考へて貰ひたい。怒鳴つてゐるのは本當の自己では無くて、癡だとか、馬鹿らしいとかいふものに囚はれた自己ではあるまいか、本當に、人間の生地のままの、素直な、自由な自己は、そこに姿を現はしてゐないのではないか。『本當の自己でも虚偽の自己でも、そんなことは、どつちだつていふ、この不平、この不満を黙つてゐることが、どうして出来ようかといふかも知れぬ。斯る人に向つて禪家ではないか。『何が不平か』『食へないのが不平か』『住めないのが不平か』試

みに思へ、不平なのは食へないといふこと、そのことではあるまい、住めないといふこと、そのことではあるまい。食へないのが癡だ、住めないのが癡だといふその癡であらう。さらばその癡を捨てよ、放捨せよ。癡を放捨すれば、腹がすいては、押し兼ねて御飯を喰べ、疲れては手足を仰してのび／＼と寝る、さういふ和樂の生活が開かれるであらう」と。

その放捨といふのは、例へば着てゐる着物を脱ぎ捨て、樂になるといふのでなく、着てゐる着物を十分に消こなす意味では窮乏であり不格好である。着こなさへすれば、自由であり、似合ひもする。びつたりと體について来るからだ。

不平放捨の禪的方法是正しくそれであつて、不平を外に捨て去るのではない、不平を内に取

り入れてしまふのである。精神の偉大なる力で、愛の力で、慈悲の力で、不平を抱きしめてしまふのである。癡のこりを溶してしまふのである。

## ロシア經濟の方向

田中 九一

ロシア政府が新經濟政策を實施し始めてから、もう滿五年にならうとしてゐる。新經濟政策の目的は昔ふまでもなく、一時私的資本と妥協して生産力を恢復し、次に社會主義的經濟に進む素地をつくらうとしたのであるが、その成績は果してどうであらうか。利用せんとした私的資本のために却て壓倒せられて、木乃伊取りが木乃伊になるやうな面目にはならないだらうか、といふ事は何れの立場にある者も多大の興味を以て觀てゐる所である。外國のブルジョア達は自分の願望と事實とを混同

して、新經濟政策によつてロシアは資本主義に降伏した。更に今度は新經濟政策をとつて尙骨を脱いじつた。など大げさに吹聴してゐる。然るに之に對して一の有力なる反証を挙げたのは、昨年發表せられたるイギリス労働組合大會代表者の訪露報告書である。之はロシアの政治、經濟、軍事、財政、社會狀態等あらゆる方面の實地調査に基いて、ロシアのアレクサンドリアは革命に依つて高ち得たる新組織を以て一緩慢ではあるが然し確實に「所期の目的に向つて進みつつあると、いふ事を實証したものである。所が最近又一つ資本家側にとつて厄介物が表はれた。それは國家計畫委員會の發表したる一九二五二六年度の國民經濟豫算である。之は宛も諸國に財政豫算があるやうに、ロシアの國營諸企業全般に渡つて一ヶ年間の豫算を立てたものであつて、何等宣傳的意義を含まないのは

勿論である。之に就てはトコツキーが「社會主義に向ふか、資本主義に向ふか」といふ題下で之を批評し、健全なる態度を以て社會主義的經濟に向ひつてゐると、主張してゐる。

## 兒童保護法の確立

川口 保護課長

子供が物を乞ひをする、親が子供に物を乞はせる、人間として實に氣の毒だ。氣の毒だといふよりはその子供の成長した後を想像すると寒心すべき問題である。處で日本では法規がないから、親が子供を放さなければ、たとへ親が子供を虐待しても、現在の法規以上保護が出来る。乞食迄に至らずとも、子供の各家庭に物品を賣りに廻るのは將來よくないと思つても、その保護者は充分に責任をもつてやつてゐる、子供に物を賣らすのがどうして悪いと食つてかゝ、これ等の子供を保護するに

は、どうしても兒童保護法の必要に迫られてゐると思ふ。不良兒童には感化法もあれば少年法もあるが、他の保護團體では救濟したくも規定でどうにもならぬ。また養育院等で、乞食して氣儘な生活をせうとて富人が自活しますといへば出院を許さねばならぬ。不良的な子供であれば感化院へ入れて保護が出来ることが、乞食の乳兒或は小さい子供は、どうしても保護の方法がない。物を乞するに子供をつれてゐる方が収入が多いといふ點から、どうしても子供を放さぬ。學齡に達しても學校へ行かぬから浮浪兒になる。たとひ戸籍があるとしても親が一定の場所に住居しないから從て一定の所で教育を受けられぬ、親の爲めに浮浪兒となり遂に之れに興味をもつてくるやうになる。だから浮浪兒その他の兒童をほんとうに保護するにはどうしても強制的に保護の出来る法規が必要である。



家庭のページ

感服出来ぬ 婦人の洋装

一體日本で洋装を採用しようといふ根拠が、大體第一輕快、第二良俗、第三經濟の三點にあると思ふから今これを一々調べて見たい

第一輕快といふ點では、洋装がよいともいへやう。しかし日本服でも袖袖か元襟にして袴を穿けば洋装と少しも變らない。尤も支那の婦人の様に體割のズボンや穿けば別問題であるがこれは支那服の輕快で洋装の輕快といふ問題にはならない。さうして婦人が普通の仕事をしたり外出したりする時には日本服でさう不便だとは思はれない。

第二の良俗といふのである。

日本服では誰が出て西洋人に笑はれるといふのが主な理由であるが、今の西洋婦人服に誰の出ない服は一つもない。誰所ではない、誰所も出ずのが流行の服装となつてゐる。西洋の婦人はよく自動車に乗るが肉色の靴下(ホース)を穿いては居るものゝ、流石に婦人丈に風の吹く時なんか大變氣にしながら誰はおろか麗姿もあらはに出して走つて居る。これでも洋装の方が日本服よりも良俗にかなふといへやうか。ウイクトリア朝あたりの婦人の洋装を標準にして今の服装を論じては飛んだ糞だ。西洋でも今の服装は氣になると見えてアイルランドや伊太利の

様な舊教國では袖や裾の短い服を着て居るものは教會に入れないといつて舊教の僧侶が騒いで居るが到底防止出来るものではない。實際夏の婦人服なんかは日本の浴衣よりも肉體をあらはす。第一材料が薄物の絹物と来て居る。それに袖は短かく、裾は短かく、おまけに襟は低い。これも良俗であらうか。

第三に經濟といふ點である。洋装は經濟的だといふのが、洋服採用の最も重なる理由となつて居るが、日本の洋装婦人の様に西洋の勞働者も著ない様な服装でしかも始終一枚で通せば成程經濟かも知れない。しかし婦人の寒美欲からしても、文化といふ點からしても實際には實行出来るものでない。洋装にするなら西洋人と同等、出来るとなら西洋人以上にならなくてはならない。丁度男子の洋服が今日では地質の上からしても、型の上

小供のお小遣は 何に使はれる

子供が自身の小遣ひでどういうものを買ひ求めて居るか。學校附近の文房具店とか駄菓子屋等にどういふものがあるかと云ふ事を調査してみたらと思ひ、

からしても、西洋人のそれに劣らない様に、日本の婦人が洋服となればかうなるにまきまつて居るしまたさうならなくてはならない。私は一時小學校の生徒や女學生に迄流行した甚盤縞のどを考へるとぞつとする。西洋ではどんな貧困でもあんなものは著ない。私はそれを著せてハイカラがつて喜んだ小學校師や女學校の先生方の審美心を疑ひ、またよく世界にも類のない程審美的な日本人の第二の國民を損傷して恥しく思はなかつたものと思ふ。

市の内外より、供のお小遣ひで買へる糖々五錢までのもの約八百點を集めたが、毒々しい色彩で描かれた繪本や豆本、お面、うつつ繪からメンコさてはブリキのお道具類から、ごむ風船、石蹴り、十手、ビストル鐵砲等枚舉にいとまないほどの種類であるが、私共幼い時に興味をひいたものは、今日もなほ生命がある、コマとかメンコなどその一例であるが、こうして見ると子供の本能である競争性とか闘争性をうまくつかまへたものが一番生命があるやうで、しかし此中で先づいふと思ふものはほんの僅で、殆んどは有害なものが多い、しかもこれらが小學校附近の店にある。これらの中に子供の生命をつとめたものが三つある、一つは十手一つはゴム風船、一つは棒についた鉛細工である。これらは、いゝ家庭の子供らは買はないだらうと思つて

みると、大變な誤で、恐らく大抵の子供は買つてゐる。何故なら安くて興味あるものであり、然も通學の途中にあつてであるから、殊に怪しい色づけの飲み物を入れた硝子の管やゴム風船などは危険きはまる。猶ほよく考へて見ると、時期による流行と時代の思想といふものもかうしたおもちゃや類に現はれてゐて、豆本で新撰組とか俠客ものもの切つたり殺したりするものが子供にうけてゐるといふ事も考へなくてはならない事で、活動とか新聞の影響がかなり大きい様である。又女の子にすると白粉とか硝子の首飾りとか、やはり大人のするものを真似たがるのである。五錢以下のおもちや類には最も子供の生活になれてゐる大きなものがあると考へる。しかし一面悪い遊びになるものでも指導しやうによつてはいゝ方に利用できるから、これらも

指導者の研究すべき事と思はれる。(松前氏談)

理屈のある あくびの效

近來色々の健康法が宣傳されるが、米國のドクトルの提唱する欠伸利用の健康法は餘り知られてゐない。例へば猫や犬が目を醒すと必ず欠伸や伸びをするのは誰でも知つてゐる。欠伸や伸びは、つまり停滞した血管を擴張して血行をよくするのである。欠伸は實に肺臟に於ける伸びであり、酸素の缺乏を補ふの效果を與へ、筋肉の弛緩と呼吸器系の調節に裨益するところが多い。

ドクトルの提唱する欠伸健康法といふのは、先づ仰臥してゐて莞爾と笑む事に始まり、次に數回の深呼吸をしてから腕を出來るだけ下方へ伸べ、肺臟の底から聲を上げて笑ふのであ

る。そして胸を張り擴げて深呼吸をして腕と脚を交互に伸べ掌で背を摩練し、體を前後にゆつて首をゆるく振るのである。これは欠伸を分解した結果に外ならない。

自己社會及び 家庭の生きる道

家庭なり社會なりを改造するには、家族や他人を責めるよりも、先づ自己を奮むることが肝要であります。「誰かがいけなから、この家庭がよくならないのでは無い、自分が間違つてゐるから、家庭が改まらぬのである」と、家庭の外に自分をおかず、家庭の内な自分を反省しなくてはなりません。こゝから家庭改善の眞實に初まるのであります。

由來、西洋の道徳は自分と他人との關係を考へることを主とし、東洋の道徳は自分そのもの

を反省することを主として成り立つてゐると云はれてゐます。一往尤ものやうに聞かえますがたとひ西洋においても、眞に家庭なり社會なりを良くしてゆきたいと思ふ人々は、まづ自分そのものを反省しました。蓋淫の婦人を人々が責めたいなら、としたときキリストは「汝等のうち、自ら心にやまし／＼ないものが、この婦人を責めよ」といひました。他人を裁くことよりも、先づ自分自らを省みよと云はれたのであります。

大體、他人をさばくといふ心理状態の奥には、「自分は心導てゐる。自分は間違つておらぬ自分はこれで善いのだ」といふ自惚の思ひが潜んでゐます。即ち自分は善人であると云ふ思想が、知らず識らず心の正座を陣取つてゐるのであります。これでは家庭なり社會なりが往生する筈はありません。

かう解釋すべき

厄歳の話

人の一生の内に三四回厄歳と稱するものがあつて、其歳に厄良けと云つて禍が来る。それ故に警戒せねばならぬもの。又厄運など云ふも色々な禁厭やうな事をするものがある。

厄歳の内でも大厄とされて居るのは、男の四十二と、女の三十三である。これは四十二は死に、三十三は、慘々となるそれなら男も同様な筈だが、特に女は産は六役である。故に三を単に三三三は厄歳だ、尙三三が九、九は苦であつて最も悪い、それから男が四十一の時生れた子は父が四十二の時に子が二ツで合せて四四となる。それ故四十二の二ツ子は假親を立て、育てねばならぬ。

歳が古い書物に依つて調べて見ると、此の厄歳の数が同じでない。「三成回會」には男女の別はなく、七歳を起點として順次に

之れに九年を加へ七歳、十六歳、二十五歳、三十四歳、五十二歳、六十一歳としてあつて之れに據ると四二も三三もない、實際我國に於て厄歳とされておるのは男が二十五、四十二、六十一、女が十九、三十三、三十七であつて、支那の古説と一致しないからおかしい。

右の説とは少しく趣を異にするのは近代世帯に載する處である男子は小陰の數を以てかたちをなす、故に八歳より血氣定まり、十六歳にして精通じかくの如く八年づゝにて血氣絶じ、五八四十にて血氣満ち、四十一歳より血氣おとるふる故、四十を初老といふなり。女子は小腸の數にてかたちをなす故に七歳にして氣定まり、十四歳にて經水いたり五七三十五にて血氣満ちそれより、漸々におとろへ、七七四十九にて血氣つき、經水絶へ懐胎なし

此説は易の陰陽の數を基礎として四十二を厄歳とする事の誤なる事を述べ、そして吾人の肉体が年と共に變化してゆく道理を取て厄歳をきめたのである。要するに生理的變化が、其の年の前後に起るとするが最も合理的の見解に相違ないが、迷信的の事を信する人々は、その歳の人が災禍のあつた例を擧げて無事であつた方は數に入れない厄歳なるものは深く意に介するに足らぬが、この厄歳を無愛關係によせて注意した説は、頗る價值のあるものと思はれる。即ち男の二十五、女の十九、血氣未だ定まらざるの時であつて聖人が之れを戒むる色にありと云はれた如く、之れが爲めに一生を誤まるものが少くない、それから男の四十二、女の三十三、男は一家の主人、女は主婦として比較的自由な時であつて又不思議に戀愛問題の起りたる際第二の時期である。それ故此の際又大に注意すべきである。勿論これはその一年間に限つた事でないその前後一二年間、即ち前後厄をかけたて決して無視してはならぬと認める。

生きて英語

【II】部

ニードル (Needle) 針。  
 ニードルボックス (Needle box) 針箱。  
 ニードルワーク (Needle work) 針仕事。  
 ニックネーム (Nick-name) 渾名、綽名。  
 ニッケル (Nickel) 白銅と云つてゐる金屬。  
 時計やその他部分廣く用はれてゐる。  
 ニグロ (Negro) 黒人、アメリカでは黒人のことを又カラーマン (Coloured man) のときを又カラーマン (紳士) などでも白人のはゼントルメン (紳士) としてあるが、黒人の方はゼ・カラード (The Colored) としてある。  
 ニコチン (Nicotine) 煙草の中に含まれてゐる毒素。  
 ニュー (New) 新しい、新たななる。

開種、報道記事。

ニユース (News) 新らしいこと、新事、買新、開種、報道記事。  
 ニユースペーパー (News paper) 新聞紙。  
 ニューイヤール (New year) 新年。  
 ニューファッション (New fashion) 新流行。  
 ニュースタイル (New style) 新形、流行型。  
 ニュースセンス (News-sense) 新聞上で使ふ言葉で、新聞眼、ニュースに対する直覺。  
 ニュースバリヤー (News Value) 新聞材料としての價値。  
 ニース (Nice) 女姪。  
 ニヒリズム (Nihilism) 虛無思想、虛無主義。バクニンなどの唱へた一切否定の思想で、佛教の空思想も一種のニヒリズムである。これが文藝の上にはあらはれたものではロシアのアルツイパセフの「サーニ」などと云ふ小説がある。

ニヒリスト (Nihilist) ニヒリズムを崇ずる人、虚無主義者、虚無黨員。

ニプス (Nipus) 雨雲、後光。  
 ニルバーナ (Nirvana) もとは梵語で涅槃とか寂滅とか譯してある。一言にして就き難いが、佛陀のさとりを云ふ。  
 ニルバーナストラ (Nirvana Sutra) スートラは經で、涅槃經のこと。  
 ニックス (Nix) ニクシー (Nixy) とともに水魔、水神のこと。  
 ニンプ (Nymph) 人魚と云ふてゐる下半身魚形の妖女、西洋書には随分と題材にされてゐるから、すべに合點が行くでせう。  
 ニツポノホン (Nipponophone) ニツポン、フォーンの二字をくつつけた爲にニツポノフォーンになつたのである。フォーンはものと云ふ意味だから、日書のレコードにそんな名前をつけたのである。



刑務所に於けるクリニ

ツク (Prison Clinic)

スコットランド刑務検閲委員

ドクトル・チエームス・デイブオン

編輯者註「本誌の問題」受刑者の作業賦課の爲に「クリニツク(心身診査)の必要なるとは勿論で刑務所にこの設備を要とするが、外國にては既にこれを行つてゐるところもある様子、この意味に於て本文をお讀下さい。」  
 實驗室、臨床實驗、其他の科學的研究によりて、釋放後受刑者をして法律を遵守するの人たらしむるを得るやの方法が分明となるならば、此等の一或は時にその全部を設備するも毫も不可なしと信するのである。

然しながら現在までは、此の目的の達せらるる證とも見るべきものは一つも存在しなかつたのである。

スコットランドに於ては、凡ての受刑者は收監の際悉く身體の診査を受け、且つ肉體上又は精神上の欠陥のある場合には適當の考慮が拂はるのである。今までの處では所謂犯罪人の科學的研究の結果は、研究者相互の間の意見區々であつて、各自に於ても徹底した結論を得るに至らなかつたことである。

受刑者の心理上の特質の研究は受刑者ならざるもの、心理の研究と同じく混亂に陥り易いものである。若し吾人にして我等の定めた模型に人を改造せんことを求めずして、たゞ法律違反に對する防止方法を講ずるを以て甘じたならば、我等の困難は非常に減するわけである。

スコットランドに於ては、已に久しく裁判所に出廷すべくして尙ほ未だ審理を受けざるものゝ有せる特異なる點に注意を拂ふことを常例としてゐたのである。

かゝる進歩は實驗室又は臨床の研究に出でたのではなく、全く常識の働きの因つたものである。科學的研究の結果として、現在尙ほその運びに至らざる適切なる報告を裁判所に供給するを得るや否は明かでないのである。況んや受刑者と被告の身體が試験臺となることから防衛せらるべき權利を有つてゐるに於てをやである。所謂科學的研究が今迄獲られた所のものより一層良好なる結果を生じたることを示した時に至つて、初めて刑務所に實驗室及び臨床實驗の設備を講ずるも未だ晩くはあるまいと思ふのである。

ドクトル・エー・エフ・トレツド

ゴールド

(在ロンドン)

余は犯罪人に、特に初犯者及び或種の精神の異常を想像せしむべき理由を有せるものの場合に於て、科學

的研究の施さるべきことを切に欲するものである。この科學的研究には、四箇の異つた條件が必要なのである。

(一) 心理診察 (Psychological examination)

(二) 身體診査 (Physical examination)

(三) 身上履歴 (Previous personal history)

(四) 家族の由緒 (Family history)

である。(一)に於ては精巧緻密な實驗室は必要ではない。心理學並びに犯罪に關する十分な智識を有つた醫術家一人で事足らうと思ふ。診察は「メンタルテスト」以上の規模を有つてゐるものでなければならぬ。慎重な實驗が含まれてゐることは勿論である。

余は現在英國に於ける凡ての犯罪人に科學的の試験を施すことは實行の價值あることゝは思はない。研究は初犯者並びに精神の異常を想像せしむべき理由のある累犯者に限られて然るべきだと思ふ。最も實際的な方法は、かゝる人々の送らるべき少數の實驗所を設立するに在らうと思ふ。この實驗所は少くも二種に分たるべきで、一は微罪を犯したるもの、他は重罪を犯したるものゝために備へらるべきである。この實驗所の職員は熟練したる醫師及びその副たるべきソシア

ル・ワーカ」と、實驗と報告とに訓練を有つてゐる助手とより構成せらるべきである。

初犯者及び精神異常の疑ひあるもの、場合に於ては第一審の裁判所の権限は事實の審問及び判決の記録のみに限らるべきである。但し特別の調査を経たる後ならでは判決は言渡さるべきではない。

かゝる組織は犯罪の原因を断定し、適當なる處遇方法を暗示せしむるの一助ともならうと思ふのである。社會にも並びにまた一箇人たる犯罪者にも非常な利益であらうと思ふ。

このシステムは審理以前に在る多數の事件に適用せられ得べしと雖凡ての事件に適用せられ得べしとは信じなす。(Prison Journal, October 1925)

## ニューヨークの

### 國民犯罪調査委員

(National Crime Commission in N. Y.)

「犯罪を鎮壓するに必用なのは議論はやめて、出来るだけ速く多くの犯人を逮捕することだ」とはニューヨーク

を陳述してゐる。更に詳しく曰ふと、このステートメントには

「國民犯罪調査委員會は喜んで地方の犯罪調査委員會の設立に助力を與ふるものである。中央機關としては、國民委員會は國民の注意を喚起せしめ輿論を統一するのみならず、更に犯罪統計の標準を定め、當面の報道を蒐集し、犯人鑑定 (Criminal Identification) の方法を改良し、且つ廣く警察、刑事訴訟手續並びに行刑の成績を進歩せしめんことを謀るものである。犯罪調査委員會は、犯罪の原因又は刑罰に関する學說の何たるを問はず、或は特殊學說の機關たるべきものではないのである。」

現在世間で主張せられてゐる所は、行狀佳良のための刑期短縮に關する法規の改正に在る。此の法規の存してゐる爲めに、其の結果は、智慧の足りない受刑者は己を抑制することができないために、信用點數を獲得することのないのに反して、伶俐な頓才のある悪徒(此奴が實際に一層危険なのだ)は利害を慮つて、「巧みに己を處する」(Behave)ので、はやく釋放せられて再び社會に危害を及ぼすに至るのである。勿論、釋放の可否の眞のテストは、規則を遵守するによりて獲たる賞表 (Good marks) の數よりも、むしろ性格改

タの或判事が日つたことだが、之は儘かに眞理ではあるが、單に一部の眞理に過ぎないのである。近來の職業的犯人は以前より一層大膽不敵になつて、法律もかんぐくも物ともせず、脅迫ではなく直ちに殺す爲めに發砲するのである。たとへ逮捕されても犯人の「高級」(high class)なものに至つては立派な辯護士を有つてゐるのである。此の辯護士は法律の網の目の弱い處は悉皆知つてゐて、判決を遅延せしむるためあらゆる抗辯方法を心得てゐるのである。この新しい犯罪状態に應ずるためには是非とも、法規並びに訴訟手續が改正せられなければならないのである。

「刑政」誌上でも屢々傳へてをいた通り、ニューヨークの犯罪状態は近來益々卑化し、殆んど「Lawlessness」(無秩序)に近き状態であつて、終に今夏(去夏)ニューヨーク市の官私の重立つた者によつて「國民犯罪調査委員」(National Crime Commission) が組織せられた程である。此のコミッションの實行委員會は最近第一回の會合を催し、一箇のステートメント(趣意書)を發表し、コミッション設立の目的並びに其職能は明白なる事實を公衆の眼前に暴露して輿論を喚起し、由つて以て斷乎たる處置を決定せんとするに在ること

善の信すべき證據に存すべきは當然の事である。

「刑事訴訟に於て保釋 (Bail) を許可するは、刑事司法を腐敗せしむるに於て他の如何なる要素よりも深く且つ大なる作用を有つてゐるのである」とは最近發表せられたニューヨーク・カウンティ・陪審員組合 (New York County Association of Grand Jurors) のプリズン・コムミッテイ(かんてく委員)の報告に言ふ所である。此の報告中に引用せられてゐる一例には強盜並びに窃盜の嫌疑により二年間中に五度逮捕せられたながら、未だ一度も公判に付せられたことのないといふ男の例が擧げてある。従つて此の場合には裁判手續は未だ嘗つて其者の職業的な活動と交渉をしたことがないのである。

合衆國の憲法は、保障の度に過ぐることを禁じてゐる。然しこれは決して保釋を要求する權利を規定してゐるものではない。たゞ固よりその權利の存する限りそれは州の法文に依るべきで、同時にまた州の立法によりて變更せられ得るものなのである。前記の委員はこの權利に根本的な變更が加へられるべきだと信じてゐる。委員の提案した事項の中には

一、證言 (testimony) 又は指紋鑑定 (Fingerprinting)

Identification) により刑事被告人が職業的犯人たることの分明したる場合には保釋許可の拒まるべきこと。

二、保釋辯理人 (Bail "runner") の濫用を禁すべきこと——(ニューヨーク市には二百人以上の辯理人がゐて、會社又は箇人のために保釋事務を偏り立て、裁判所を悩ませつゝある)

三、保釋の會計上の事務の統一監督せらるべきこと——(ニューヨーク市には百七十五人の警察並びに裁判所の官吏が年額約八百萬弗の保釋金を取扱つてゐる)

四、保釋金として供託せらるべき現金並びに寶石の收受は慎重に監視せらるべきこと——(嘗つて窃盜が保釋を得るために窃取したる動産を提供した例がある)

等がある。  
保釋の制度は如何に運用せられつゝありや。えらい悪黨は保釋を破ることができ、初心のこそ々々は保釋を得ることができないために、チエール (拘置場) へ行くのである。前記の報告書中に言ふ。  
「刑事被告人 (Defendants) の失踪に因る保釋金没収

(Forfeiture of bail) のパーセンテージの過大——(一裁判所に於て一年百件を越ゆと云)——なるは、保釋を許すに先ち、刑事被告人の罪跡の探知發覺を容易ならしむべき科學的な鑑定方法を怠る現在の訴訟手續の誤謬と不十分とを證して餘りあるものである。兇貴分の拘兒を取り下げるために、彼の仲間が警察で支拂ふ五百弗の保證金が何の役に立つであらう。彼は直ちに保釋を破つて (To jump bail) 大ニューヨークからヒラデルフヒヤか又は近くの市中で仕事をたづねるのである」

兇暴犯増加のため一般社會の憤怒を來たした結果、最近に至つて右の外にも多くの提案があつた。ニューヨークの "Herald Tribune" 紙の如きは「兇漢窃盜は市を占領した」 ("The thugs and bandits have taken possession of the city.") とせつゝ曰つた程である。此等の提案の或るものは實際的である、他のものは理論的であるが、大部分は刑法に於けるよりもむしろ刑事訴訟手續に於ける、變更改正に關するものである。此等の提案を比較考査して、其中の是なるものを探み、立法者に進むべきの正しき方向を示すのが「國民犯罪調査委員の自ら進んで取らんとする任務なのである」 (Out-look, December 6, 1925)

# 英國感化院の近況

イングランド及ウエールス

辻 敬 助

第一序 言  
歐洲大戰以後犯罪少年の増加は、殆ど世界的の傾向といつてもよいのであるが、獨り英國のみは、犯罪少年の數著しく減少しつゝあるのである、今試みに最近十ヶ年に於ける英國少年裁判所取扱件數を擧げれば左の如くである。

年 度	人 員
一九一四年	三六、九二九
一九一五年	四三、九八一
一九一六年	四七、三四二
一九一七年	五一、三二三
一九一八年	四九、九一五
一九一九年	四〇、四七三

一九二〇年	三六、〇六四
一九二一年	三〇、二五三
一九二二年	三一、〇五六
一九二三年	二八、七七三

即ち大戰最後の、一九一七年に於て其最高に達し、爾來漸次其數を減じ、一九二三年に至り大戰中の最高記録に對し殆ど二分の一近くの減少をみるに至つた。之を戦前に比するも尙著しき減少と云つてゐるのである若しも少年裁判所に送致さるゝ少年の數が、少年の道德的健全を指示するものとせば、英國の將來は、眞に喜ばれてゐると謂はねばならぬ。而してかくの如き成績を擧ぐるに至りたるは、固より諸師の原因が

錯綜してゐるも、一般讀者の間には全く少年保釋に關する施設の改善——少年履修制限、活動寫眞取締、猥褻出版物取締、犯罪少年執行猶豫制度の改善、感化院の改善——に因るものと云はれてゐるのである。私は昨年滯英中職務上の關係からして、少しく彼國の感化院制度を調査して來ましたから、茲に其概況を細を介して、少年研究家の參考に與することにす。

## 第二感化院の收容概況

英國の感化院制度の上には感化學校 (リホルマトリースクール) 産業學校 (インダストリアルスクール) 晝間産業學校 (デイインダストリアルスクール) 警備學校 (トランストスクール) 等の種類があつて、何れも獨立した施設で、其内容組織乃至教育訓練の方法は、各々異なつた所の特色を以て居るしかし、我國の所謂感化院に當るものは、感化學校と産業學校の二者あつて、感化學校にはアパランド即ち既に犯罪行爲をなせる比較的年長の少年 (十二歳乃至十六歳) を産業學校にはノンアパランド即ち將來犯罪

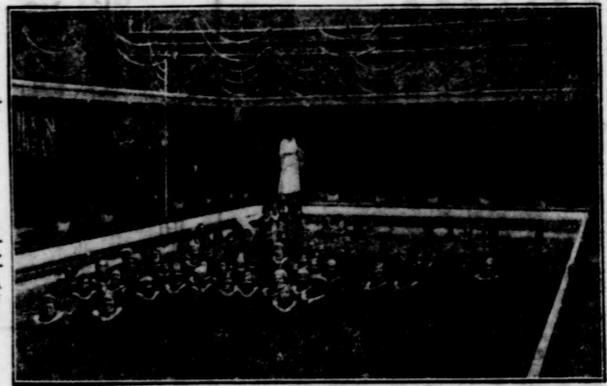
生活に入るの虞ある浪業少年及比較的年少なる犯罪少年(十二三歳以下)を收容するを

通則として居るのである。單純なる浪業状態にある少年の如きは、成るべく家庭保護に附することにして居るが、收容保護を必要とする場合は少くないのである。我感化法の上になつても、浪業少年を收容し得ることになつてゐるが、感化院の種類は、單に一種に限られ、而も其設備も不完全であるから、自然是等の者は實際上殆ど收容して居らぬのである。是等の感化院は何れも私的經營であつて、内務大臣の認可を経て設立することになつて居る。そして之が經營は有志者寄附金、收容少年親権者よりの徴収金並に政府の定期補助金並に地方補助金等に依つて支辨してゐる。感化院の收容状況は一九二二年末の調査に依れば左の如くである

A 學校 數

感化學校 (男)	二五校
(女)	六校

浴水の生院化感子女



計 一二八校

産業學校 (男) 五七校  
(女) 三九校  
男女混合 九校

B 生徒 數

感化學校 (男)	二、四三三人
(女)	一、八四八人
産業學校 (男)	五、二九九人
(女)	一、四三七人
特種産業學校 (男)	一、四三一人
(女)	一、四三一人

(特別の目的、例へば精神的肉體的缺陷ある少年を收容するもの)

計 九、八八六

### 第三 監察官廳の組織

次に監督機關であるが、中央監察官廳は内務大臣であつて、内務省内に感化時監察局(一、八五六年創立)がある。其職員は左の如くである。

監察局長一人 監察官(一級)二人  
(二級)一人 女子監察官二人 醫務監察官一人 女子醫務監察官一人 人

尙同監察局本年度(一九二四年度)豫算は左の如くである。

監察官其他俸給 一九、三九五磅  
其他 二、六八〇

定期補助金 感化院 一一四、四〇〇  
産業學校 二五〇、八〇〇

不定期補助金 一六、〇〇〇  
其他 四、五五〇

計 三八四、四五〇

### 第四 訓練方法

入若し不問内務省に於ける最も多忙にして活氣ある局隈を求めたならば、恐らく行刑局の作業課と感化院監察局とを擧ぐるに躊躇しないであらう。前者は刑務所作業の中央管理といふ大府を張つてゐるといふ關係、後者は最近感化院に於ける教育的施設の改善の爲に大馬力をかけてゐるが爲めである。此改良作業中特に吾々の注意を惹くものは大體左の如くである。

〔一〕統一の訓練の重視 先づ第一に私の注意を惹いたのは、感化院生品の總ての部分は統一せられたる少年教育の見地より組織せられてある點である。教室内の教員が同一課程の唯一の項目ではない。工場管理、手抄の指導者、洗濯場の輔導、體操教師、

樂長等は、少年の觀察力、推理力の發達、身體各部の訓練、行爲の矯正等に關し、教室内の教師と共に協力者となつてゐるのである。繰返せば教室の職員と他の職員とを隔つる障壁を撤去し、總て訓育といふ同一目的の下に働いてゐることである。感化院の生徒は、其幼年時代に於ける放縱や、不良なる環境の爲めに生ずる種々なる弱點と缺點とを持つてゐるので、感化院に於ける教育は一般教育に比し、遙に困難であることば、夙に社會から認めらるゝ所であるが、しかし、一面に於て感化院は、教育上幾多の便宜と有利なる條件とを持つてゐる。それは少年が常に院内に居住してゐるので、少年の全生活は、感化院保育の下にあり、且教育の指導者は、全然職員の權限内にあることである。即ち其教育は單に書籍とペンに就て行はるゝのみならず工場、運動場、庭園、農場、食堂、野營(キャンピング)等に就ても行はれるのである。感化院は少年の家庭一あり教室であり且つ運動場であり教育であるのである。職員は少年の最も事務に感

じ易き數年間、少年の有する時間の全部を

自由に處置することが出来る。かくの如く有利なる條件の下にあるのであるから、感化院當局がよく此特長を利用して、各職員的能力を充分に理解し、共同目的の爲めに各職員を激勵して行くならば、理想に近い教育が出来なければならぬ譯である。英國當局は夙に此點に着目して、一九一九年十二月各感化院に對して通牒を發し、感化院の教育方針に關する説明を試み、此統一的訓練の理想を高調し、實際家の反省を促したのであるが、教育状態は其後著しく改善せられ、彼の有名なカールトン學校やモセツクス學校の如きは、特に此方面に於て優秀なる成績を擧げてゐる模範學校と認められてゐる。此訓練の統一に付ては、校長の統轄力が最も重要な要素であつて、是等二校が好成績を収めてゐるのは、實に校長其人の人物に負ふ所が多いやうに思ふ。

〔二〕産業學校に於ける教育時間の増加 次に目に着くのは、感化院殊に模範學校に於ける教育時間の増加である。是も一九一九年の改正であつて、一九二〇年度より制度上の労働時間は著しく制限せられ、教育の

時間は漸次増加せられた。労働時間制限の目的は、少年が學校に於て授業を受ける時間中は、遊樂たる元氣を以て計畫された教育の利益を完全に受け入れしむるのである。有益なる勞務の適當なる時間の労働は、道徳的品性陶冶の爲めにする機會として、將又思考力の發達、身體の熟練器用を得るに於て効果あるのは勿論であるが、義務教育を終らざる弱年者に對しては、尤も以て教育の利益を享受するやうにしなければならぬ。組織された訓練或は健康に必要な體養の時間を労働の爲めに減少することは決して少年の利益でない。從來英國に於ける授産學校の實際は、其名の示す如く、晝間に於ける時間の半分を工場で働き、残りの半分を教育に費す(所謂ハーフ、タイム、システム)ものが多かつたのである。此制度の立脚點は、工場労働が少年の智慧を研き且つ將來の職業の準備を與ふといふ積極的意味と、不良性の矯正といふが如き消極的意味と含まれて居たのであるが、一般教育界に於ける教育方針の改革や、かの兒童雇傭制限の思想等に影響せられて、

商店又は地方水浴場へ出で行くことを許すのは、普通の習慣となつてゐる。又若し家庭が院の近くにあるときは隔週に一回、遠くにあるときは、適當の機會に一週間に内家庭に歸すといふことも殆ど常例となつてゐるのである。而してこの善行を爲す動機として、是等の信用方法を利用することは一面退院に對する少年の資格を試験するに最もよき機會たるを失はぬのである。此信用制度實施の成績は、極めて良好であつて與へられた使命を破るもの殆ど稀にして、多くは正確に指定の時間に歸院するといふことである、かくて此自由信用の範圍は、年々擴大され、そして若き市民の品性を築く原動力となりつゝあるのである。是等の結果は、良い模範的教師を任用することに由つて、一層大なる効果を収めることが出来る譯である。從來教師の就任は、殆ど蘇故者のみを任用する弊害があつたが、内務省は此點に就ても、大に院理事者の反省を促がしつゝあるといふことである。

五、休日及團體遊戯 日々の日課を定期的に中斷することは、普通の少年をして其業

授産學校に於ける労働時間は、漸次短縮せられつゝあるのである。従つてもはや此授産の名稱は、全く不適當なれるのみならず此名稱に對して、深く根ざした一般社會の偏見が、少年の將來に對して禍する場合は少くないのである。自然此弊害を取除く爲めに、法律の變更を要する程が高くなつて來てゐる。そして多くの學校は便宜地方名其他の名稱を附し、内務省へも事情の許す限り此名稱の使用を避け、甲種少年學校、乙種少年學校等の名稱を使用することにしてゐる。

【三】作業訓練の改善 前述のやうに感化院(授産學校)に於ける労働時間は、漸次減少せられつゝあるのであるが、之が爲めに作業訓練其物の効果を否認するものではない。殊に十二歳以上の少年を收容する感化院に於ては、職業的訓練の實際的效果を擧ぐることに就て、特別な注意を拂つてゐるのである。從來感化院の労働といへば、殆ど教育的價値のない仕事や、農耕とか裁縫とかに限られてゐたのであるが、農場及庭園の訓練は一般に信ぜられてゐるやうに、常

に適當なるものであるといふことは、容易に確認の出來ないことであつて、殊に其訓練的價値は、極めて乏しいといふことは、退院後の就職成績に於て實際に證明されてゐる。女子に對する裁縫の如きも略ぼ之と同様である。其他の業種に就ても、一般社會に於ては機械を使用してゐるに拘らず、こゝでは依然として少年勞刀を使用してゐるといふやうな譯で、少年の貴重な時間を、一般に少年の智識及性質を向上せしむるに適當な作業を採り、尙年長少年に對しては、成るべく退院後の生計を保障するに適當な作業を賦課する方針を取るべき旨を勸説する等、作業施設の改善に努めてゐる。

【四】信用制度の採用 職員選任方法の改善 近時感化院に於ける一般傾向として、生徒の訓練上に於て、著しく信用を増加して來てゐるのである。尤も中には、まだ嚴格なる監督主義に立脚してゐるものもないではないが、多くの感化院は、放課後、地方の

みを持続せしめ、倦怠に陥る危険を防ぐ上に缺くべからざることである。されば毎日曜はもとより少くも毎夏夏期一回二週間或は、それ以上休業の爲め構内を離れて野營(キャンピング)殊に海濱のキャンピングを試み、又一年内の他の機會に於て、一週間前後、平常の日課を中斷して競技散歩遠足等に充つることを例としてゐる。

尙多くの感化院は、日曜の外に木曜の午後をも組織的遊戯に充てゝゐるのである。併て此感化院でやつて居る遊戯の種類は、野球、庭球、水泳、ピンポン、フットボール、障礙物競走等であるが、中でも水泳のチームは「附近の學校、青年團等と競争して勝杯(カップ)を得る場合は少くない」といふことである。

尙院内毎年一回の大運動會がある。其競技に際しても勝杯を與へることになつてゐる。そして毎年の成績は、彼等の休憩室の正面に巧みに其組の色別けで圖解して置くものが多いのである。而して遊戯は單に體育上必要なのみならず、意志教育上にも見逃すべからざる効果があり且又團體的遊

戯は、秩序を重んじ、規則を守り精神を養ひ、一面團體的精神、相互感情の陶冶に資すること少くないのであるから、當局者は遊戯殊に團體的遊戯を、非常に重んじて居るのである。尙此團體的精神、團體的名譽が如何に彼等少年に旺盛であるかは、彼等の手によりて編輯せらるる學會雜誌が、殆ど競技關係の記事を以て埋められてゐることによりても分るのである。

【六】賞金(フライズ)制度 此制度は敢て英國特有の制度でないが英國のやり方には一寸面白い所があるから、簡単に紹介することとする。

多くの感化院でやつてゐる賞金制度は左の二種である。即ち  
(一) 卒業生(退院者)賞  
(二) 行狀賞  
とである。

る。

(イ) 課書賞 (ロ) 最も評判(ポピュラー)よき少年賞。是は少年の互選に任せてある。(ハ) 室内遊戯賞 (ニ) 戶外遊戯賞 (ホ) 最も信頼すべき少年賞。是は職員によりて選任する。

最も評判よき少年を、彼等少年自身に選ばせるなどは、如何にも英剛らしいやり方で面白と思ふ。それに遊戯に賞金をかけられてゐることは、如何に遊戯を重視してゐるかが分かる。

(二) 行状賞 是は院の維持者から提供さる、特別寄附金を基金とするもので他の諸國にもある餘り珍らしからぬ例である。

### 第五結 言

現代の行刑主義は、漸次教育主義に變つて來てゐる。犯罪者に對し唯之に刑罰を加へて威壓するのみでは、決して彼等を改善する所以でない。行刑は制裁と共に保護をなればならぬといふことは、如何なる應報刑者も之を認むるやうになつて來てゐる。従て又犯罪少年に對する處遇方針の如

きも、往時は消極的に惡事を抑壓する方針を取りたるも、漸次積極的教育説が擡頭し來り、積極的に之に教育を施し、善良なる人物となさんとする方針に變つて來たのである。

抑も彼等犯罪少年や不良少年は、親權の悪用又は誤用に基く教育訓練の缺陷より不良邪惡となれるものにして、其罪惡を親權者と社會とに存するものである。従て彼等は憐むべき者にして、決して惡むべき者ではない。悔悟さすべき者にして、決して懲罰すべき者ではない。

故に感化教育はどうしても教育主義で行かなければならぬ。此教育主義的精神の現れ方の厚薄若くは形式によりて、各國の感化院制度が異つてくるのである。

我國の感化院設備は、何れも、籠を歐米に取り、他國に於ける多年の實驗を參照し、取捨應用其宜しきを得、成績大に見るべきものがあるが如くであるが、其實際に至りては、尙未だ抑壓主義の臭味を脱しないものが少くないやうに見受けらるゝのである。英國は從來どちらかといへば、他國其

他の大陸諸國と同様に、抑壓主義乃至于懲主義の傾向を多分に持つて居たが、今や他の大陸諸國に一步先んじて、米國風の自由主義、積極的教育主義の長所を取り入れ、そこに獨自の英吉利風の訓練方法を形成せんとさしてゐるのである。

僅に數年前までは、英國内務省は、是等感化收容者の兩親よりの少年の解放請願の受付に忙殺されてゐた。即ち多い年には二三千件の申込があつたといふことである。然るに昨今は其數が驚くべき程度に減少し、殆ど其十分一にも達せぬやうになつたといつて憚んで居た。これ取りも直さず社會一般が感化院の訓練方法を理解し、從來の如き誤解は全く氷釋せられた爲めであらうが尙それよりも基礎的な原因として、感化院制度其ものが、數年間に非常なる變革があり、殆ど根本的に改められたといふことを顧かぬ譯には行かぬ。次の書面は、サンダーランド感化院生徒の親から其校長の下に差出したのである。

「過去二年間私の心は、私の子供を相應な職工とする爲めには、子供に對して何を

なすべきか、といふ疑問の解決に就いて常に悩まされてゐました。しかし、私が前週金曜日に貴下に面會致し、ものゝ十分もたつと、あなたは私の總ての疑問を取り除いて下さいました。そして私が再び學校を去つた時に、私は親として大に驚かされ喜びました。子供は熟練なる仕事の教課に互る訓練を受けてゐました。そして尙十四歳で學校を出た普通の子供以上に進歩して居ります。世間には、後になつて利益にならない多くの事を習ふ爲めに、數年を浪費するものがあるのですが、そんなこともなくて、尚に喜ばしく思へます。私はあなたが、約束を守つて、迅速なる方法によつて教へて下さつたことに、衷心からの感謝をさげます。若しあなたが前週土曜日に、私の家に来られて居たらば、私は、あなたが成就しようと望んで居られた總ての仕事や骨折に對して、殆ど報いられて居たであらうと信じます。

私の子供は、顔一杯の笑を湛へて家に歸つて來ました。そして労働者の息子のや

うな風で、はてやかに身だけほどある包物をかゝへて歸つて來たのです。それ以來、毎日彼の常識の發達や種々の仕事をすることを知つて居り、引きしまつた、しつかりした振舞、或は衛生を重んずること等、驚くに堪へたることばかりであります。そして私を最も喜ばしたことがあります。それは世の中で一番良い書物バイブルに對しての愛着と智識であります。私は又保衛隊が子供に與へて下さつた注意と心配に對し、深く感謝致します。保母様の導きの手は、多くの少さい習慣や嗜みの中にも能く見受けることが出來ます。私はあなたの下に居られる先生方と監督さん達に、私自身ひきはすことの出來ぬほど感謝いたして居ります。」

此書翰は、十四歳の少年が「訓練を要する仕事の教課に耳つて、完全に訓練せられたやうに書き録されてゐるが、それは彼が「考へること、働くこと、彼の指を有益に巧みに使ふこと、社會生活に於て善良なる市民たるべく、仕事を通じて訓練された」といふ意味に解すべきであらう。近頃では、當

局が斯る感謝の書面を受取ることは餘り珍しくないのみならず、兩親から進んで其子の入院を志願するものが續々あるやうになつたといふことである。(完)

### 断髪のかなしみ

断髪の本場のアメリカでさへ、断髪女はもてあまされてゐると思つて、此處は断髪女には結婚許可證を與へないと云ふことに決着した。御存じの通り断髪は元來、歐洲戰爭の時歐州に傳へてゐた困窮婦たちが、頭髪にシラミがゐてゐたのを切つたところから、断髪金を切つたのに始まつたのを、ハネのアメリカ女がまねをして、すつかり、はやらしてしまつた。それをまた御工廠にも、アメリカにかがれて彼方のものならは何でハイカラが思ふ女たちがまねをして大分東京でもあうけました。なんでもさうだが、外國で流行するからといつて、日本でもまねをする時分には本場ではなつてゐて、流行おくれになつてゐる。馬鹿々々しい話で、なんでもそんなにしてはなまかまか本誌の讀者の御家庭でそんなことはいと思ふが、心得ごとすね。



# 刑獄聞集 (その二)

## △古代刑罰制度篇△

香川 生

往時の行刑制度を知るのは興味深いことであるが、それは薩摩から刑罰の觀念沿革等知らねばならぬが、私は薩摩より知らない。それで断片的に古書から引出した貧しい材料で書き出し、それから人に傳へた點などを思ひ出し、述べるのである。この事は元來其道に精通した人から聽くべきであるが、先づ自分から始めよと編輯主幹からの注文で退引きならぬ羽目になつて試みに○き出したので、深く餘念した結果ではないから、豫め御諒恕を願ひ置きます。

今を去る四千四百年の昔、豫防主義から威嚇主義、感化主義、豫防主義といふやうに變遷し來つた。今を去る四千四百年の昔、豫防主義から威嚇主義、感化主義、豫防主義といふやうに變遷し來つた。今を去る四千四百年の昔、豫防主義から威嚇主義、感化主義、豫防主義といふやうに變遷し來つた。今を去る四千四百年の昔、豫防主義から威嚇主義、感化主義、豫防主義といふやうに變遷し來つた。

千年餘の代に武埴安彦出雲振根を誅したること、履中天皇即位の元年仲皇の謀反を平げて其黨阿曇連濱子等捕へ特に詔して死を宥め之を誅し徒たものには役使に供するところがあるが、後世の徒と類似した刑罰があつたやうであるから、其の時代から今日の所謂懲役と云ふ刑罰が存して之に處せられた事實のあつたものと認められる。斯く古い時代から刑罰あり、又刑罰の思想が時代々々に伴ふて變化して居る。即ち復讐主義から威嚇主義、感化主義、豫防主義といふやうに變遷し來つたのであるから、行刑制度の沿革を知らんと欲すれば其の根本なる刑罰思想から研究せねばならぬが、それは一朝一夕の業でなく寧ろ望むべくして仕遂げ得ざる事であると思ふ。加ふるに行刑制度に關することは、これぞと思ふほどの文典を見出し得ぬのである。それで誰人でも系統を立て、行刑制度の沿革を秩序よく説

明することは至難であらうと思ふ。又んや私は專攻の學者でもなければ司直の職に在るでもないのであるから、初めから其の器でないのである。それで唯断片的に見覚えや聞傳への迹を記述するに過ぎぬのであるから其の點は豫め御諒恕を願つて置くのである。

我邦古代の罪犯は唐の法典に則つて、十惡と定められたのが法定罪科の創始であつたやうに思はれる。即ち唐典には(一)謀反、(二)謀大逆、(三)謀叛、(四)惡逆、(五)不道、(六)大不敬、(七)不孝、(八)不睦、(九)不義、(十)内亂とあるのを用ひたのであるが、其後大寶律令が制定せられた時に十惡の中から不睦、内亂の二を削除し改めて八虐とせられてある。大寶元年律令で罪名若干を定められると共に囚獄司を設けたとあるから、此の時行刑施設の一斑が定められたのであると思はれる。それは差措き、如何なる罪犯が八虐であるか、又八虐の罪を犯したる者は如何なる刑罰に處せられたかといふに、左のやうに記叙してある。

謀反 謂謀逆三國一  
謀大逆 謂謀殺二山陵及宮闈一  
謀叛 謂謀三背一國從一

惡逆 謂殺及謀殺三祖父母父母一、殺伯叔父姑、外祖父母、夫、夫之父母、  
不道 謂殺一家非三死罪一三人上  
大不敬 謂毀三社一及盜三祀之神像物乘輿服御物一  
不孝 謂告言詛三背祖父母父母一  
不義 謂殺三主本國主、見受、業師一

之に依つて觀ると我邦は古來忠君愛國敬神崇祖の國柄であるから、其の根本思想を紊亂する行爲は重大な犯罪としてあつたことが知れる。隨て此の如き重大な罪に對しては、重い刑罰に處したもので、殊に今日では刑に一身に止るのが原則と認められて居るが、往昔の刑罰には「縁坐」として犯罪者本人のみならず其の縁に繋がる父子兄弟祖孫までが刑罰に處せられ、一家の資財をも沒收されるやうな罪が少からず定められてあつた。就中謀反、大謀逆、謀叛の如きは犯罪者は勿論罪九族に及ぶといふやうな重大罪であつた、其の一部を窺つ見ると

縁坐 謀及大逆者皆斬  
父子 謀反者父子没官年八十五篤疾者並免  
兄弟 謀反者兄弟配邊流  
祖孫 謀反者祖孫配邊流  
實財 謀反者實財沒官  
田宅 謀反者田宅沒官

とある。謀大逆は犯者は絞、獄坐の法は謀反と同じであつた。國家を危ふするやうな犯人は其跡を絶つ目的で其子孫まで遠流に處したものであらうか。山陵宮闕を毀つ罪も亦我邦の精華を傷ける大罪であるから、其の犯人の縁に繋がる子孫まで根絶しにするといふ趣意であらうかと思ふ。其他大不敬といふ罪名の下にある大社を毀つたり御物を盗んだり、或は長多くも神璽を盗んだり偽造したりする者があれば、斬罪、絞罪或は遠流中流といふやうに定められてあるが、斯の如き特殊の犯罪を法文の最先に示現した處に傳統の大聖訓たる忠孝の大精神が發顯されて居るのは獨特の美點であると思はれて一入嬉しい。

◇

我國には古來笞杖徒流死の五刑があつて、笞は十より五十まで、之を五等に分ち、杖は六十より百まで之と五等に分けてあつて、一等毎に十を加ふるの例であつた。即ち笞は十、二十、三十、四十、五十の五等で、杖は六十、七十、八十、九十、百の五等である。笞刑も杖刑も皆犯人の臀部を打つたものである。此の笞刑も杖刑も皆犯人の臀部を打つたものである。此の

るやうにも思はれる。但し家に二十一歳以上の妻が居れば、勞働する人が無いとは云へぬから笞は免じない。又盜とか傷害の罪人には老親に侍する人のない場合の外は免じないとされてゐた。此の免役或は加杖に換へる割合などの事は随分細かい點まで定められてゐる。流刑は邊地に放逐して終身歸還せしめないで、遠流中流近流の三等であつて此の三等は京から路程を計つて遠方へ流配するのが遠流で、罪の輕重に依つて中流近流といふやうに定められてあつた。邊地へ發遣する處は獄中に監禁して置いて、發遣の期は一年に四回發遣するのであつた。そして妻妾は必ず流人に隨從して邊地に行くのである。父祖子孫は従ふと否とは任意で、他の家人は一緒に行くことは聽されない。發遣前獄中に在る間は糧食自辨であつたが、此の點は今日の處遇と較べると、行刑の觀念が異つて居たやうである。それが配流の地に到れば、其後は男女老若を問はず一日一人に米一升鹽一匁を給せられる。又田を給して來年の春に到れば種子を給し、秋に到れば收穫があるから自給とし糧食の官給を停める。併し流人は一年間は凡て鈇又は燈柵を著けて役せらるゝこととなつて居て、其の間は課役即ち作業に就かしめず糧食を官給

笞刑杖刑は何れの時代から始まつたのか、文武天皇の二年に笞法を定めたとあるが、其以前から行はれて居たことは史上に散見するのである。徒は笞刑杖刑よりは重い罪に課するので、一年、一年半、二年、二年半、三年の五等に分けてあつた。當時徒刑の執行方法は古事類苑には「徒刑の人は畿内は京師に送り課役を免じて私糧を食せしめ、鈇を著け三四人を相連ね、若くは燈柵を著けて一人ごとに兩人防護し路橋を作り、宮城の四面を掃除する等の雜事に役し、婦人は衣を縫ひ穀を舂くの役に従はしめ」云々とある。其當時は今日のやうに犯罪人も多くなく犯罪人よりも吏員の方が多いといふ有様であつたから、役法も嚴重で簡單であつたのであらうが、鈇を著けたり燈柵を著けるが如きは苦役のほどが察せられて凄愴悲哀の感じがする。奴といふのが此の徒に該るものであらうかと思ふが識者の御叱正を請ふ、それから徒に處せられた者が一家の生計を支える人で、他に杖柱となる働人がない時には徒を免じて、杖刑に換へるといふ酌量減刑があつたといふことである。之は勞働する人を失へば糧餉の道が絶へ一家が困窮に陥るからといふ慈悲から出たものである。是は又刑は一身に止まるといふ原理に徹底して居

して居たといふことである。流刑の期が満つれば其地の住民となつて百姓と同じ課役に就くのである。若し満期に先ちて死亡するときは其の家族は其地に永住すべきであるが、若し還ることを願へば、之を聽すことになつて居る。流罪には加役流、反逆縁坐流、子孫犯過失流、不孝流、會赦猶流の五つがあつて罪犯の種類に依つて異つて居た。其點は述べないで措くが、前に述べた謀反及謀大逆犯人の祖孫兄弟が遠流に處せられるのは此の反逆縁坐流といふのに該當するのである。流刑の始は安康天皇の御代からであつて、流人を赦免することは孝徳天皇の大化二年からであるといふ。赦には常赦、大赦、非常赦といふのがあつたが、後世大赦、恩赦となり又時代々々を経て、いろ／＼變はつて流刑のみならず他の刑にまで及んで、今日の所謂大赦特赦、減刑といふやうに、名實とも變つたのであらうが、其の當時の赦には時には赦免しても京に入らしめ郷里に放還するといふ事も行はれたさうである。流刑の一種たる移郷と稱する刑は郷貫から他へ移らしめ又は京師の外に放逐したもので、殺人犯で死刑となるべきが宥赦された者などは、郷貫から他へ移らせたのである。配流の箇處も昔から段々變はり近世の追放刑な

ど形の變つた制度も加はつて變つたのであらうが、延喜式では遺流は伊豆、安房、常陸、隱岐、土佐に配せられるもの、中流は信濃、伊豫等、近流は越前、安藝國等であつたといふ。

死刑は五逆中の極刑で絞斬の二種で、絞は綱を用ひて頸を絞り、斬は劍を按して戮すことは申すまでもない、其の遺骸は近親に下附し、若し近親なきものは市司、囚獄司をして城外の閑地に埋みて傍示を樹てさせたいふから、今日の市吏員又は刑務所で埋葬したものと見える。此の當時の死刑は公衆の面前で執行したものであつたが、七位以上の官人又婦人の絞刑の如きは隱密に行つたものである。死刑は嵯峨天皇の時代に藤原仲成を誅してから後三百四十餘年執行したことはなかつたが、後白河天皇の保元以降復死刑を行ふやうになつたといふことである。死刑の中で斬は最も重く絞は輕いのであるが、死刑には首を斬つて鼻首、後に獄門と稱したが首を斬り、之を矛に貫き京洛の衆人に示したこともあつた。又火刑も雄略天皇の御代から行はれたことが見えるといふ事である。死刑のことは又他の機會に述べさせて貰ふことにして、死刑以外に身體に加へる肉刑といふのがあつて、犯罪者の手を切る

ずして、刑を執行する道具即ち刑具であつた。尤も囚人となれば總て此種の刑具を用ひたかといへば、然うではなく罪に因り人に因り之を施すあり、其の一を施すあり、二を併せ施すあり、一律ではない。囚人には官より席薦衣食を給する。産婦人の分娩期には刑の執行を停止して出獄を聽し産後二十日乃至三十日の後復拘禁するのであつた。又囚人が疾病に罹るときは家人の願に依つて拘禁の場所に入つて看護することが聽された。疾病が重ければ刑具を釋くといふのであつた。

其頃の監獄は刑部省に屬して居たやうで職名に彈正があり拘禁所の役人にも物部、物部丁といふのがある。又取締りの吏員に、將領、防援といふのがある。防援は未決囚を戒護し、將領は著鉢の刑囚を取締るのであるが、物部は司法警察官とか看守長とかの職務を掌り或は兩方の職務を兼ね居たやうに思はれるが、京に登りては「彈正月別に巡行し事に隨つて糺彈し、囚獄司の當直の官人恒に物部並に物部丁を將ひて毎夜巡檢し」云々見えて居るから、職務權限がハッキリと判斷し難いが、右申すやうなものであらうと想像するのである。それから囚徒の逃走があれば、當該官吏は百日以内に追捕すること限内に捕へれば過失は免せられる。若し

とか足を断つとか顔に毆する即ち額上とか頬とかに刺文するといふやうに生命を断つのではないが、身体の一部分に印象を留めるやうに傷けたのであつた。

人を殺す意思はないが鬪争することに因りて死に至らしたときは普通の謀殺とは異なるが絞刑に處せられた。それが一等減で遺流となつた例もある。死に致さるときは傷くると否とで課刑に輕重があつた。例へば人を鬪毆する者笞四十、傷けた者杖六十、又方一寸以上髪を抜きたるときは杖八十、若し耳目から血を出し又は内部に損傷を加へて血を吐くやうな結果を來せば各刑を二等加重する。齒を折つた、耳鼻を決つた、手足の指を折つた、骨を破つた、湯火で傷けたといふ類は徒一年以上、其他傷害の程度で課刑に輕重があつたのである。

刑の執行は犯す處の罪に因り又人に因つて其拘禁場所が異り五位以上の者が犯すときは先づ奏上して拘禁し、又六位以下の者と場所を異にするといふやうに場所も異り、執行方法も一樣でなかつた。今日監獄法施行規則に定めてある戒具の如き例へば枷、紐、或は脚鐐といふやうな桎梏の具は暴行逃走等を防制する具に非

故らに囚徒を逃亡させたときは追捕期限などを與へざるのみか其の囚徒の罪を以て論ずる。即ち死刑囚を逃亡させたなら、役人が死刑に處せられる。徒刑の囚を逃亡させたら自分が徒流の刑に處せられるのである。斯の如き点は今日の刑罰觀念、責任觀念から觀ると餘程趣が異つて居る。

父母の喪に遭ふときは三日間作業を免することは、現行規則に見えるが、昔は父母ばかりでなく祖父母の喪に遭ふたとき又婦人は夫の喪に遭ふたときにも服役を免して哀悼を表せしめたのである。免役の日數は死罪を犯した者でも七日間、流刑徒刑の者には二十日間を與へて哀悼せしめた。或は五十日といふ制であつたとの説も見えるが、眞偽は分らぬ。

囚人が死亡すれば其死者の氏名、年齢、罪名、入獄年月日等を記して、刑部省に申告することゝなつて居る。其の遺骸は親族に下附し、親族なき者は埋葬して榜標を立てることは今日の取扱と異らぬ。則ち延喜式に「凡罪人死亡者其注姓名年居並入徒年月日申省」とあり、或は凡囚無親戚者皆於閑地一橫埋立三榜於上一記其姓名一仍下本屬一即流移在路及徒在役死者准此とあるのである。



# 休憩所

## ◆天降つた銀時計 ◆部長殿のお若い時

「おもあはらに芹つむ乙女、明ものどかに  
里の春。花はきれない柳はみどり、春は正  
にたけなはである。」

最近東京歸りの若人がしきりに東京風を  
吹かし氣焔万丈あたるべからず、それから  
それと談話は切れ目なく續く、その若人は  
第十七回の刑務官練習所を卒業して井月歸  
任した甲君である。

甲 全く試験といふやつはえらいよ、それ  
に練習科目が多いので、帝宿舍へ歸つて  
もノートの整理に時間をとられ研究する  
時間はない、しかし確有いことには司  
法省の高官は勿論帝大教授博士達の教へ

を受くことが出来るので、單に學問の  
みならず大勢を知り人格陶冶の上に啓發  
する處が非常に多い。

乙 おい、甲君らしい氣焔だがつたたい君  
は何番だつたかね、此頃試験成績を一般  
に發表せなから判らぬが、あれも一得  
一失で成績のよい人まづ十番以上の人は  
發表してほしいだらうし、ケツの方は發  
表を希望すまい、しかし一齊に發表する  
のが男性的で愉快だよ、そんな理屈はさ  
て置き、僕の推測では三番以上の成績だ  
と思ふが。

甲 馬鹿に攻撃するね、君のいふ通り  
發表しないから僕だつて判らないよ、シ

カシ所長や戒護主任は知つて居るだらう  
そう思ふと僕も何だか恥しい氣がするよ  
君のいはれるような成績でないからね、  
かす／＼の中には獨り天狗が居て、我こ  
そは一番なり、我こそは二番なりと獨り  
よがりをしたものだ、即ち自稱天狗が大  
分居たよ。

丙 フ、ンなる程、君も亦その自稱天狗の  
一人かえ。

甲 いや／＼さうひやかすな。

丙 甲君が友人よりほのかに聞く處によ  
ると、君は法律學の方より社會學の方  
面をよく研究せられ、何とか町あたりの  
ことは詳細を述べて居るといふではない  
か。

甲 丙君のいふ通りかも知れぬが、まあま  
僕といふことを聞いて呉れ給へ。そう  
した白痴大狗があつたらう、それ等の高  
い／＼鼻が當日正にへし折られたから面  
白いのだ、彼等にとりては青六の霹靂恰  
も凄しい稲妻が突然として漆黒な暗を二  
つに裂り裂いたようなシヨツクを與へた  
即ち一方は闇の如く暗く一方は旭日の如

くあかるく希望に満ちたよ。

丙 一つたい甲君それはなんのことだい。  
甲 まち給へ一番の者が總代として答辭を  
讀むのは従前から定まつてある、そんな  
ことは何でもない、突然として起つた稲  
妻とは……銀時計だ。

乙 銀時計？稲妻と銀時計、對照も聯想も  
ない、早く具に説明せんかい。  
甲 さあそこだ、僕等も當日までさつぱり  
判らず、秋の空なれば稲妻も豫想するが  
それが君春の三月十日と来て居るから  
ね。

丙 そうじらすない、早くいひ給へよ。  
甲 いふよ、卒業證書は一括して總代が受  
けたが、黒塗の大盆の中にはまだあとに  
證書が三枚と水引括りが三個残つて居る  
てはないか、僕は變に思ふよ、そうす  
ると優等生に賞品を渡しますと紹介せら  
れた。それが一番から三番までの優等生  
稲妻ならぬ銀時計である、判つたらう、  
即ち一番が京都の伊藤君、二番が朝鮮西  
大門の徳永君、三番が全所の小見門君こ  
あつた……と云つて見ればそれだけだ  
が、實際は驚いたよ。

じつと黙つて聞いて居た部長君、鼻眼鏡  
をばづして入つて来る。

部 大變氣焔があるがね、此頃は休憩所  
でもみだらな話がなくなつて實に結構だ  
それといふのは諸君が人格向上の理想に  
進んでゐるからであらう、

甲 さう云へば講義の中に修業講話があり  
ましたよ、加藤唯堂先生香川理事のお二  
人です、それに卒業生をのこし練習所長閣  
下より刑務官吏は入格を擧ぐ……法令を  
熟達し……上官の命令に服す、品行を慎  
しむ……道義を守る、殊に收容者に對し  
規範たるべき行ひを示すようにとわれわ  
れを戒めて呉れたのです、部長さんの平  
素からいへられたとおりです。

部 なる程、さうでしたか、昔しかり道理  
に二つはないの、言葉や言ひ現し方が二  
つあつても今も昔も變りやない、道に二  
つあつても皆がない僕が常にいふ思想も敢  
て排斥することもあるまい。

甲 それにね、部長さん、いひ合したので  
はないが卒業生總代の答辭に、行刑の發  
達は刑務官吏の人格に依つてと頗る多し  
卒業生の各辭がびつたり合ふ此の時私  
は人格向上に對つてヒシと胸にこたえた  
忘れ難い印象の一つである。

丙 もう練習所の話はよせや、随分とあて  
られたよ次ぎの休暇日には花見にでも行

くかなあ。

乙 それは宜いことだ、甲君の卒業祝ひを  
かねてやるかな、大に宜いやるとしやう  
しかし判理屋の二階、お定りの膳部で酒  
を呑むはあまりに平凡ではないか、それ  
よりは郊外に出て學校の遠足式にやつて  
はどうか。

丙 甲君のような色男はやはり二階が宜い  
だらう、もてるからね、僕等はペンカラ  
式に郊外がよいよ、それにこうやつて毎  
日同じ場所に勤務し變化の乏しい仕事は  
時に思ひを天誣に馳せて、不真な執着心  
を去り活氣を養ふことは職務の上に於て  
も非常によいことと思ふ。

部 僕は何等の興味もないが、甲君のお祝  
ひとあれば、是非共参加したい。  
丙 部長さん、あなたも若い時は……酒こ  
そ呑まねどやつてせうね。

部 そりや僕だつて若い時はあつたよ、し  
かし、酒の爲め性的の爲め、取返しのつか  
ぬ失敗をした記憶はない、今では丙君の  
いはるもよかつた體はないところが二度あ  
つてもよかつたらうに、と残念に思ふよ  
へい、。

乙 丙君これは極く々々内密だが部長さん  
はあれでお年がひと廻り以上もちがら若  
い奥さんがあるんだよ……。

# 受刑者の観たる一米國監獄 (その二)

堤

隆

## ◆……訴狀、逮捕、保釋

尙米國には「ボンド流し」と云ふことがある。それは重刑では少いが、警察法廷などは大部分それで済む。即ち喧嘩、賭博位の事で捕まると、巡查や探偵が一人二人位で押えたのなら、大抵の所で話はずくが、警察から特に派遣されたのだと、不取敢警察迄は行かねばならぬ。行けば簡單なもので腕づくの擲り合ひなら署長の仲裁で仲直り、之れが出来ねば二十弗の保釋金提供。賭博なら十弗から十五弗が相場。斯くて金さへ積めば權だらうが八だらうが頓着なく、「明朝午前九時裁判所へ来い」で歸される。翌朝になる、勿論欠席。ボンドは流れて本人は出し損になるが、どうせ罰金を喰ふのだから翌日半日の時間が儲け、政府の方は裁判もせず、保釋金も取込んだのだから、手数のかゝらぬだけ結構である。私の知つてゐる事件では、ホノル、の市長が市参事會員をなぐりつけて告訴されたのが、

ボンド流れにならなくて、双方から民主、共和兩黨辯護士の御歴々が揃つて裁判した位のもの、流すのが普通で裁判が珍らしいのだから妙だ。

「何に七十弗?之れや高い、こんな事言ふなら五十弗で辯護士雇つて半日損して裁判するぞ、ナニ裁判したら二十五弗だ」  
「之れ見い同じ値だ、辯護士が五十弗と罰金が二十五弗、おまけに半日だけ損ぢやないか、七十五弗が相場だ、文句言ふなよ」

「そう言へばさうだが、今持ち合せがないからもう少し安くせよ」  
「ぢやいくらなら出すか」  
「四十弗と言ひたいが、俺が五十弗出すよ、それで何とかしてくれい」

「ウム、ぢや取計つておくか」  
これが警察官と罪人の談判振りである。更に陪審法廷へ廻された可なり重大事件でも、この保釋流して話合ひのつく事もある。現に私の事件でも

「三千弗の現金保釋で日本へ歸らないか」

など、話もあつた位。但し信用保釋だと保釋人が騒ぎ立て、本人の行衛を探し出すから面倒である。これは可なり名高い殺人事件の被告だつたが、三千弗の保釋で出獄中に大陸まで飛んだのを、保釋人が支那人だつたので泣きの涙で検事局を動かし、本人の逮捕護送費千何百弗を出して深く連れ歸つたが、但し本人が若しスカンチナピア邊までも逃げて居れば、三千弗では護送旅費が足らぬからその儘ですむ譯である。尙強いて其土地を去らなくても、世間の噂の消える時分迄裁判を延期して、裏口から相談すれば、ボンド流しは双方共一番便利な解決策であるから、突外容易に話がまとまるのである。

訴狀、逮捕、保釋など一しきり面倒な手續が終ると被告は法廷へ呼び出されて、豫審法廷の出した告訴狀を受ける。警察法廷にはこんなものはない、口頭速決五分間に七人位は片づけるから面倒はないが、巡回法廷(地方裁判所)を初審とする事件には必ず訴狀を受け、そしてこの訴狀が即ち豫審調書であり、豫審決定書であり、且事件審理の基礎である。この訴狀は豫審陪審法廷のみ發給し得るもので、他の何人と雖もその一言一句を加削訂正することが出来ない。私達が

米國最高法院迄争つたのは全く此の訴狀の問題で、遂に敗れはしたが、ウイルソン内閣當時の検事總長グレゴリー氏が  
「若し大審院が憲法の條文を認むるならば、此等の被告は明かに豫審陪審廷以外の或者、即ち憲法違反の手續によつて、逮捕され、審理され、宣告され、收監されてゐるのであるから、宜しく原裁判の全部を破棄し、彼等を米國憲法治下に安置せしめよ。」  
との辯論は大審院の却下理由にも増して、有力に承認されてゐる。

## ◆……判官並に檢事諸公よ

此の點に於て米國法廷に於ける訴狀の價値と必要は他の何ものにも譲らないが、相當の本人の身になるとこれ位嘘八百を並べたよ頃加減の出鱈目はない。日本に於ても近く陪審制度を實施するとか、それが豫審にまで及ぶか否かは知らないが、現在制度では豫審廷で充分に事實の審理をし、調書何千枚とか言つてゐるらしい。私は元來法律の専門家でないから、現在と將來の訴訟制度を批議するのではないが、日本のように豫審でも公判でも同じ様な事を二度繰返すのも問題だ

が、米國の現在の如きよい頃加減の豫審には尙更費する事が出来ない。私は未決在監十三ヶ月中に何百といふ訴狀、即ち豫審決定書を見たが、つく／＼そのよい頃さ加減に愛想がつきた。全体裁判官など、言ふ連中は事實に對して法文を適用するのか、法文に適合するようにならぬか、どちらが本體だらうと思はれる。

「おい、俺はもう裁判などせないて服罪する積りだつたが、訴狀を讀み聞かされて恐ろしくなつたから、返答を延期して来た。全体これぢや何、位盛られるか一寸見てくれい」といふから一讀すると、全々本人の犯行と異つた恐ろしい文句が羅列してある。

「ウム、これぢやお前少くとも五年だぜ、裁判せろよ、官選辯護人でもよいからやれ、そしてお前のやつた事を有の儘に言つて見る、高くて二年、普通なら一年、しつかり辯護したら半年か八ヶ月だらう」

「そうよ、俺は金がないから十八ヶ月位なら仕方がないと思ふが餘り酷いからなあ……」  
といふので正式裁判を受けるようになる。今も尙獄舎に居るAの如きはその好適例で、船からコカインを持つて上陸しようとした所を押えられたので、本人は

らんが爲めに法網の目をくゞり、人を疑ひ、法を輕んじ、遂に自己を捨て、法律の無視にはかなき快を叫ばんとするに至る。吾等元より淺學無識、法律の何たるを知らず、況やその拔道をや、然れども諸公の指導誘引、能く吾等をして法を弄し得るの體驗を得せしむ、斯くて犯罪を重ねるうちに、吾等は諸公の嘗て試みし手段に鑑みて、謹んで諸公を揶揄し、世と人を唾然たらしめて、陰かに舌を出して快哉を叫ぶ、諸公は吾等に重刑を科して其技倆を誇り、吾等は諸公の眼をくらましてその敏腕を誇る、若しそれ凸面鏡の結ぶ映像が事實の代用たり得べくんば、又凹面鏡の結ぶ映像も事實の代用たり得む、諸公がレンズを捨てざる限り、吾等もレンズを用ふるこれ當然に非るか、像を事實と誣ふる點に於て、諸公と我等は唯五十歩のみ、百歩のみ。  
判官特に檢事諸公。諸公は法治の國家に司直の重任を帯び、身を挺して罪人糾彈の任に當る。吾等は諸公の國家と社會に對する任務の重大と、個人特に罪囚に對する權威の壯重を敬信す、然れども世界の如何なる絶對者が、何時諸公に對して、先づ人間を罪人として見るの特權を與へしか。如何にも諸公は學

他の共犯者との關係上訴狀のまゝに罪罪したら、驚く勿れ初犯の極刑五ヶ年との宣告である。所がコカインの事件は裁判の結果普通が八ヶ月、長くても二年を出でないので、黙つて法律に従つたからこの體たらく。正直者は馬鹿を見ると言ふのが實際である。私は全罪囚に代つて判官諸公に訴へる。それは

判官諸公、特に檢事其人が自分の技倆を誇り、地位を得むが爲めに、罪人を踏臺とし、國帑を浪費するとならば兎も角もだが、苟くも法律の正當なる行使と、社會の公安、並に犯罪人の教化を希ふ一片の良心があれば、翼くば事實に對して法律的の告發を行へ、吾々犯罪人は、既に犯行の當初からその事の正しからざるを知り、一度告發を受ければ、あながちに所刑を免れむとのみするものではない。吾々は自己の所行に對する正當なる法律の制裁は、それが公平正當なる限り、寧ろこれを受け、境遇と事情が許すならば、甦生の生涯に第一歩を踏み出す事に於て世の人に譲らない希望を有し、努力を惜まない者である。然るに一度諸公の前に引かるゝや、吾々は好言詭計凡ゆる誘惑の試練に鍛へられ、再び訴狀を受けるや、虚妄誇張の強誣に驚かされ、知らず身を衛

德兼備の官人、吾等は地下の土民に等しきも、未だ刑に服せざる以前に於ては、諸公も國家の一員、吾等も又自由の一市民たる點に於て、何の逕庭やある然るに諸公は最初より吾等を罪人として遇し、強いて自白を求め、好んで陳述書を作製せしめんとし、常に諸公自らの意志によつて作れる文書に署名を強要す。吾等は疲勞と恐怖にかられて、一時の安きを得んが爲めに署名又止むを得ず、訂正又訂正の煩に耐えずして貴意の儘の文書又免れざるに非ずや、然るに諸公はこれを本人犯罪當時の告白と稱して、公判庭に虎の子の如く珍重す。何ぞ知らむこれ吾等の告白に非ずして、實は諸公の堆定記述に止るを、而しこれも文字を書き、文章を解し、するものならば、自ら記述署名せる點に於て又責の幾分を負ふべきも更に甚だしきは説明若くば通辯によりて、文意に非ざる所を納得せしめ、その虚に乗じて承認せしめたる文書口述を裁判庭に振り廻す、事茲に至りては文書偽造變造の罪科はそも何人によりて犯されたるか、諸公眞に法に忠なる司直の官ならば、何ぞ吾等と共に獄裡に罪の償ひをなさざる。吾等は善惡並び存する人間社會に於て詐欺姦惡の罪を犯し、諸公は正義

の法廷に於て証告偽造の非を行ふ。神と人を詐るといふ點に於て、誰かよく鳥の雌雄を言ひ得むや。判官諸公。諸公は自ら一流の法學者を以て自任し、法律によつて生れ、法律によつて育ち、法律によつて生活し、法律によつて死するかの如く思惟し、人間の行動が悉く法律の條文の如くに實現するかの如く信じ、吾等野人に強ふに一舉一動一言一句法文條項の如くならしめんとす。若しそれ吾等にして米國大官のそれの如く、日本市會議員のそれの如く、法上の知識と經驗とを有せば、法律に従つて何億石の石油を飲み、條文によつて何千噸の砂利を嘔まんも、幸か不幸か吾等は法文に通ぜざるが故に、天爾於波(助辞)一つを使ひ誤りて、三年五年の刑を食ふのみ。

元來諸公は法律を以て絶對至上の如く吾等に臨まるも、法律そのものは、本質的に、過去の時代に於て、過去の人物が、過去の經驗を基礎として前途を洞察し、過去に制定して、これを現在より未來に實施するものに非ずや、然らば法律が現在より未來に亘つて意義を有するは、制定者の前途の洞察と、實施の効力のみ、換言すれば立法の精神が現在に生き

將來に適用さるゝのみ。然るに諸公はこの死文の法律、記録の條項を盾として現在と將來の吾々を牽せんとす、諸公は法文の有効範圍即ち空間の問題には口角泡を飛ばして對してが、宇宙間の今一つの範圍即ち時間の問題に對して餘りに無頓着に過ぎないか、常に過去の世界の夢を見て現在と將來に生命ある人間を取扱はうとしてはゐないのか」と。

四 月 號

宇 宙

定價 三 十 錢

發行人 東京市麹町區上六番町廿一字 宙社  
 振替東京七〇一三四番

論 說  
 人生の本義に就て…… 法學博士 山岡万之助  
 知活動と悲活…… 文學博士 高橋順次郎  
 宇宙に就て…… 理學博士 藤原 咲平  
 宗教家の自覺…… 宗教局長 下村 壽一  
 神道の眞哲學…… 千家 鐵磨  
 宗教の理解…… 文學士 濱田 本悠  
 支那の寺廟に現れたる宗教心理…… 文學士 後藤朝太郎  
 體 験  
 ①道元禪師の面影  
 ②大妻コダカ女史  
 ③北條時宗の修養  
 ④加藤精神氏  
 聖地順禮  
 ⑤宗教座談會  
 ⑥藥苑

行 刑 統 計

大正十五年一月中入出所並月末在所人員

受 刑 者	越 員	入 監	出 監	現 員	前月末日	前年同月	前月比較	前年比較
刑事被告人	三、四六八	二、三〇〇	三、五六六	三、一〇〇	三、四二八	三、二二六	△	二、八六六
勞務場留置者	三、四七六	一、〇二一	三、七六六	三、三六九	三、四七六	三、二二一	△	一、〇四八
乳 兒	二 二	一六六	三三三	一六六	三三三	三三三	△	三三三
總 計	三、四二二	三、三二二	三、六八七	三、一七七	三、二二一	三、〇六六	△	三、〇六六
男	三、三二二	三、二二二	三、五八七	三、〇七七	三、一七一	三、〇一五	△	三、〇一五
女	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	△	一〇〇

備考 内朝鮮人受刑者男 五八九人 刑事被告人男 五五人。支那人受刑者男九五人 女一人。被告人二三人  
 英人受刑者男 一人。米人受刑者男 一人。露人受刑者 二人アリ。

大正十五年一月末在所者人員表

刑務所別	受刑者		刑事被告人		役置監場者		乳兒		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
小市	1,011	1	5	1	1	1	1	1	1,018	2
豊谷	3,333	1	4	1	1	1	1	1	3,341	2
市摩	1,110	1	1	1	1	1	1	1	1,115	2
巢鴨	2,100	1	1	1	1	1	1	1	2,105	2
横濱	1,000	1	1	1	1	1	1	1	1,005	2
千代田	800	1	1	1	1	1	1	1	805	2
水戸	600	1	1	1	1	1	1	1	605	2
宇都宮	400	1	1	1	1	1	1	1	405	2
前橋	1,000	1	1	1	1	1	1	1	1,005	2
静岡	600	1	1	1	1	1	1	1	605	2
甲府	600	1	1	1	1	1	1	1	605	2
長野	600	1	1	1	1	1	1	1	605	2
新潟	600	1	1	1	1	1	1	1	605	2
京都	1,000	1	1	1	1	1	1	1	1,005	2
大阪	1,000	1	1	1	1	1	1	1	1,005	2
神戶	1,000	1	1	1	1	1	1	1	1,005	2
奈良	600	1	1	1	1	1	1	1	605	2
滋賀	600	1	1	1	1	1	1	1	605	2
合計	17,811	18	111	111	111	111	111	111	17,922	118

刑務所別	受刑者		刑事被告人		役置監場者		乳兒		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
德島	496	1	1	1	1	1	1	1	499	2
高松	700	1	1	1	1	1	1	1	704	2
名古屋	1,700	1	1	1	1	1	1	1	1,704	2
三重	1,300	1	1	1	1	1	1	1	1,304	2
三河	1,300	1	1	1	1	1	1	1	1,304	2
大分	1,000	1	1	1	1	1	1	1	1,004	2
熊本	1,000	1	1	1	1	1	1	1	1,004	2
鹿兒島	1,000	1	1	1	1	1	1	1	1,004	2
宮崎	1,000	1	1	1	1	1	1	1	1,004	2
神戶	1,000	1	1	1	1	1	1	1	1,004	2
富山	1,000	1	1	1	1	1	1	1	1,004	2
福井	1,000	1	1	1	1	1	1	1	1,004	2
山梨	1,000	1	1	1	1	1	1	1	1,004	2
山崎	1,000	1	1	1	1	1	1	1	1,004	2
廣島	1,000	1	1	1	1	1	1	1	1,004	2
金澤	1,000	1	1	1	1	1	1	1	1,004	2
岐阜	1,000	1	1	1	1	1	1	1	1,004	2
三河	1,000	1	1	1	1	1	1	1	1,004	2
名古屋	1,000	1	1	1	1	1	1	1	1,004	2
岐阜	1,000	1	1	1	1	1	1	1	1,004	2
三河	1,000	1	1	1	1	1	1	1	1,004	2
合計	17,811	18	111	111	111	111	111	111	17,922	118



刑ノ執行ニ關スル件回答  
一月八日日記第二九號ヲ以テ御問合ニ係ル標記ノ件ハ第二ヲ相  
當ト思料致候

司法省行甲第二五〇號(大正十五年二月二十六日)

刑務所長

收容者ノ齒科治療ニ金材ヲ使用シ得ルノ件通牒  
收容者ノ齒科治療上注意スヘキ事項ニ就テハ兼ニ行甲第一七一  
三號ヲ以テ通牒シ置及候通りナルモ治療上金材ノ使用ヲ余儀ナ  
クセラルル場合(例、ハ鈎ニ合材ヲ使用スルノ必要アル特殊ノ  
場合ノ如キ)ニ於テハ別ニ認可ヲ要セス金材ヲ使用セラレ支  
無ク候

司法省行甲第二五一號(大正十五年二月廿六日)

刑務所長

軍法會議所斷受刑者ノ刑執行停止ニ關スル件通牒  
從來標記受刑者ノ刑執行停止ハ明治四十三年九月監甲第一七四  
五號通牒ニ依リ當省ノ指揮ヲ受クルコトニ相成候處右ハ治罪法  
當時ノ取扱ニ依リ其刑法及刑事訴訟法ノ改正ニ伴ヒ右刑執行  
停止ハ陸軍々法會議法第五百九條以下及海軍々法會議法第五百  
十一條以下ニ依リ當然刑ノ旨渡ヲ爲シタル軍法會議又ハ刑ノ旨

渡ヲ受ケタルモノ、所在地ノ軍法會議ノ檢察官ノ指揮ニ依ルヘ  
キモノト思料候條例今右ノ場合ハ當該檢察官ニ通報シ相當指揮  
受ケラレ度候

司法省行甲第二八三號(大正十五年三月五日)

刑務所長

收容者看讀書籍選定ニ關シ通牒  
收容者看讀書籍選定ニ關シ通牒  
受刑者數化學科ノ統一ヲ圖ルルタメ看讀書籍ニ就テモ本省ニ於テ  
審査決定シ爾後毎年配テ可成候定ニ右之候ニ付テハ各刑務所  
ニ於テ各自選定購求ノ儀、御察候(相成候條致度候  
追テ不己得事情ノタメ特ニ購求ヲ要ルモノ有之候ヘマ其事  
情並再籍名、著者等詳細シ經何ノ上購求方御取計相成度候

司法省行甲第二九六號(大正十五年三月九日)

刑務所長

刑務所建築場在勤ヲ命ス  
大臣官房會計課建築務ヲ命ス  
給六級俸 小川原少年刑務所勤務ヲ命ス  
川武少年刑務所勤務ヲ命ス  
金澤刑務所勤務ヲ命ス  
市谷刑務所勤務ヲ命ス  
大臣官房會計課建築務ヲ命ス  
給六級俸 小川原少年刑務所勤務ヲ命ス  
川武少年刑務所勤務ヲ命ス  
金澤刑務所勤務ヲ命ス  
市谷刑務所勤務ヲ命ス  
保健技師 中村次三郎  
依願雇ヲ解ク  
行刑局雇ヲ命ス 月俸二十五圓給與  
六級俸下賜

行ノ持振ヲ受ケタル刑務所ニ於テハ本省ニ對シ連ニ其ノ旨ヲ申  
報シ之カ措置ニ付テ指揮ヲ受クヘキモノナル處此頃刑執行發給  
ノ旨渡アリタル向科ニ基キ累犯加重ノ法條ヲ適用シタル違法ノ  
判決(第一審裁判所)ニ依リ刑期終了スルニ至ルマテ其執行ヲ  
ナシメル事例有之其ノ處置宜シキヲ得サルモノト存候ニ付相當  
注意ヲ促シ置候間御留意相成所爲差考申進候

敘任 辭令

正六位勳四等 長谷川喜一(福島)  
正六位勳五等 白川 勇松(札幌)  
正六位勳五等 屋山朝太郎(熊本)  
正六位勳五等 松本 一次(松山)  
叙從五位  
保健技師 成田德太郎  
保健技師 杉下學人(小菅)  
十級俸下賜 市谷刑務所勤務ヲ命ス  
保健技師 鈴木悌二郎  
司法技師 鈴木悌二郎  
同 蒲原重雄  
同 蒲原重雄  
同 蒲原重雄  
大臣官房會計課建築務ヲ命ス 大臣官房會計課建築務ヲ命ス 大臣官房會計課建築務ヲ命ス

保健技師 中村次三郎  
依願雇ヲ解ク  
行刑局雇ヲ命ス 月俸二十五圓給與  
六級俸下賜  
保健技師 中村次三郎  
依願雇ヲ解ク  
行刑局雇ヲ命ス 月俸二十五圓給與  
六級俸下賜

宮崎刑務所の新築

大正七年帝國議會の協賛を経て、翌八年度より四ヶ年繼續工  
事として經費貳拾万圓を以て起工し、時恰も歐州大戰の余波を  
受け經濟界の好況時代で、物價高騰の極に達し工事材料の購入  
建築従業員の仕事及諸給與等幾多豫定外の經費を要し、隨て  
舊建築材の轉用其他設計の變更により務めて緊縮節約を行ふと  
共に主務省と折衝を重ね拾万圓の豫算追加と貳ヶ年延長を以て  
之れに當つたが、又も大正十二年の關東大震災によりこの影響  
を受け配賦豫算の分割上更に一ヶ年間延長をなし、尙ほ傍ら大  
正十二年度以降大正十四年度に至る三ヶ年間新營費萬九百餘  
圓にて少年區全部並演武場及諸廊下の建築を行ひ合せて滿七ヶ  
年の歳月を費やして工を竣へ去る二月二十七日落成式を舉げ  
た。今その規模設備を述べると、本所は舊時の位置その儘であ  
るが構内狹隘の爲め、更に構内地參千全坪を取入れ、處罰土地  
總面積萬九千八百六十九坪の内、構内敷地壹萬壹千八百七  
十九坪で、構外官舎其他の敷地二千九百五十八坪、爾余の一萬  
五千三十二坪は悉く耕植地である。建築坪數は

構内 三千一百一十一坪七合四勺  
構外官舎其他 四百九十五坪五合九勺

司法大臣 江 木 翼

式 辭

本日茲ニ本所新築落成ノ式典ヲ舉行スルニ當リ閣下並各位ノ賓  
臨ヲ辱フスルノ并榮ヲ得タルハ寔ニ欣幸ニ堪ヘサル所ナリ抑モ  
本所ハ遠ク明治六十年宮崎縣ノ設置ト共ニ舊藩各地ニ分禁セル因  
徒ヲ集禁スルガ爲メニ同七年宮崎郡大島村ノ地ニ縣ノ監役場ヲ  
設ケタルヲ濫賜トシ同九年十月宮崎縣廢止ニ伴ヒ鹿兒島縣宮崎  
支廳ノ管理ニ屬シ適々西南ノ戰亂勃發スルヤ一時東京警視廳出  
張所ノ管理トナリシガ明治十年五月薩軍來リテ因徒全部ヲ解放  
シ職役ニ使役シタル事ハ世間周知ノ處ナリ翌十一年更ニ宮崎警  
察署ノ管理ニ移シタリ次テ同十六年六月宮崎縣ノ再置セラレ、  
ヤ宮崎監獄本署ト稱シ宮崎縣令ノ別ニ離レテ縣廳構内ニ在リ双  
北里餘ノ林野中ニ遊在シ未決監ハ別ニ離レテ縣廳構内ニ在リ双  
五ノ不利不歩少カサリシヲ以テ翌十七年廳下上州府淨土江ノ  
原野十五町餘少ノ地ヲ相シテ愛ニ移築ノ工ヲ起シ同十八年八月  
工竣リ全部移轉セリ之レ即チ當刑務所ノ前身タリ明治卅三年十  
月國庫支辨トナリ同三十六年四月司法大臣ノ管理ニ移ル舊監移  
築以來年所ノ經ルコト三十有餘年ノ久シキニ互リ建造物ノ腐朽  
甚メク殊ニ構内築造設備極メテ舊態不完全ニシテ到底行刑  
ノ適宜ヲ期シ能ハサルモノアリ爰ニ於テカ當局之ガ改革ノ計畫  
ヲ樹テ帝國議會ノ協賛ヲ經テ大正八年度ヨリ四ヶ年繼續ノ直營  
工事トシテ新築ノ工ヲ起スニ至レリ時恰モ世界大戰ノ餘波物價  
ノ高騰其極ニ達シ材料諸般ノ調達意ノ如クナラズ古材ノ利用事

計三千五百九十七坪三合三勺あり、建物の構造は廳舎、收容舍房  
炊事場及糞部的主要倉庫並廊下は鐵筋混泥土造、工場全部及倉  
房の一部並少年區の工場、教場、教場、大部分の廊下は木造で、  
外に一二石造がある、總て一意堅牢と實質を旨とし、一面拘禁、  
檢束等處遇上にも遺憾なきを期して居る、勿耐震耐火式で裝  
飾などは華美に涉らず、換氣、通風、採光、温温等、衛生上は完備  
に努めてゐる、この工費總額三十三萬六千二百拾圓、外に舊建築材  
の利用見積價格二萬八千四百圓、就役延人員三十萬四千三百人  
此工費九萬六千一百五圓都合四十六萬五千二百二十五圓を算した、  
この間地方官民の援助辭なく、混泥土の主要材料である砂  
利及砂の採取運搬、セメントの試験、又材料運搬、途中に當る橋  
梁架設修繕或は用材の供給修實に奔走盡力されたさうである。

祝 辭

宮崎刑務所新築工ヲ竣リ本日落成ノ典ヲ舉ルハ予ノ欣喜ニ堪  
ヘサル所ナリ  
抑舊會ハ遠ク四十年前ノ建築ニシテ全ク朽廢ニ歸シ設備亦完カ  
ラス是ニ於テカ大正八年工ヲ起シ經營七年今ヤ其成ヲ告ク構造  
ハ最新ノ樣式ニ則リ質實ニシテ形齊行刑上ノ改善ニ資スルコト  
渺少ナラサルヘシ是個ニ當該職員ノ設計畫其ノ宜シキヲ得タ  
ルニ因ルモノニシテ其ノ勤勞ヲ多トスル所ナリ冀クハ各位此ノ  
新ナル施設ヲ善用シ一層淬厲行刑ノ實績ヲ舉ムコトヲ之ヲ以テ  
祝辭ト爲ス  
大正十五年二月二十七日

發費ノ節約ニ多クノ工夫ヲ講シタルモ遠ク豫期ニ副ハズ遂ニ豫  
算追加ノ已ムヲ得サルニ至リ更ニ六ヶ年繼續ノ工事トナリシモ  
適々關東大震災、影響ヲ受ケ豫算分割ヲ餘儀ナクセラレ又更ニ  
一ヶ年延期ノ已ムナキニ會セリ加之建築技能ヲ有スル就業業者  
メテ少キヲ以テ九州各刑務所援助ノ下ニ十數回ニ涉リテ技能者  
ノ移送ヲ受ケ尙ホ多數ノ見習就業業者ヲ付シ之ヲ同化シ之ヲ訓練  
シツ、炎熱ノ胃シ寒風ニ堪ヘ上下一致孜々トシテ工事ノ進捗ニ  
勉メタリ此間従業職員ハ寸時モ其ノ心神ヲ慰スルノ暇無ク勞役  
ニ服シタル就業業者ノ勞苦モ亦尋常ニ非ラズ經營上ノ苦慮計畫  
外上下實ニ憔悴タルモノアリシガ幸ヒニシテ技ニ漸ク當初計畫  
ノ完成ヲ見ルニ至レリ 願ミレバ年々閣下ミスコト七尾霜衰ヲ投  
スルコト三十三萬餘圓努力ヲ要セシト三十萬餘人此間絶ヘズ  
司法當局ノ懇篤ナル指導ト縣市當局初ノ警林局鐵道省近接刑務  
所及關係諸官公衙其他ノ援助並ニ當該従業職員ノ勤勞努力實ニ  
言外ニ存スルモノアリ切ニ感謝措ク能ハサル所ナリ今ヤ爰ニ外  
刑ノ休養構造ヲ終ヘ正ニ設備ノ形體ヲ整ヘタルヲ以テ更ニ進  
デ内的諸機關ヲ充實セシメ以テ現代刑政ノ要求ニ應ズベク吾人  
ノ職責ハ爰ニ負荷ノ倍加セルコト痛感セサルヲ得ズ夫レ民ノ罰ア  
ルハ國ノ疾ナリ刑ヲ理メテ巧レテ治ス故ニ吾人職司ノ弛張ハ實  
ニ國家ノ隆替社會民人ノ休戚ニ繫ルヤ極メテ緊牢且ツ切ナルモ  
ノアルヲ知ル晩近教育ノ普及ト交通通信ノ發達ト相俟ツテ民衆  
ノ思想益々進歩シ受刑者ノ思想心理亦素ヨリ往年ノ比ニアラズ  
其ノ自由ヲ享ヒ人格ノ尊嚴ニ覺醒シ來レル狀洵トニ著シキモノ

### 第十七回刑務官練習所 卒業式

客年九月開設された第十七回刑務官練習所は、爾來六箇月の  
教育を終へて、三月十日午前十時半から、卒業式を本會場上に  
於て舉行した。

開式の辭について、泉二所長修業證書及今回特に例をひらき  
要等生三名に賞品として銀時計の授與あり祝辭をかねて、訓示  
を述べられ次で司法大臣の祝辭代讀來實三木檢事長、講師總代  
春山博士の祝辭演説あり、之に對し修業生代表伊藤三三郎君の  
答辭ありて式を閉ぢ、紀念撮影、後午等が供せられた。

修業生氏名 ○印 賞品授與者

- 源 敬 一(市谷) 伊柳藏之助(静岡) 竹田 重雄(豊多摩)
- 綿野 静三郎(静岡) 三島 匠(横濱) 清水 嘉廣(甲府)
- 笠井 一也(横濱) 清水 重光(長野) 土谷 正光(千葉)
- 今井 安 一(長野) 伊藤 文平(千葉) 渡藤 三郎(新潟)
- 石 糸 重 水(戸) 飯本 安次郎(大阪) 梁瀬 三男吉(前橋)
- 大前 繁助(大阪) ○伊藤 三三郎(京都) 徳永 方作(長崎)
- 押谷 彦三郎(京都) 三喜 繁 大(福岡) 石川 榮市(神戸)

アルト同時ニ所謂思想界ノ動搖ニ伴ヒ動モスレバ從從中正ノ軌  
道ヲ逸セントスルノ徒ヲ生シ競争激甚ナル生存ノ戰ニ侵レテ悲  
慘ナル落伍者タルノ豫念々多カラントスルノ秋ニ際シ我等刑務  
ノ任ニ當ル者深ク思フ茲ニ致シ一層自己ノ修養ニ努メ毅然トシ  
テ身ヲ持シ素質ノ改善人格ノ向上ヲ圖リ他マゾ拙マズ國家疾患  
ヲ除クニ努メサル可カラズ殊ニ在所者ニ對シ常ニ優渥ナル大御  
心ヲ養ヒサセ玉フ鴻大無邊ナル皇室ノ御恩ヲ奉體シ堅ク神佛ノ  
冥助ヲ仰仰シ專心一意在所者ノ改善ニ努力シ國家社會ノ安寧幸  
福ニ當與シ以テ皇恩ノ萬一ニ酬ヒ奉ラント期スルヤ切ナリ  
然リト雖モ行刑終局ノ目的ヲ犯罪ノ懲過累犯ノ防止ハ獨リ刑  
罰執行ニ依リテノミ克ク之ヲ完成シ得ベキニアラズ固ヨリ内政  
容者ノ調育感化改善ニ努ムベキハ勿論ナリト雖モ抑モ亦社會一  
般ノ收容者ニ對スル同情アル理解ト釋放者ニ對スル理解アル救  
護ノ下ニ之レカ保護ノ徹底ヲ期シ以テ所謂社會共存共榮ノ成果  
ヲ收ムベキナリ今後益々司法當局ノ指導ト關係諸官公衙ノ援助  
ト保護團體並ニ當該職員ノ熱誠ナル結契ニ信頼シ以テ所期實績  
ヲ擧ケンコトヲ聊カ齋辭ヲ述ベテ式辭トナス

大正十五年二月二十七日

官廳刑務所長 從六位勳六等 長 谷 場 圭 介

因にこの新築落成式には司法當局を代表して行刑局の正木書  
官が同地に出張し式に臨まれたとを附記しておく。

- 木村 牛 崎(大分) 西川 健治郎(盛賀) 納 身 五郎(佐賀)
  - 石川 源 一(徳島) 藤間 實 獲(沖繩) 中野 徳太郎(高松)
  - 高橋 作三(福島) 氏 次 武 雄(高知) 佐藤 宗助(福島)
  - 笠井 成雄(名古屋) 柿崎 忠 藏(秋田) 梶 田 殿男(山口)
  - 三 東 貞 清(札幌) 岡 井 定 男(岡山) 平 田 弟 一 郎(南 廣)
  - 宮川 良 甫(少年) 韓 相 琦(安東) 山 永 正(少年)
  - 森 田 久 成(木浦) 堀 田 隆 治郎(阿 崎) 榑 井 三 郎(安 山)
  - 清水 義 亮(京城) 向 三 藏(台北) ○小見 門 卯 七(西 大 門)
  - 高田 健 吾(台中) ○徳 永 藤 助(西 大 門) 青 木 茂(平 壤)
  - 古川 三 郎(新 瀧 州) 三 木 甚 平(海 州) 淺 谷 力(大 邱)
- 當日の來賓氏名は
- 春山 作 樹、有馬 四 郎 助、大野 敷 枝、長山 始、松岡 司 法 屬、濱  
野 技 師、富井 敦 壽 師、佐藤 乙 二、藤野 善 昭 官、秋山 要、仁科 司  
法 屬、中田 司 法 屬、船田 五 吉、永原 司 法 屬、里 誠 一、三木 檢 事 長  
白土 尚 彦、宮城 保 護 課 長、佐々木 英 夫、岩村 書 記 官、山岡 萬 之  
助、の諸氏であつた。

#### 祝 辭

本日第十七回刑務官練習所卒業證書授與式ヲ舉クルニ方リ一  
言祝意ヲ表スルヘテ欣ヲトスル所ナリ

客年九月全國ノ刑務所ヨリ特ニ有爲ノ士ヲ簡拔シテ本所ヲ開  
設シ其ノ教育ニ勉ムルコト六箇月所長並講師諸氏ノ懇篤ナル指  
導ト修業生諸君ノ熱心ナル努力トニ因リ其ノ科程ヲ了ヘ茲ニ優  
良ノ成績ヲ舉ケ新ニ五十一名ノ卒業生ヲ出シタルハ予ノ衷心欣

喜ニ堪ヘサル所ナリ願フ 刑罰ノ要ハ收容者ヲシテ改竊改善セ  
シムルニ在リ夫ノ兇惡ノ性、常習ノ癖アル者ヲシテ克ク善良ノ  
民トラシムルハ素ヨリ容易ノ業ニ非スト雖 剛柔其ノ宜シキヲ  
制シ之ヲ教ユルニ道ヲ以テシ之ヲ率ユルニ徳ヲ以テスレハ必ス  
シモ之ヲ薰化シ得スト云フヘカラス而シテ之ニ善導ノ責ハ一ニ  
屬テ刑務官ノ雙肩ニ在リ是レ本年々本練習所ヲ開設シテ優秀ノ刑  
務官ヲ養成スル所以ナリ。

諸君ハ、今ヲ研鑽、琢磨ノ功ヲ擧ヘ將ニ任地ニ歸リ實務ニ當  
ラムトス、諸君ハ一面ニ於テハ宜シク其ノ習得シタル所ヲ實地  
ニ運用シテ誤ルコトナク自ら率先シテ他ノ模範トナリ他面ニ於  
テハ社會ノ世相人心ノ推移ニ留意シテ收容者ニ對スル適切ノ處  
遇ヲ講シ以テ行刑事務ノ刷新改良ヲ期スルコトヲ得ハ實ニ諸君  
ノ前途ノ爲ニ祝福スルノミナラス國家ノ爲亦慶賀ニ堪ヘサル所  
ナリ冀クハ諸君ハ其ノ責任ノ重大ナルニ鑑ミ夙夜勤精學理ト實  
務トノ研究ヲ怠ラス以テ刑務ノ發達進歩ニ貢獻セラルムコトヲ  
期カ所感ノ一端ヲ披瀝シテ祝辭ト爲ス

大正十五年三月十日

司法大臣 江 木 翼

#### 答 辭

茲ニ第十七回刑務官練習所卒業證書授與ノ式典ヲ舉ケラル、  
ニ當リ閣下並ニ諸賢ノ御臨席ヲ辱クニ生等ノ最モ光榮トスル所  
ナリ。

願レハ昨年九月學窓ニ入り爾來六ヶ月練習所長閣下ヲ始メ講

師諸先生ノ御懇篤ナル鷹胸ヲ受ケ蒙ラ啓キ大ニ得ル所アリ實新ニ付テハ所在刑務所長各位ノ御熱心ナル御指導ヲ蒙リ一面實地見學ニ依リ學理ト實際ト照合シ裨益スル所甚大ナルヲ覺ユ  
現下ノ世相ヨリ考フルニ行刑ノ任務ハ今後益多事ナラントス此秋ニ當リ行刑ノ實績ヲ舉ルハ刑務官其人ノ人格ニ俟ツ所極メテ多シ生等ノ責任重且ツ大ナリト謂フベシ今ヤ學ヲ終ヘ各々其任ニ就カントス奮闘努力此大任ヲ全フシ以テ閣下並諸師諸先生ノ恩顧ニ報ヒ一ハ以テ行刑事業ノ一端ヲ補植ヒン事ヲ期ス卒業生一阿ニ代リ聊カ燕辭ヲ述ヘテ答辭トス  
大正十五年三月十日  
第十七回刑務官練習所卒業生總代  
京都刑務所看守 伊藤 二三郎

## 訓示

練習所長 泉 二 新 熊 氏

前略修業生諸君、諸君は多数の刑務官吏の内より、特に課授を受けて入所せられたのでありますが、今回は修業期間も従前より延長しまして、六ヶ月といふことになつたのでありますので、此間日夜孜々として諸君が勉勵せられ、無事に本日の日出度い修業式を諸君の爲に舉行するのを得ますのは本練習

所の満足する所であり、諸君の爲に加賀すべきことである、又刑務界の爲に慶ぶべき所であります。

此六ヶ月の間諸君が練習せられたる所の學課は、何れも諸君の執務上に於て必要欠く可らざるものでありまして、此習識を實地に應用せられましたならば、従前より一層諸君が其職責を竭さるゝに於て有效なる結果を來すことを信じて疑はないのであります。併し毎回修業生諸君に對して同じやうに希望して只まざる事柄であります。これは特に私から申さずとも既に諸君のお心得になつて居ることだらうとは思ひます。此際矢張り一言を費して置きたいと思ふことがありますが、それは刑務官吏として行刑上必要な學問上の習識を備へなければならぬといふことは論を俟たぬのであります。併しそれよりも一層刑務官吏として必要欠く可らざるものがあるといふこととであります。それ即ち刑務官吏がよく人格を磨くといふ點に在るのであります。申す迄もなく官吏と致しまして法令を遵奉し、上官の命令に服し、而して自己の職務を常に完全に盡すといふ考へを持たなければならぬのであります。同時に品行を慎しむ、よく道義を守るといふことが最も大切であらうと思ひます。殊に刑務官吏は收容者に對しまして、も模範となるべき所の行を示して彼等を導くといふことが必要なのであります。昔の純然たる應報刑の思想に基いたる刑務所に於ては或は其事は必要でなかつたかも知れませぬ、併し乍ら今日は御承知の通り行刑の主たる目的は彼等の改善に求むるといふことに目

覺めました以上は、どうしても行刑の職責に當つて居る所の官吏は孰れも唯今申しましたやうな心掛を持たなければならぬと思ふのであります。而して刑務官吏は單に教務の職責に當るのみではない、戒護其他總て行刑事務に携る官吏は受刑者をして侮蔑せしむる爲め、直接間接に最善を盡すの覚悟がなければならぬのであります。それに就きまして最も大切なことは親切同情といふこととあります。此親切同情を以て彼等に對しましたならば、恐らくは種々の懲罰事犯などいふものも數を減少することも意外に效を奏することであらうと思ふのであります。し乍ら固より親切と同情といふことも自ら規律と秩序の維持を棄すやうなことになつてはならないのであります。其處に程よい加減のあるといふことを考へなければならぬ、常に同じやうな事柄で混合し易きことがある、儉約は必要であるが吝嗇であつてはならない、自尊自重をしなければならぬが、傲慢であつてはならない、例へば斯ういふこととありませう。親切でなければならぬが、併し乍ら不規律自墮落といふことと之を間違へてはならぬ、秩序と規律は嚴重に維持しなければならぬが、併し乍ら苛酷に彼等を取扱ふことを以て秩序規律の維持であると心得てはならない、其處に區別があることをよく心得る必要があらうと思ふのであります。

加之刑務官吏と致しましては單に收容者に對する場面計りでない、又其私的生活に於ても矢張り慎しむ所がなければならぬのであらうと思ひます。公務に従事して居るものは公的生活と

私の生活とを或程度迄區別は出来ませんが、併し乍ら又品行上の點などから申しますと、どうも殆ど區別が付かぬ、私の生活に於て非常な人から非難でも受けるやうな生活をして居る人間は矢張り疑ひては其公務上の体面に關係のあるといふことはどうしても考へなければならぬ。私此頃スコットランドの行刑規則をちよつと一覽致しました。略々イングラント、ウエールズの規則と似寄つて居りますが、其内に斯ういふことが書いてあります。酩酊即ち酒に酔ふことは其職の理由たるべしと書いてあります。刑務官吏は日常正しき行狀を維持しなければならぬものである、故に時の如何、場所の如何を問はずして酩酊は許さない、又其酩酊の程度が輕いと重いと區別も認めない、執務するのに差支へないといふ程合であつても兎に角酩酊と認められるやうな状態があれば免責の理由とはならないといふことになつて居ります。一般に絕對の禁酒論になりませうと余程議論があるやうですが、併し乍ら酩酊といふ程度に至りますと、それから色々な弊害の起るといふことは特に御話をする必要はなからうと思ふ。殊に刑務官吏と致しましては全くアルコール類を禁止されて在る所の收容者に常に接合致しまして彼等を指導して行かうといふ地位に在るのでありますから、此スコットランドの規則の如きは余程大切なことであつて、特に守らなければならぬことであるだらうと私は考へて居るのであります。

尙其規則の嚴きに野卑な、不適當な言葉を使ふこと、公の飲

食店などに始終入浴りになるやうな習慣を有すること、自分の支拂の出来ないやうな程度の負債を持つといふこと、勝負事に熱中するといふことなどは刑務官吏としての職務を繼續するに不適任と認むべき所の充分の理由とするといふことが書いてあります。之等は大私私的生活の方面に入り込んで居ることではありませんが、先刻申上げましたやうに、人の兎に角面表に立たなければならぬやうな職務を行ふ人は表ばかりではない、裏迄立派にするといふ丈の心得が最も必要であるといふことを信ずるのであります。

これは唯私が老婆心を以て、又偶々行刑規則に目を通した爲に見當りましたから御話をするに過ぎない點であります。以上を以ちまして祝辭に代へ、諸君の御職に於ける次第であります。希くは諸君其健康に注意せられまして、自愛自重、將來に對して職務の爲に盡力せられむことを望む次第であります。

### 來賓總代の祝辭

檢事長 三木猪太郎氏

本日諸君が所定の練習を卒へられまして卒業證書を御受けになりましたことは誠に慶賀の至りに存じます、申す迄もなく裁判の效果の擧るといふことは行刑の適當に存するのであります、是に於て近年我國に於ける行刑上の施設は大いに改善を加

へられまして、或は刑務所の構造施設の上に於て、或は又行刑法の改正、隨て作業の上に於て、或は其他の事務の上に鋭意刷新改善を圖られて居るやうであります。

然るに續つて考へて見ますと、果犯罪者の減少といふものが著しいとは申兼ねるやうな状態に見受けるのであります。種々の改善刷新を加へ、鋭意其効果を擧げむとしては居りますが、其内には或は作業の能率の増進したといふやうなこともありません。其他の點に於て効果の擧つて居ることもありません。併し裁判終局の目的たる所の特別豫防、詰り犯人をして再び罪を犯さしめぬ、此方面から考へますと未だ大いに安んずる譯には參るまいと思ふ、固より此累犯を豫防する上に於きましては釋放者の保護の事業も大いに發展をしなければなりません。又一般國民も之に對する諒解といふことが必要であります。尙進んで申したならば一般の犯罪の減少、若くは犯罪を一掃せしむる種々の設備が必要であります、即ち社會政策を之に加へ、一般國民をして生活の安定を得せしむるやうな根本問題になつて参りませう、故に此累犯者が著しく減少しないといふことはこれは國家の種々の設備、又社會の凡ゆる方法に俟つのである、單り之を行刑方面のみから觀察すべきものでないのは勿論であります、併し乍ら他の方面は他の方面と致しまして、刑務官は又刑務官として其最善を盡さなければならぬと思ふ。如何なる事業に致しても唯形式的、機械的に働いて居るのでは效果は舉りやうがない、殊に此行刑に従事して居らるゝ諸

君に於きましては、精神的の働きが最も必要であらうと思ふ、此點に就きましては唯今練習所長から御懇篤なる御訓示がありましたから、私は更に蛇足を加ふる必要はないのであります、併し此事が最も必要であらうと思ふのであります、受刑者を改過運善せしむるといふことは單り刑務所長或は教誨師の仕事にのみ托すべきものではない、諸君は常に夫等の人間の改過運善といふことに意を用ひられて、自分の一舉一動が彼等の感化の上に非なる影響のあるといふことを考慮せられまして、其點に充分なる注意を傾けられむことを切望するのであります。

受刑者の内に最初は温厚であつて、自分が全く改換しやうといふ念が兆して居つた、然るに刑務官のそれに對する行動が反抗を促す因になり、遂に自暴自棄になるといふやうな事例も往々耳にするのであります、彼等は勿論疑念の念に強い、嫉妬の念も強い、種々の欠陥もありません、さうすれば尙更刑務官はよく公平なる考へを以て、愛憎の念を去つて心から彼等を教導するといふ態度が必要である、諸君の如き日夕彼等に接して居る方々に取つては最もこれが必要なことであらうと思ふ、今日は色々な設備を整ふて來、又將來に於て所遇の上にも種々改善せらるゝであらうと思ひますが、さういふことの改善と相俟つて、刑務官は一致協力せられまして終始彼等を感化すること、ことに充分なる意を注がれむことを希望するのであります。

諸君は新習職を得られ歸任せらるゝといふと、其刑務所に於ける中堅の人物である、同僚其他と一致協力されまして、全力

を感化の方面に注がれ、常に自分の態度を公明公平にし、温情を以て之に臨み、終始彼等を教導することに勇猛精進せられむことを希望し息まないであります。

一言希望を述べまして祝辭に代へる次第であります。

### 講師總代祝辭

文學博士 春山作樹氏

今日の目出度い卒業式に私が講師の總代として御挨拶を致しますのは誠に光榮の至りに存じます。今回は第十七回の卒業式であると唯今承りましたが、諸君は過去六ヶ月の間非常に熱心に御勉強でありまして、之から又實務に就かれる譯であると思ひますが、新に此多數の諸君が我國の行刑に加つて行かれるといふことは國家の爲にも非常に慶賀すべきことであると思ひます。私は講師と致しまして誠に目出度いと申上げなければならぬと思ひます。

講師として参つて居ります間に感じましたことを一言致したいと思ひます。それは練習生諸君が非常に熱心であつたといふこととあります。私の擔當して居りました學歴社會教育科に、成人教育といふ題目でありまして、行刑事務に關する法規とは稍々性質を異にして、謂はば補助學科のやうな性質を持つて居つたのであります。謂はば、謂はば拘らず練習生諸君が非常に熱心な態度で勉強せられたことを慥かに認めて居りました。尙直

接職務に關係のある諸學科に於ては勿論非常な勉強をせられたことであらうと思ひます。練習生諸君は既に、成年に達せられて、一家を構へられ、又實務に就いて居られた所が、六ヶ月間元の學生生活に還られたといふことは非常に種々の點に於て御辛勞であつたらうと思ひますが、それに拘らず非常な熱心の態度、全く之迄繼續的に學生生活をやつて居つた間と變らぬ態度で勉強して居られたことは誠に喜ばしい次第であり、又講師としては至極満足に感ずる次第であります。

私は唯今申しましたやうに此練習所に於て少し方面の變つた御話をして居りましたものでありますから、講師總代として御話を致しますのは或は不適切であるかも知れませぬが、總代として茲に登りました機會を利用して戴きまして、一言私自身の希望を申し上げたいと思ふのであります。私は教育學の研究に従事して居るものであります。一般の教育即ち家庭及學校又は廣い社會に於ける教育は私の研究の對象であります。あなた方の職務所に於て受刑者を對象として活動せらるゝのと其處に相違があります。併し乍ら私共のやつて居ります仕事はあなた方の御職務との間に又密接の關係を持つて居ると思ふのであります。一般の教育の上から申しますといふと、犯罪者を如何にして減少せしむべきかといふことは重要な目的の一でなければならぬのであります。あなた方は既に犯罪をしてさうして刑を受けて居る者を取扱つて居られるのである。謂はゞ其間には一般の衛生と治療との間に於ける如き關係を持つて居るのであります。

ることが出来たのは、其兩方面の聯絡を取る上に於て私は最も喜んで居る所であります。又私はあなたの方からも一般の教育者に對して種々の有益なる參考の材料を供給せらるゝことを希望して息まないものであります。之からそれ／＼職務所にお歸りになりました、實際の職務に就かるゝことと思ひますが、其地方々々に於て唯今私の申しましたやうな意味に於て地方の教育者諸君との間に聯絡を保たれて、さうして互に必要な材料を交換せらるゝやうになりましたならば、私共の立場としては最も喜ばしいことと存じます。此機會にあなたの方に其事を御願ひ致して置きます。

教化書籍の配送

審査員の手によつて審査を了した左記教化書籍は今計二萬二千六百冊を購入し、去月中旬各刑務所へ配送された。書目中○印を附したのは少年刑務所用として特選したものである。

- 全科辭典
- 公民讀本(少年)
- 公民讀本(青年)
- 公民讀本(成人)
- 新公民讀本
- 實業讀本
- 大正修身書
- 山、川、海、光、電、氣
- 日常科學の話
- 心理學の話
- 教育學の話
- 如斯に人は成功する
- 精神修養

す。のみならずあなたの方の御職務其物の上にも亦教育と共通の性質を持つて居るものが又幾つかあると思ふのであります。刑は唯今所長閣下の御話の内にもありましたやうに將來の改善といふことを主なる目的として考へられて居ります以上は、矢張り廣い意味に於ての一つの教育であらうと思ひます。殊にそれが犯罪者に對しての教育でありますから、一般の教育よりも何一層切實な性質を持つて居る所の教育である。さう致しまして實際取扱つて居られます所の共事務の上に於ても色々共通なるものが發見せらるゝのであります。家庭及學校の教育に於ても罰が行はれます。其罰は教育上に於ては殆ど徹頭徹尾改善といふことを目的とするものであります。今日の刑務所に於ける行刑もそれを主なる目的として居られるといふことであります。されば、其罰は隨かに世道であります。又あなた方がお取扱になる所の受刑者の過去の經歷を見ますといふと、夫等の人は如何にして犯罪をするに至つたかの経路は一般の教育者が又之を材料として大いに反省すべきものがあるであらうと思ふのであります。それでありまして私共は學生を指導しますに際にも、時には刑務所に送りましたり、或は少年院に参りましたりして、學生に見學をさせて居るのであります。それで行刑に關係して居られる所の刑務官諸君は我々學校教育などに従事して居ります者との間には聯絡を取つて共同して研究すべき問題が幾つも存在して居るのであります。それで私が今回此練習所へ参りまして、あなたの方に對して我々の立場から何等か御話をす

- 維摩經
- 國體と倫理
- 我國民と國民道德
- 實用塗工術
- 日本家具圖案百種
- 木材の加工及仕上
- 診療辭典(上下二卷)
- 室内裝飾家具製作圖(一、二、三)
- 化學工業品製造法
- 養豚秘訣
- 推肥と繳肥
- 養鶏の研究
- 製圖法便覽
- 和洋建築規矩術
- 新式規矩術
- 大工歴史
- 西洋歴史
- 西洋歴史(上、下)
- 飯味の日本歴史(上、下)
- 偉人の幼年時代
- 全第一編
- 全第二編
- 全第三編
- 平凡道徳
- 基督の福音
- 宗教の早はかり
- 佛陀の福音
- 佛陀の福音
- 洋服裁斷書
- 實地工作術
- 印刷術
- 書翰心術
- 鍊心術
- 現代手紙大鑑
- 加藤清正と石田三成
- 楠公父子
- 赤穂一義士
- アレキサンデル大王とペトルイキヤ王物語
- シエイクスピア
- トリーヤ王物語
- 釋迦とキリスト
- 建國の精神に憑れる格言全集
- 論語お伽噺
- 論語お伽噺
- 論語お伽噺
- 土壤肥料教科書



